The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	陸軍参謀本部は「南京攻略」作戦をいつから構想していたか : 下令された作戦命令と配布された兵要地誌
Author(s)	片山, 剛
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2021, 10, p. 47-124
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/84927
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

研究ノート

陸軍参謀本部は「南京攻略」作戦をいつから構想していたか
—— 下令された作戦命令と配布された兵要地誌

片山 剛

要旨

周知のごとく、1937 年 8 月に勃発した第二次上海事変において、上海派遣軍や第十軍が参謀本部の命令に従わずに南京攻略を開始し、12 月に南京を占領するに至る。本稿では、タイトルの本題に記したように、陸軍参謀本部は「南京攻略」作戦をいつから構想していたかを検討する。また副題に記したように、上海派遣軍や第十軍に配布されたと推測される兵要地誌にどのような作戦が書かれていたか、それは参謀本部が下した作戦命令と一致するものであったかを検討する。そしてこれらの検討を通じて、上海派遣軍や第十軍が参謀本部の命令に従わずに南京攻略を始めた一因として、新たな要因を提示する。また参謀本部について、作戦命令を下す側面とともに、兵要地誌を作成・配布する側面もあること、そしてこの二面のあいだに齟齬や矛盾は存在しなかったか、という問題も考える。

凡例

・本稿で引用する史料のうち、原文が濁音符・半濁音符なしの漢字片仮名まじり文については、資料名、章名、節名、項目名等は原文のままとし、それ以外の文に該当するものは、読みやすさを考慮し、片仮名を濁音符・半濁音符付きの平仮名に替え、また適宜に句読点を加えて転写する。

・アジア歴史資料センターがデジタル画像で提供する資料については、「アジ歴 Ref. 〈レファレンスコード〉《ノンブル》」の形式で示す。《ノンブル》とは、ページ数が振られていない原資料もあるので、ページ数の代わりに、資料をデジタル撮影する際に各ページに振られたと推測される 4 桁の序数である。

目次

はじめに

1. 問題の所在（1）松井石根の南京攻略プラン
2. 問題の所在（2）毎年度の「対支那作戦計画」
3. 問題の所在（3）「華北と満蒙は陸軍、華中・華南は海軍」か？
4. 問題の所在（4）1920 年代までの陸軍による華中・華南地域の調査研究
5. 1911 年 5 月「対清作戦計画」
6. 陸軍の「書類」の機秘密度
7. 兵要地誌の作成マニュアル
8. 1929 年『浙江省兵要地誌』

9. 1937 年 8 月『上海及南京附近兵要地誌概説』
10.『上海及南京附近兵要地誌概説』等は派遣師団に配布されたか
11. 上陸地細部の決定と空中写真
おわりに
付録

はじめに

周知のごとく、1937 年 7 月の盧溝橋事件に続き、8 月に第二次上海事変が起こり、数次の陸軍部隊の派遣を経て、日本軍は 11 月に上海を占領する。そして上海占領に続き、「蘇州嘉興を連ぬる」制令線を突破する形で「南京攻略」作戦[1]が始まり、12 月に南京を占領するに至る。

本稿は、タイトルの本題に示したように、〈日本陸軍の参謀本部は、いつから「南京攻略」作戦を構想していたか〉、この点につき、先行研究を参照しながら改めて検討することを初発の契機としている。しかし本題のテーマを考察していくなかで、「南京攻略」作戦に言及している兵要地誌を見出すことになり、まずは兵要地誌所載の「南京攻略」作戦を分析することになった。と同時に、これら兵要地誌が上海派遣軍や第十軍に配布され、そして司令官や参謀が読んでいたと仮定すると、第二次上海事変が上海占領で終結せず、そこからさらに「南京攻略」へと展開していく過程を、新たな観点から説明することができるのではないかと考えるに至った。そこで副題に示したテーマも加えた次第である。また、参謀本部が編纂・作成（「調製」）する兵要地誌という資料は、これまでの歴史研究ではほとんど利用されてこなかった。だが、起点の時期は模索中であるが、遅くとも 1929 年ごろから 1937 年までの陸軍、とりわけ参謀本部の性格を考えるうえで、従来の史料が提供しない新たな視角を提供することもわかってきた。これらはすべて筆者にとっての新たな知見・発見となった。だが逆に、それらをうまく整理し、また十分に実証できていない憾みも多いが、一つの新たな挑戦として提示する次第である。

---

[1] 本稿で用いる「南京攻略」ないし「南京攻略作戦」の語には 2 種類ある。第一は史料において使用されている、漠然と南京を攻略する作戦を指すものである。第二は蘇州・嘉興を結ぶ線以西における作戦を指すものである。この第二の用法は、以下の理由にもとづいている。1937 年 11 月 7 日に上海派遣軍と第十軍とを中支那方面軍に「編合」した際に、第十軍の杭州湾上陸（および 11 月 13 日に予定されている第 16 師団等の長江下流の白茆口上陸）によって作戦地域が拡大することをも考慮し、中支那方面軍の作戦地域は「概ね蘇州嘉興を連ぬる線以東」とする制令線が設けられた。そこで、この制令線以西における作戦を南京攻略ないし南京攻略作戦と考えるものである。ただし本稿では、第二の意味で用いることは少なく、大部分は第一の意味で用いている。

最初に、第二次上海事変の勃発から上海占領、そして蕪湖・南京・杭州の占領に至るまでの動きを、日本陸軍による〈敵前上陸〉〈占領〉〈南京攻略〉をキイワードにして表１に示しておく。

表１　第二次上海事変の勃発から上海占領、そして蕪湖・南京・杭州の占領まで

7 月 7 日　盧溝橋事件

8 月 9 日　上海で大山中尉事件

8 月 13 日　上海で海軍陸戦隊と中国軍との間で交戦開始（第二次上海事変勃発）。閣議で、陸軍の上海派遣を決定。

8 月 15 日　上海派遣軍（第 3・11 師団基幹）を「編組」。

8 月 18 日　上海派遣軍司令官松井石根大将、陸軍を増派して五、六師団 (a)とし、南京攻略 (b)まで行うべきとする意見を開陳。

8 月 23 日　第 3 師団は上海北方の呉淞鉄道桟橋（呉淞鎮南方約 1.5km）に敵前上陸 (c)、第 11 師団の主力は川沙鎮（宝山西北、劉河鎮東南）に敵前上陸 (d)（図 1）。

第 2 次派遣として、天谷支隊（第 11 師団所属）が内地から大連・青島等を経て 9 月 3 日に呉淞に上陸。台湾から転用された重藤支隊が 9 月 14 日に貴陽湾（川沙鎮付近）に上陸（図 1）。

9 月 11 日　第 3 次派遣として、三個師団半（第 9・13・101 師団など）を上海派遣軍に増派することを決定。第 101 師団は 22 日に、第 9 師団は 27 日から、第 13 師団は 10 月 1 日に、いずれも呉淞・上海間に上陸。

11 月 5 日　第十軍（第 6・18・114 師団と第 5 師団の国崎支隊の三個師団半）が杭州湾北岸の金山衛（上海南南西約 60km）付近に敵前上陸 (e)（図 2）。

11 月 7 日　上海派遣軍と第十軍を「中支那方面軍」に「編合」し、その作戦地域を「概ね蘇州嘉興を連ぬる線以東」とする。

11 月 9 日　大上海全域の占領 (f) を発表

11 月 13 日　重藤支隊と第 16 師団等（一個師団半。上海派遣軍に追加増派）が長江南岸の白茆口（上海北西約 75km）に敵前上陸 (g)（図 2）。

11 月 15 日　第十軍、幕僚会議において、独断で南京追撃を決定（19 日、第十軍に発令）。

11 月 24 日　中支那方面軍からの「南京を攻略するを要す」の意見書が参謀本部に届く。

12 月 1 日　大本営、中支那方面軍に南京攻略を下令。

12 月 10 日　南京総攻撃開始。第 18 師団は蕪湖占領 (h)（図 3）。（のち第 18 師団は反転し杭州へ）

12 月 12 日深夜～13 日未明　南京城陥落（南京占領）(i)（図 3）。

12 月 24 日　第 18・101 師団（第 101 師団は 12 月 7 日に第十軍隷下に入る）、杭州占領 (j)。

さて表１から、課題や疑問をいくつかあげておこう。

①南京攻略については、8 月 18 日に、与えられた任務に不満をもつ松井石根が南京まで攻略すべきと発言したことに大きな注意が向けられてきた。ただし、この 8 月 18 日時点における、「五、六師団」を用いた南京攻略作戦を松井が具体的にどのように構想していた

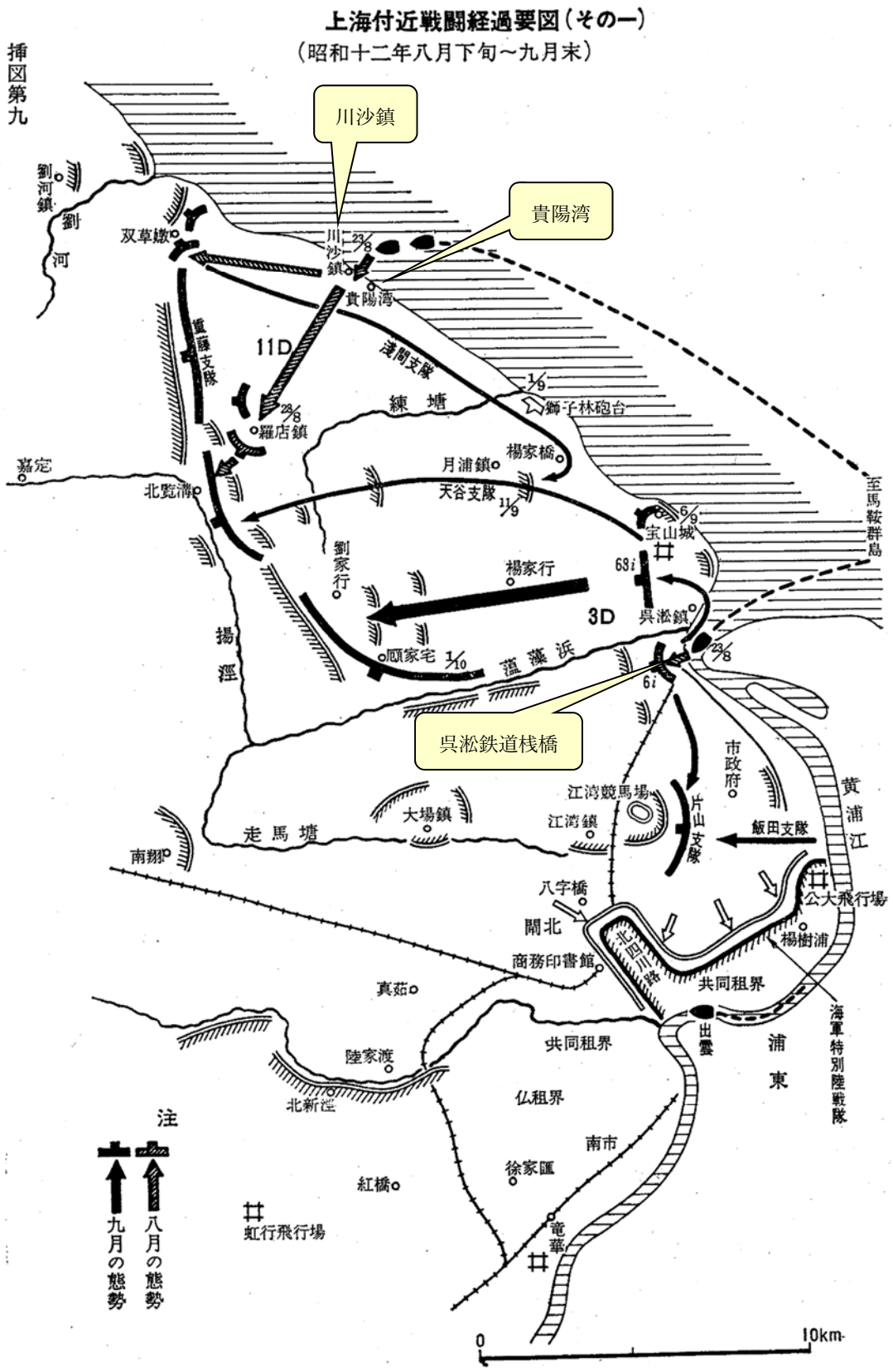

図１　〈①上海付近〉の上陸地点（戦史叢書 86、p. 276）

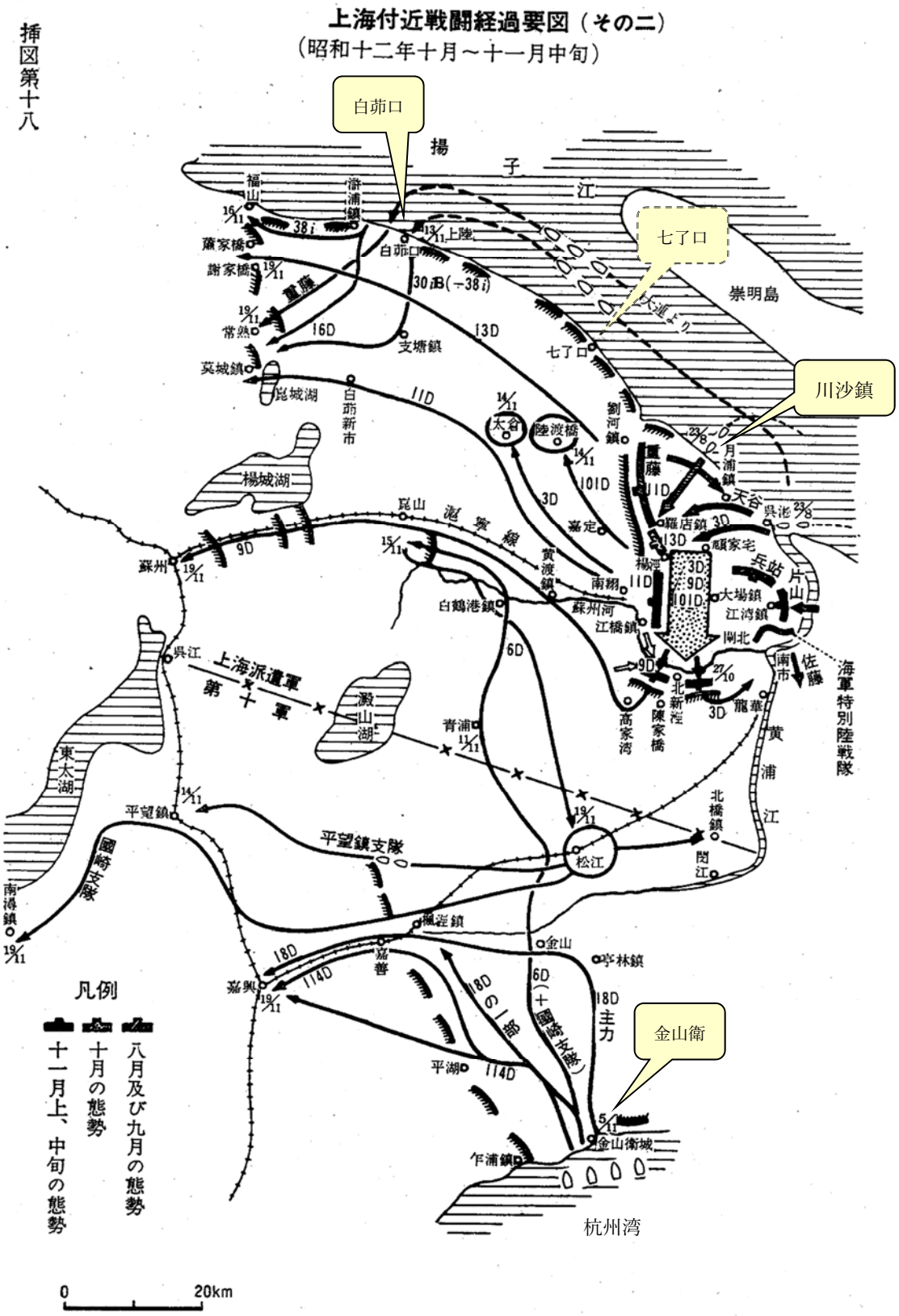

図２　〈②長江下流南岸〉と〈③杭州湾北岸〉の上陸地点（戦史叢書 86、p. 400）

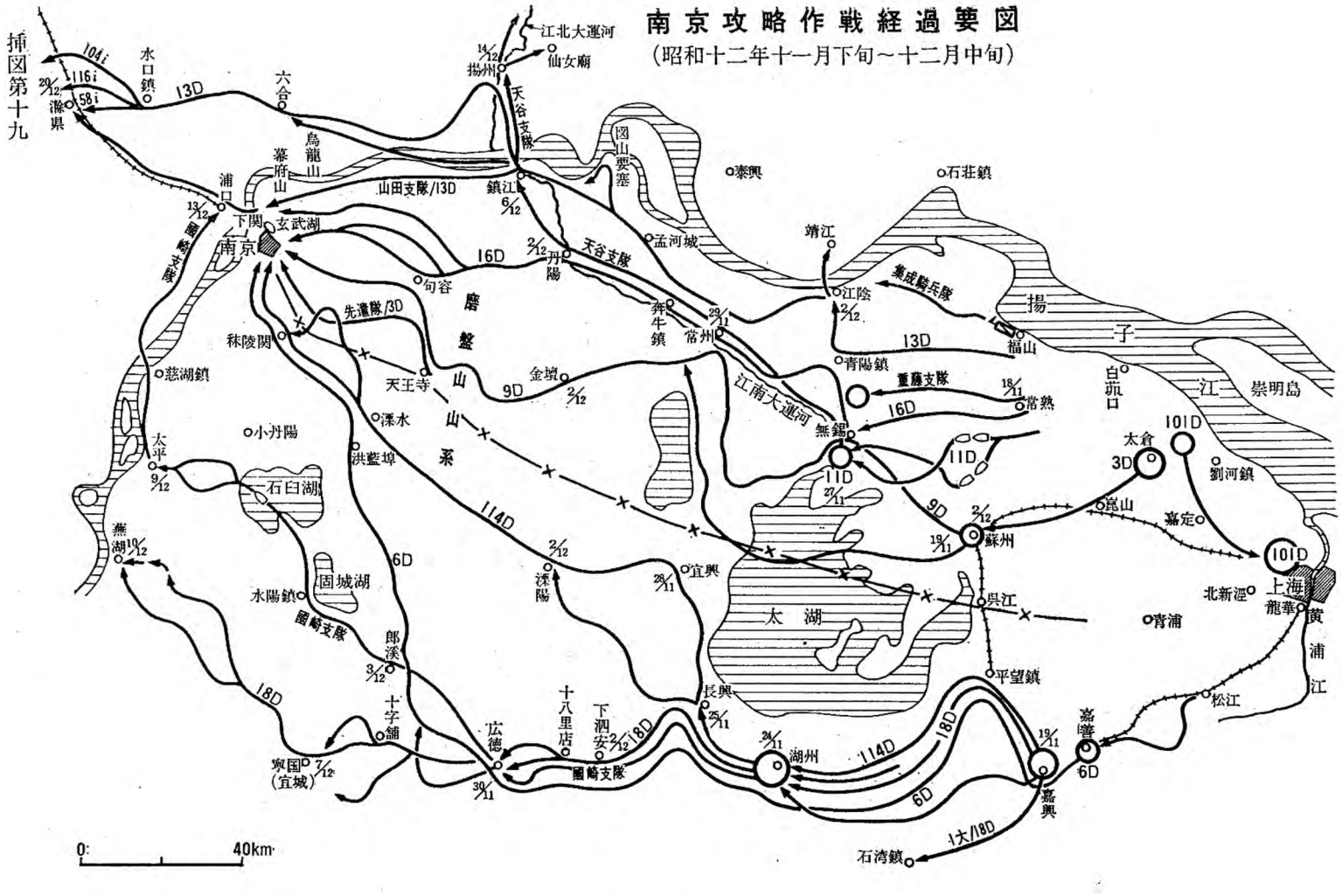

図3　南京攻略作戦経過要図（戦史叢書 86、p. 417）

表 2　上海方面に派遣された師団・支隊と南京攻略作戦への参加

派遣次序	上陸日	上陸地点		所属	師団名・支隊名	南京攻略戦への参加
第 1 次	8 月 23 日	上海付近	呉淞鉄道桟橋	上海派遣軍	第 3 師団の主力（内地から）	（間に合わず）
					第 3 師団の先遣隊（内地から）	南京　○
第 1 次	8 月 23 日		川沙鎮	上海派遣軍	第 11 師団（内地から）	?
第 2 次	9 月 3 日	上海付近	呉淞	上海派遣軍	天谷支隊（第 11 師団所属。内地、大連等から）	（在揚州、不参加）
第 2 次	9 月 14 日		貴陽湾	上海派遣軍	重藤支隊（台湾から）	（不参加）
第 3 次	9 月 22 日	上海付近	呉淞・上海間	上海派遣軍	第 101 師団（内地から）	（上海。のち杭州攻略へ）
第 3 次	9 月 27 日			上海派遣軍	第 9 師団（内地から）	南京　○
第 3 次	10 月 1 日			上海派遣軍	第 13 師団の主力（内地から）	南京対岸の六合　○
					第 13 師団の山田支隊（内地から）	南京　○
第 4 次	11 月 5 日	杭州湾北岸	金山衛	第十軍	国崎支隊（第 5 師団所属。華北から）	南京対岸の浦口　○
第 4 次	11 月 5 日			第十軍	第 6 師団（華北から）	南京　○
第 4 次	11 月 5 日			第十軍	第 18 師団（内地から）	蕪湖（のち杭州攻略へ）　○
第 4 次	11 月 10 日			第十軍	第 114 師団（内地から）	南京　○
第 5 次	11 月 13 日	長江下流南岸	白茆口	上海派遣軍	第 16 師団（華北から）	南京　○
第 2 次	11 月 13 日			上海派遣軍	重藤支隊（9 月 14 日に続く再上陸）	（不参加）

のか、この点は明らかにできないまま現在に至っている。現在でも管見では、8 月 18 日時点の松井の具体的構想を知るに足る史料はないようである。しかし戦地の上海で描いていた構想は松井日記によってある程度判明する。そこで、松井が戦地で描いていた南京攻略作戦の構想を提示する。

②松井が南京攻略に積極的であり主動的であったとしても、それは南京攻略のプランを構想したのが松井一人であることや、あるいは松井が最初であることを意味しない。たとえば、松井以前に、先行する南京攻略作戦のプランがすでにあり、それを松井が参照したという可能性もある。そこで、陸軍、とりわけ参謀本部において、南京攻略のアイデア・構想がいつごろから、どういう形で共有されていたかを検討する。

③11 月 19 日、第十軍は「独断」で南京に向かう。その時、第十軍は太湖の南岸・西岸を経て南京に向かうルートを選択する。加えて、一部は蕪湖へ、一部は太平へも向かう（図 3）。このルート選択は、参謀本部の命令でも、中支那派遣軍司令部（松井石根）の命令でもなく、まさに第十軍の“独断”による。第十軍が太湖の南岸・西岸のルートを選択し、また南京だけでなく蕪湖や太平にも向かう決断をする時、どのような考えで、あるいは何を参照したのか、これを考えてみたい。

④主な占領地として、長江下流地域における三大都市、上海・南京・杭州、加えて南京対岸の浦口・六合、さらに南京よりも上流の蕪湖がある（図 3）。このうち上海・杭州および蕪湖を占領する作戦計画についても、南京攻略作戦と併せて、いつまでさかのぼれるかを検討する。

⑤表 1 において「敵前上陸」の箇所に下線を引いたのは、本稿が順次議論していくように、そのうちのいくつかが「南京攻略」作戦と密接に関係する性格をもつと思われるからである。その検討を行うための下準備として、第二次上海事変（併せて第一次上海事変）における陸軍の「敵前上陸地」について、大きく二種類に分け、さらに細かく三種類に分けておきたい。

・〈①上海付近〉と呼ぶことにする[2]。「呉淞鉄道桟橋」（呉淞鎮南方約 1.5km）、「川沙鎮」（宝山西北、劉河鎮東南）に上陸する場合（図 1）、上海付近に集結している中国軍の主力と交戦する「敵前上陸」になる[3]。

・他方、上海からやや遠い長江下流南岸や杭州湾北岸に敵前上陸する場合（図 2）がある。本稿では、前者を〈②長江下流南岸〉と呼び、後者を〈③杭州湾北岸〉と呼ぶことにする。〈②長江下流南岸〉の実例としては、1932 年の第一次上海事変で 3 月 1 日に第 11 師団が上陸した七了口（上海北西約 45km）、1937 年の第二次上海事変において 11 月

---

[2] 1932 年の第一次上海事変で租界に上陸した例もあるが、上陸する日本軍に対する中国軍の攻撃・爆撃が諸外国の居留民やその財産に被害を与え、租界への上陸を行った日本が列国から非難を受けたため、以後は租界への上陸は避けることになった。

[3] 9 月 11 日に増派された三個師団半（第 9・13・101 師団など）は日本軍が確保している「呉淞・上海間」に上陸するものなので、敵前上陸に入らない。

13 日に第 16 師団が上陸した白茆口（上海北西約 75km）がある。〈③杭州湾北岸〉の実例は 1937 年第二次上海事変で 11 月 5 日に第十軍が上陸した金山衛（上海南南西約 60km）のみである。この 3 例はいずれも、日本軍が「上海付近」で苦戦している時に、交戦している中国軍の側面や背後を衝くことを目的に、参謀本部が上陸作戦を決定したものである。ただし上海付近で苦戦中の友軍を救援することが、〈②長江下流南岸〉や〈③杭州湾北岸〉への上陸作戦が構想された元来の目的であったといえるかどうかは、やはり検討を要する。解答を得るまでには至っていないが、若干の検討を行う。

⑥表 2 は、第二次上海事変で派遣された師団・支隊を整理したものである。そのうち、南京攻略（南京包囲を含む）作戦に参加した師団・支隊（表 2 の右端の欄に〇印を付したもの）を列記すると次になる。

・第 4 次派遣で杭州湾に上陸したすべての師団・支隊

・第 5 次派遣で白茆口に上陸した第 16 師団[4]

・第 3 次派遣の一部と第 1 次派遣の一部（第 3 師団の先遣隊）

なお第 3 師団は第 1 次派遣であるが、第 3 師団の兵士には死傷者が多く、ほとんど補充兵に置き換えられていたといわれている［江口 1992：21］から、第 3 師団所属で南京攻略戦に加わった兵士のほとんどは補充兵であったと推測される。したがって、南京攻略作戦に参加したのは、そのほとんどが第 3 次派遣以降の兵士たちであったことになる。この実際の南京攻略戦と、構想されていたいくつかの「南京攻略」作戦案とを比較対照することも求められるが、これは今後の課題としたい。

1. 問題の所在（1）松井石根の南京攻略プラン

松井石根が 8 月 18 日に唱えた南京攻略作戦の具体的内容については、管見では、それを知るための史料がない。ここでは、上海派遣後の 9 月 17 日の「松井石根大将戦陣日記」（以下、〈松井日記〉と略す）に、参謀本部次長宛に送った松井自身のプランの「大要」が載っているので、それを紹介する。

史料 1-1　松井日記 9 月 17 日（『南京戦史資料集Ⅱ』、頁 48-49）

尚別に予個人の意見として、今後南京攻略を実行する場合の作戦方針幷兵力に関する所見を筆記し、次長の参考迄依託し遣したり。其大要。

一、作戦方針

軍の主力を以て江南地方太湖両側の地区より、南京東方及南方より之を包囲的に攻略す。

別に一部をして杭州を占領せしめ東浙地方を領有す。

又一部隊をして江北地方通州、揚州、浦口等の要地を占領し、北支との遮断を図るこ

[4] 重藤支隊は第 2 次派遣で一度上陸しており、白茆口上陸は再上陸である。

とあり[5]。

二、所用兵力編組

方面軍司令部　一

特に有力なる謀略機関を附属す。

第一軍　野砲二、山砲一師団を基幹とす。

主として太湖北方より南京東方に向ひ作戦す。

第二軍　野、山砲各一ケ師団

主として太湖南方より南京南方に向ひ作戦す。

独立山砲一ケ師団

杭州を占領し東浙地方を領有す。

軍直属部隊　（略）

方面軍の兵站監部　一　（略）

作戦時期

第一期　自十二月中旬　至一月下旬

江陰、無錫、湖州を攻略し、常州、宜興、広徳の線に進出

第二期　自二月上旬　至同下旬

鎮江、句陽（容）、溧水、寧国の線を占領す

第三期　自三月上旬　至同下旬

南京攻略

右は十二月上旬迄に福山、常熟、蘇州、嘉興の線を占領するものとし、之に継続する作戦を立案せしものにして、今後軍謀略の成果如何に依り、其兵力及作戦時期を減縮し得るものとす。（後略）

まず「方面軍司令部」とあり、複数の軍から成る方面軍を前提にして構想している[6]。具体的には、第一軍（3 個師団基幹）、第二軍（2 個師団基幹）の計 2 個軍と「独立山砲一ケ師団」（および軍直属部隊等）から成り、計 6 師団である。これは 8 月 18 日の松井の発言「五、六師団」とほぼ一致している。

そして第一軍は太湖の北側を経て南京の東方に向かい、第二軍は太湖の南側を経て南京の南方に向かい、両軍で南京を包囲して攻略する。「独立山砲一ケ師団」は「杭州を占領し

---

[5] 1937 年の実際（表 1、図 3）と照らすと、通州を占領したか否かについては不明だが、揚州・浦口は〈松井プラン〉と同じく占領している。ただし第十軍が占領した蕪湖については、管見では、〈松井プラン〉には登場していない。

[6] なお、第 4 次派遣として第十軍の派遣が決まり、これによって複数の軍から成る方面軍の司令官に松井が就くことがわかるのは 10 月中旬である。すなわち 9 月 17 日の時点では、松井が複数の軍を指揮できるかどうかは不明であった。

東浙地方[7]を領有」する任務を担う。本プランでは、第一軍の兵力は 3 個師団、第二軍のそれは 2 個師団で、太湖の北側を進む第一軍が主力となっている[8]。

なお、第一・二軍が南京攻略に向かう時の出発地はどこか。このあとの 10 月 20 日の松井日記（および 10 月 18 日の飯沼日記）によると、第一に、松井は第 4 次派遣で第十軍を杭州湾に上陸させる作戦にあまり積極的ではないこと、第二に、それよりも浦東地区攻略のための黄浦江岸上陸や、中国軍の上海から南京への退路を遮断するための長江下流南岸（滸浦・白茆河口）上陸に積極的であったこと、第三に、杭州湾上陸を行うにしても、その前に黄浦江岸上陸を行うべきと考えていること等がわかる。つまり、松井が構想する南京攻略プランの骨格において、長江下流南岸上陸や黄浦江岸上陸が含まれることはあっても、杭州湾上陸は必須の要素になっていないと推測される。したがって、南京攻略作戦の出発地として杭州湾北岸は想定されておらず、上海付近ないし長江下流南岸であったと思われる。

以上、松井日記から 9～10 月における松井の南京攻略プランを復元したが、本稿で問題としたいのは、このプランが松井のオリジナルなのか、それとも先行するモデルがあるのか、である。この点は第 2 章以下で検討することにしたい。

ところで、江口氏は自身が発掘した興味深い史料として、「拾部之第壱号　昭和一二年一〇月九日　金山衛付近上陸点ノ価値判断　上海派遣軍参謀部第二課」を紹介し、「大場鎮攻略も遅々としてすすまず損害激増中の一〇月上旬という時期に、第二課では、金山衛付近上陸軍を単に上海付近中国軍の退路遮断のためのみではなく、「南京ニ向フ作戦」「南京攻略」に使用することを「極メテ必要ナリ」と判断していた」と指摘する［江口 1992：23-25］。なお、この文書は金山衛に上陸させる兵力を「尠（すくな）クモ二ケ師団」と提言している。この時期にも松井が南京攻略プランをもっていたことは確かだが、松井は金山衛上陸には消極的であった（松井日記 10 月 11 日）[9]。10 月 16 日に参謀本部が 1 ケ軍（3 個師団）の浙江方面派遣を決めたあとも、松井プランの第二軍について、「第二軍は兵力約二師団半とし、一部（約一師）を以て黄浦江岸浦東地区に先づ上陸せしめ、更に主力を以て金山付近に上陸せしめ、……後主力を以て太湖南方地区より南京に向ひ」とあり、金山衛に上陸させる兵力を 1 個師団半（2.5－1.0＝1.5）と考えている（松井日記 10 月 20 日）[10]。つまり、南京攻略を

---

[7] ここでの「東浙地方」は、杭州市を中心に太湖南岸の湖州・嘉興地方を指すと考えられる。

[8] 10 月 20 日の松井日記に示されているプランでも、9 月 17 日と同様に、太湖北側から南京を攻略する兵力の方が南側から攻略する兵力よりも多いものになっている。

[9] なお江口氏は、飯沼日記にもとづき、1937 年 10 月 8 日に上海派遣軍参謀部第一課課長西原一策大佐が参謀本部の武藤章作戦課長からの問い合わせ（どこに上陸できるか、上陸すべきかの問題）に回答した返電内容を紹介している。その返電内容を 10 月 11 日の松井日記に書かれている松井の考えと照らすと、若干の異同もあるが、ほぼ松井の考えに沿ったものであることがわかる。

[10] なお飯沼日記 10 月 18 日が語る松井の考えは、派遣される 3 個師団のうち、まず 1 個師団

考えている点では同じだが、その具体的内容、特にどこに何個師団を上陸させるかは、上海派遣軍参謀部第二課と同じではない。

2. 問題の所在（2）毎年度の「対支那作戦計画」

最初に、藤原彰氏が防衛庁防衛研修所戦史室著『戦史叢書　支那事変陸軍作戦〈1〉』（戦史叢書 86、朝雲新聞社、1975 年 7 月。以下、〈戦史叢書 86〉と略す）[11]を利用して行った研究を紹介する。なお下線は引用者片山によるものである。

文献 2-1　［藤原 1992：56-57］。

> さらに参謀本部では、この用兵綱領（1936 年 6 月 3 日に「帝国国防方針」とともに第三次改定が行われた「用兵綱領」を指す――引用者）を基礎として、「昭和十二年度対支作戦計画」を、一九三六年八月ごろ策定した。それによると、「北支に作戦する場合」には「従来の二個軍（五個師団）のほか、状況によってはさらに三個師団を増加し、必要に応じ「北支五省」に作戦を進めることもありうるとした。「中支」にたいしては、従来の第九軍（三個師団）による上海付近を占領する計画に加えて、新たに第一〇軍（二個師団）を杭州湾に上陸させ、両軍策応して南京に向かい作戦し、上海、杭州、南京をふくむ三角地帯を占領、確保するよう計画した。そしてこの場合は、「北支那方面」など他方面にたいする作戦は行なうべきではないとした。「南支那」にたいする作戦計画は、前年度通り一個師団で、主力福州、一部厦門、要すれば汕頭を占領するものであった。
>
> この作戦計画で、はじめて華北五省の占領や、南京の攻略などという具体的でかつ積極的な内容があらわれた。これは同じ三六年八月に広田内閣が策定した「第二次北支処理要綱」に呼応したもので、華北五省に防共親日地帯をつくるという華北分離工作を支援するものであった。また上海付近への派兵を南京占領にまで拡大したのは、この方面の中国軍の防備態勢の強化に対応したものであった。

つまり、「南京攻略」作戦は、それを実際に実行に移すかは別問題として、そのアイデアに限れば、1937 年 8 月に松井石根によって初めて唱えられたものではなく、その一年前の 1936 年 8 月ごろに参謀本部が「昭和十二年度対支作戦計画」のなかで計画していたわけである。

「昭和十二年度対支作戦計画」中の「南京攻略」作戦については、藤原氏の研究と重複する箇所も出てくるが、本稿の問題関心に沿った議論を行うために、戦史叢書 86 が「昭和十

を浦東地区に上陸させ、その後に 2 個師団を金山付近に上陸させるという考えで、少し異なる。

[11] 戦史叢書 86 は、「昭和十二年度対支作戦計画」を含め、数年度分の「対支作戦計画」を紹介しているが、いずれも編者が整理・編集した形のものであり（本稿、後段、参照）、「対支作戦計画」の原史料そのままではない。そして藤原氏、また筆者も、残念ながら現時点では、各年度の「対支作戦計画」の原史料を実見できていないことをお断りしておく。

二年度対支作戦計画」の性格を説明した箇所と、その内容のうち「中支」ないし「中支那」に関係する部分を紹介した箇所とを引用して議論することにしたい。なお戦史叢書 86 には、「昭和十二年度対支作戦計画」の内容を紹介する箇所が 2 か所（p. 103 と p. 386-387）あり、その内容には若干の異同がある。これは、戦史叢書 86 が「昭和十二年度対支作戦計画」を原文のまま載せているのではなく、独自に整理した形で掲載しているからである。まず、性格について説明している箇所から引用する。

文献 2-2　「昭和十二（1937）年度対支作戦計画」（戦史叢書 86、p. 102）

蔣介石が中共の江西根拠地を覆滅したころから、中国の統一と軍備は着々として進展してきたので、従来のように局地の作戦行動によって政略目的を達成することも困難になり、場合によっては全面戦争に発展することも懸念されるようになった。従って陸軍当局は、対支問題に武力を行使することは極力避けるべきであるとした。

しかし、出兵を要請される場合に備え、陸軍としては一応の用兵計画を準備しておくことが必要なので、昭和十一（1936）年八月ごろ、昭和十二年度対支作戦計画を策定した。（後略）

ここで注意したいのは、「陸軍当局は、対支問題に武力を行使することは極力避けるべき」と考えていたが、「出兵を要請される場合に備え」て、昭和十二年度対支作戦計画を策定したと説明している点である。「出兵を要請される場合」とは、1932 年の第一次上海事変の時のように、上海において海軍陸戦隊が中国軍と交戦状態に入り、陸戦隊の危急を救援するために、政府、とりわけ海軍から陸軍の派遣が要請される場合を指そう。次に、昭和十二年度対支作戦計画の内容のうち、「中支」「中支那」に関係する部分を引用する。

文献 2-3　「昭和十二（1937）年度対支作戦計画」（戦史叢書 86、p. 103）

中支那に対しては従来第九軍（三コ師団）をもって上海付近を占領する計画であったが、この方面の中国軍兵力の増加、堅固な陣地帯の構築[12]、これによる作戦規模の拡大を考えるとき、このような狭い地域に限定することは、わが戦略態勢を著しく不利にするので、新たに第十軍（二コ師団）を杭州湾に上陸させて、太湖南側から進め、両軍策応して南京に向かい作戦し、上海、杭州、南京を含む三角地帯を占領、確保するよう計画した。対ソ関係が窮迫しているとき、このような用兵を行うことは、兵力の北方転用が困難なので不利であるが、万一行うとすれば、少なくも五コ師団を投入するのでなければ軍事目的は達成できないであろうと判断したからである。従ってこの際は、北支那など他方面に対する作戦は行うべきでないとした。

文献 2-3 は藤原氏が引用している部分である。ここで、第九軍（三個師団）には 2 つの任務が課されている。第一は上海付近の「占領」であり、第二は第十軍と策応して太湖北側か

[12] 中国における 1934 年頃からの長江の沿岸および華中の海岸線における対日国防施設の充実については、戦史叢書 86（pp. 106-108）を参照されたい。

ら南京を攻略することである。一方、第十軍の場合、太湖南側からの南京攻略の任務が課されていることは明瞭であるが、上海付近の「占領」の任務が課されているのかについては明瞭ではない。ただし文献 2-3 は、上海付近「占領」と第十軍とを特に結びつけていないから、第十軍の主たる任務は南京攻略であり、第九軍の上海付近の「占領」を支援するにしても、それは副次的任務と解釈していると推測される[13]。

なお上陸地点に目を向けると、第十軍の上陸地点は杭州湾となっているが、第九軍の上陸地点は文献 2-3 では明示されていないことに注意しておきたい。

ところで戦史叢書 86 には、「昭和十二年度対支作戦計画」について説明した箇所がもう一つある。それを次に紹介しよう。

文献 2-4　「昭和十二年度対支作戦計画」（戦史叢書 86、pp. 386-387）

平時の作戦計画すなわち昭和十二年度対支作戦計画においては、揚子江下流地域に作戦する場合、約三コ師団をもって揚子江下流の白茆口（上海北西約七五粁）に上陸し、別に二コ師団を基幹とする一軍を杭州湾乍浦（上海南西約七五粁、杭州北東約八〇粁）付近に上陸し、ともに南京に向かって進攻し、上海、南京、杭州の三角地帯を領有するという策案であった。（文献 2-5 に続く）

さて文献 2-4 を素直に読むと、約三個師団（したがって第九軍）は白茆口に上陸し、また別の二個師団（したがって第十軍）は杭州湾乍浦に上陸し、上陸後ただちに両軍策応して南京攻略に向かうことになる。しかし〈上陸後ただちに〉南京攻略に向かうとなると、上海付近の「占領」はどうするのかという疑問が生じる。

他方、文献 2-4 は「上海、南京、杭州の三角地帯を領有する」とも書いており、上海の「占領」にも言及している。しかし約 3 個師団（第九軍）が上陸する白茆口は上海北西約 75km であり、2 個師団（第十軍）が上陸する杭州湾乍浦は上海南西約 75km であり[14]、いずれも上海「占領」という目的から考えると距離的に遠い。陸戦隊を救援するための陸軍部隊がすでに上海付近で戦闘しているのならば、これと交戦している中国軍の側背を衝くべく、白茆口や杭州湾に上陸させるというのならば納得がいくが、この点への言及はない。また文献 2-3 によれば、上海・杭州・南京の「占領」を行う場合には、「少なくも五コ師団を投入」と説明している。そして白茆口に上陸する約 3 個師団（第九軍）と杭州湾に上陸する 2 個師団（第十軍）で計 5 個師団になるから、上海付近で陸戦隊を救援する陸軍兵力はかなり小規模になってしまうという疑問も生じる。

以上、文献 2-3 と文献 2-4 とを整合的に解釈するのは容易ではないが、「昭和十二年度対支作戦計画」を原史料にさかのぼって確認できないため、ここでは次の点を指摘するにとどめたい。

---

[13] 上海占領の任務を負う第九軍が苦戦していれば、第十軍は救援のために上海付近の戦闘に参加するであろう。しかしそれはあくまで副次的任務であり、主たる任務は南京攻略にある。

[14] 乍浦は、正徳新令（1715 年）のころから、近世における清と長崎の貿易における清側の主要な出港地となり、また清における日本人漂流民の送還地であったという［春名 1996：10-11］。

①藤原氏がすでに指摘しているように、1936 年 8 月ごろに参謀本部が策定した「昭和十二年度対支作戦計画」において「南京攻略」作戦が計画されている。
②その計画の内容は、藤原氏がおおよそ整理したように、第九軍（三個師団）が上海付近を「占領」するだけでなく、さらに太湖の北側から南京に向かい、また新たに第十軍（二個師団）を杭州湾に上陸させて太湖の南側から南京に向かい、両軍が策応する形で南京を「占領」し、さらに杭州も「占領」する。そして上海・杭州・南京をふくむ三角地帯を「占領」するものである。
③南京攻略のための兵力として「少なくも五コ師団」の投入を計画している。そして第九軍に 3 個師団、第十軍に 2 個師団を配分するので、太湖北側を進む第九軍が主力となっている。
④南京攻略のための上陸点として、長江下流南岸の白茆口と杭州湾北岸の乍浦とが想定されている。

以上の内容を〈1936 年の南京攻略計画 A〉と呼んでおこう。これを松井の南京攻略プランの内容と比較すると、次のように整理できる。

共通するのは、上海・杭州・南京をふくむ三角地帯を占領する点、太湖の北と南の両側から南京を攻略する点、太湖の北側を進む兵力を 3 個師団、南側を進む兵力を 2 個師団とし、計 5 師団とする点、また北側から攻略する部隊が主力になっている点である。

異なっているのは杭州湾上陸に関する次の点である。すなわち、「昭和十二年度対支作戦計画」は、第十軍（二個師団）を上陸させる場所として杭州湾を計画し、具体的上陸点として乍浦を考えている。他方、松井は、（ただし海上偵察を経ての見解であるが）上陸点として杭州湾はあまり適当でないと考え、また兵力も 1 個師団半の充当と考えており、杭州湾上陸にあまり積極的ではなかった[15]。

ところで、松井は「昭和十二年度対支作戦計画」の内容を知り、参照することができたであろうか。この点については史料にもとづく議論を行うことができない。本稿では、松井が参照できる資料として、「昭和十二年度対支作戦計画」以外のものについて、第 8 章以下で考えることにしたい。

さて文献 2-4 に続いて、戦史叢書の編者による次の文がある。

文献 2-5　戦史叢書 86（pp. 386-387）

> 今回（1937 年 8 月の上海派遣軍を指す――引用者）は、主力が上海近郊に上陸し、また南京まで攻略する考えはなかったが、杭州湾岸については、平時から偵察も実施し、地誌資料も相当に収集されていた。（後略）

文献 2-4 に登場した「杭州湾乍浦付近への上陸」について、「平時から偵察も実施し、地誌資料も相当に収集されていた」とある。これは、1936 年 8 月時点で、杭州湾上陸に必要

---

[15] また松井は、白茆口上陸に充当するのも 1 個師団半と考えており、3 個師団を充当するプランはなかった。

な情報が蓄積されており、それら情報にもとづいて「杭州湾乍浦付近への上陸」が指示されていること、つまり、乍浦付近が上陸可能であることの裏付けをすでに得ていることを示唆する。ただし、上陸ならびに上陸後に必要な「地誌資料」がはたして十分であったか、これについては第 11 章で検証したい。

ところで、「南京攻略」の作戦計画が登場するのが、藤原氏が指摘するように、1936 年 8 月ごろ策定の「昭和十二年度対支作戦計画」が「はじめて」であったか、これについては検討が必要である[16]。この問題については、本稿全体を通じて検討するが、まずは戦史叢書 86 そのものを少しさかのぼってみよう。戦史叢書 86 は、1934 年策定と推測される「昭和十（1935）年度の対支作戦計画」を次のように紹介している。

文献 2-6　「昭和十年度対支作戦計画」（戦史叢書 86、p. 101）

「二　中支那方面に対する作戦」　第九軍（三コ師団を基幹とする）は、海軍と協同し、上海付近揚子江下流地区に上陸し、上海付近を占領する。

状況により北支那方面から京漢線に沿い南下させ、これと策応して長江に沿い、漢口に向かい作戦させることがある。

すなわち第九軍（3 個師団基幹）は、第一に「上海付近」の「揚子江下流地区」に上陸して「上海付近」を占領し、第二に「状況により」、長江に沿って漢口に向かい、そして漢口で、華北方面から京漢線に沿って南下してくる部隊と合流する。この場合、第九軍は長江に沿って漢口に向かう途中で南京を攻略することが含まれているのか、これが明示されていない。ただし長江沿いに漢口へ行くには、その間の主要都市の攻略が必要となるから、南京等の主要都市の攻略も含まれていると考えられる（第 5 章、参照）。

なお漢口は、辛亥革命が始まった 1911 年 10 月から海軍の陸戦隊が上陸し、居留民保護に当たっていた。だが 1912 年 1 月からは、陸戦隊に代わって陸軍の「中清派遣隊」（規模は 650～700 名。後に「中支那派遣隊」と改称）が居留民保護を名目として駐屯するようになる。そしてワシントン会議後の 1922 年 7 月に自主的に撤退する［櫻井：3, 32-33 等］。ただし戦史叢書 86 は、文献 2-6 の「状況により…」の一文について、派遣隊の存在中は「中支に対する作戦は漢口守備隊（「中支那派遣隊」を指す――引用者）に現地を固守させ、これを救援するという計画であった」ので、撤退後においても「なお状況によっては漢口に向かう作戦も行うことが予期されていたのである」と説明している（戦史叢書 86、p. 102）。

続いて、1935 年策定と推測される「昭和十一（1936）年度対支作戦計画」を見てみよう。

文献 2-7　「昭和十一年度対支作戦計画」（戦史叢書 86、p. 102）

昭和十一（1936）年度の対支作戦計画も、おおむね前年度の計画が踏襲された。しか

---

[16] 藤原氏は、「華北五省の占領」もこの「昭和十二年度対支作戦計画」ではじめて登場すると指摘するが、その後に永井和氏が、遅くとも 1933 年 9 月に参謀本部第二部が華北の占領計画（占領範囲については 2 案あるが、五省占領案を主眼としている）を立てていたことを明らかにしている［永井 1997］。

し対ソ作戦が極めて不安な情勢となり、国民政府も強化されたので、漢口作戦のような深入りする作戦は削除するよう改訂された。

すなわち、前年に計画された、漢口まで深入りする作戦は削除された。なおその場合でも、第九軍は上海付近を占領したあとに上海に止まるのか、それとも長江沿いに（たとえば南京まで）進攻するのかは未詳である。

以上、戦史叢書 86 および藤原氏が指摘するように 1936 年 8 月ごろ策定の「昭和十二年度対支作戦計画」に「南京攻略」作戦が登場する。また昭和十・十一年度の「対支作戦計画」にも、南京まで攻略する作戦が含まれていた可能性がある。南京攻略作戦がいつから構想されていたか、これについては第 5 章以下で改めてとりあげることにしたい。

3. 問題の所在（3）「華北と満蒙は陸軍、華中・華南は海軍」か？

（1）「華北と満蒙は陸軍、華中と華南は海軍」

笠原十九司氏は、1932 年 1 月 28 日に勃発した第一次上海事変に関連して、日本の陸軍・海軍の管轄区域および日本海軍の陸戦隊について、次のように述べている。

文献 3-1　［笠原 2017：123～124］

ここで、中国支配をめぐり、日本の陸軍と海軍は、管轄区域、わかりやすくいえば縄張りを、華北と満蒙（満州と内蒙古）は陸軍、華中と華南は海軍と大きく棲み分けていたことについて、簡単にふれておきたい。それは北清事変（義和団戦争）以後、艦隊を擁する海軍が上海を拠点とする長江流域の警備、さらに福建や厦門地区の警備を担当したという歴史的経緯からである。陸軍は、朝鮮半島を経由して、鉄道を使った軍隊と軍需物資の輸送が可能な満洲・内モンゴル・華北を管轄することになっていた。それは、戦前の日本にとって、兵士や物資を迅速に大量輸送できる最大・最速の輸送手段が鉄道であったからである。逆にいえば、日本の陸軍は鉄道のないところでは、大規模作戦を実施することが困難だったのである。

陸軍に対抗して上海を管轄区域としていた海軍は、中国における警備と戦闘を任務とした第三艦隊を編成し（一九〇九年）、蒋介石の北伐軍が長江流域に到達すると、日本人居留民保護を理由に海軍陸戦隊を上海に上陸させ（一九二七年）、三〇年からは上海海軍特別陸戦隊として常設部隊とした。海軍陸戦隊は名前のとおり、陸上で戦闘するために編成された海軍部隊である。アメリカ軍の海兵隊と戦闘任務は似ている。

周知のごとく、華中・華南における日本の権益の擁護と日本人居留民の保護は主に海軍の任務となっており、たとえば、1932 年の第一次上海事変の際に、上海の日本人居留民の生命・財産の保護を担当していたのは確かに海軍であった。

しかし華中・華南に対しても陸軍、特に参謀本部が組織として関心を寄せていた事例として、①日清戦争前の漢口における荒尾精の活動［村上 2020：193-195、村上 1981：16-17］、

②日清戦争後に、川上操六が参謀将校を派遣して張之洞や劉坤一等と接触させていること［櫻井 2008：7-8］、③義和団事変後の 1901 年夏～秋に、福島安正が同じく張之洞をはじめとする華中・華南の多数の総督・巡撫等と会見していること［高遠 2007：225］、④1911 年 10 月に辛亥革命が始まると、漢口や長江方面への派兵を視野に入れた「清国ノ現況ニ対シ我陸軍ノ採ルヘキ方針」を参謀本部が作成していること［櫻井 2008：8］、⑤前述のように、1912～1922 年、漢口に「中清派遣隊」（「中支那派遣隊」）を駐屯させ、派遣隊撤退後も「中支」に有事の際には陸軍を漢口に派遣する計画を有していること等々をあげることができる。すなわち、「華中と華南は海軍」という管轄域が存在していても、それは陸軍が華中・華南に関心をもっていないことを直ちに意味するわけではないのである[17]。

さて話を第一次上海事変にもどすと、事変当初における陸上戦闘の構図は〈海軍陸戦隊計 3,861 人[18]〉対〈中国の第 19 路軍約 33,500 人[19]〉であり、日本の陸軍は構図の外にあった。しかし上記の構図において、陸戦隊の兵数は、内地から増派されたものを加えても圧倒的に少なかった。そして、独力で事態の解決を図ることができなくなった海軍が、陸軍の派遣を要請することで、陸軍が上海へ派遣される道が開かれることになる。

さて海軍の要請にもとづき、陸軍が船舶輸送（海軍の艦艇と徴用の商船）によって上海に急派される。ここで注目したいのは、陸軍の「毎年度の作戦計画」［影山 2019：270］[20]、およびこれを基礎として作成されたと思われる、1932 年 1 月 26 日の「長江沿岸居留民現地保護ノ為派兵ニ関する研究」［影山 2019：140］にもとづいて、派遣する師団の順番を調整していると推測されることである。すなわち、〈①上海付近〉に上陸させて陸戦隊の危急を救う第一次派遣には混成第 24 旅団および第 9 師団を充て、上陸作戦専門の訓練を積んでいる第 11 師団[21]は、上海付近で交戦している中国軍の側背を衝くために、上海から遠い〈②長江下流南岸〉の七了口（上海北西約 45km）を上陸予定地とする第二次派遣用に温存している点である［影山 2019：141, 270-271］[22]。つまり、参謀本部は、上海で海軍陸戦隊と中

---

[17] 「華北と満蒙は陸軍」であるが、満州事変前、長江以北の中国（たとえば青島）と関東州の沿海における居留邦人の保護と日本の権益擁護の警備任務を担当していたのは、海軍の第二遣外艦隊である（戦史叢書 86、p. 271）［影山 2019：25, 53］。

[18] 上海特別陸戦隊 672 人に内地から増派された陸戦隊を加え、2 月 7 日に計 3,861 人になる［影山 2019：47］。

[19] 第 19 路軍の編成と人数については影山氏の研究［影山 2019：82］に拠る。

[20] 「有事の際の陸軍の年度作戦計画」［影山 2019：268］とも表現されている。これは毎年度の「帝国陸軍作戦計画」を指すと思われるが、それとは別の毎年度の「対支作戦計画」を指す可能性もある。どちらの年度作戦計画も原史料にさかのぼって確認できないので、いまは確定を避けておく。

[21] 上陸作戦専門兵団として、第 5（広島）、第 11（善通寺）、第 12（小倉）の各師団が指定されていたが、「支那事変」以降は、第 6（熊本）、第 18（久留米）の各師団も指定されるようになった［二宮 2016：106-107］という。

[22] なお、七了口は上陸予定地として「有事の際の陸軍の年度作戦計画」で指定されていたが、

国軍との戦闘が始まり、陸軍に派遣要請があった場合には、第一次派遣として通常部隊を〈①上海付近〉に上陸させるだけでなく、上海付近の戦闘が膠着化した場合には、上陸作戦専門の訓練を積んでいる師団（第 11 師団など）を上海から遠い〈②長江下流南岸〉の七了口に上陸させて戦局を転換させる計画を策定していたと推測されるのである。

ここで、昭和六年度（1931～32 年）の作戦計画は、1930 年に策定されていると推測される。したがって、参謀本部は 1930 年に、陸軍にとって「管轄区域外」である上海の有事の際に海軍から要請があった場合の作戦計画を立てていたわけである。これは華中・華南における日本の権益擁護と居留民保護について、「華中と華南は海軍」という枠組みにもとづいて海軍のみで対処するのが困難になっていることを意味する。また註 22 における、上陸予定地の七了口についての「これ迄数年間続けて陸海軍の偵察員が協同調査を行っている」という今村均大佐の回想は、上海有事の際の上陸地の選定を陸軍参謀本部と海軍とが協同で調査するのが常態化していることを示唆する[23]。

（2）陸軍の船舶輸送と敵前上陸地の探索・決定

さて七了口上陸作戦は、その実行直前に至るまで、海軍側からの安全面を不安視する反対意見と、陸軍側からの中国軍の側背を衝く必要という戦略的観点からの意見との対立が存在した［影山 2019：270-271］。

七了口上陸が可能か否かについて、『昭和六・七年事変海軍戦史　第二巻』（pp. 557-564）によると、第三艦隊司令部は、①2 月 17・18 日の両日、楊林口・●河口および七了口方面の河岸の写真偵察（満潮時と干潮時両方）を行い、また、②2 月 25 日に、海陸軍参謀 6 名（平服着用。ほかに日本人水先人 1 名）による現地偵察を、長江の船上から行っている。そして、③「七了口附近寫景圖（二月二十五日午後二時）」、「七了口附近俯瞰圖（二月十七日撮影）」、「七了口附近遠望圖（二月二十五日撮影）」、「七了口海面畧圖」、「七了口々畧圖」（これには、七了口の南側沿岸 300m に「此ノ附近上陸ニ適ス」の書き込みあり）を作製する。そして第三艦隊側の結論として次の 2 点を指摘する。すなわち、揚陸の能否は天候次第である。上陸地点は七了口の主として南側沿岸約 400m に局限され、しかも満潮時であるこ

具体的な上陸地点は実際の作戦条件に応じて決定される」という［影山 2019：268］。また影山氏は、今村均大佐（当時、参謀本部第二課長）の回想、「上海に事変が起きた時には七了口に陸海軍部隊を揚陸するということは陸海軍の作戦協定で決まっており、（中略）しかもこれ迄数年間続けて陸海軍の偵察員が協同調査を行っている」を紹介している［影山 2019：270］。ここで今村は「陸軍の年度作戦計画」ではなく「陸海軍の作戦協定」という表現を用いている。しかし、この「陸海軍作戦協定」については「陛下に上奏してご内諾も得ている」という、同じく今村の回想を紹介している［影山 2019：270］。「陸軍の年度作戦計画」（たとえば「昭和〇〇年度帝国陸軍作戦計画」）は天皇に上奏して許諾を得るものなので、今村のいう「陸海軍の作戦協定」は「陸軍の年度作戦計画」を指すと思われるが、「対支作戦計画」の可能性もある。

[23] かかる事態を、影山好一郎氏は、「海軍の守備範囲が自助努力で及ばなくなる事態が到来した」［影山 2019：141］と表現する

とを要す、と。2 月 26・27 日、これら材料にもとづく海陸軍参謀の協議により、3 月 1 日未明上陸、「概して七了口河口北岸に一部を、南岸に主力を上陸せしむ」こと、ならびに上陸前日（2 月 29 日）に海軍飛行機でもう一度写真偵察を行うことを決める[24]。

以上、七了口上陸作戦は、空中写真にもとづく詳細な解析および船上からの現地偵察によって、上陸可能地点を具体的に指定する地図（「七了口々畧圖」など）が作製されることで、最終的に決定されたことがわかる。これは、事前に上陸候補地が決まっていても、最終的に決定するには、陸海軍間の観点の相違もあり[25]、決行直前における詳細な現地情報の収集・分析と意見の調製が必須であることを示唆する。

さて、第一次上海事変の七了口上陸作戦、そして第二次上海事変の杭州湾金山衛と白茆口の上陸作戦は、いずれも陸海軍協同で一個師団～数個師団規模の陸軍兵力を船舶輸送して実施された払暁奇襲の敵前上陸作戦である。二宮充史氏は、この 3 つの作戦について、そこに至るまでの道程および 1941 年に始まる太平洋戦争に対してもつ意味を考察している。興味深い内容なので紹介しておこう。

制度面では、昭和 3（1928）年の改正「統帥綱領」で、敵前上陸における海軍陸戦隊の先導がなくなり[26]、陸軍主導で敵前上陸が行われることになり［二宮 2016：104］、また註 21 で紹介したように、上陸作戦専門の師団が指定されるようになる［二宮 2016：106-107］。一方、実施能力の涵養面では、大正 5（1916）年以降、陸軍大演習や陸海軍協同演習等で、敵前上陸演習が毎年実施され、昭和 4（1929）年に和歌山沿岸で行われた陸海軍協同演習では、新開発の大・小発動艇を使用して一個師団規模の払暁敵前上陸を成功させる［二宮 2016：107］。そして昭和 7（1932）年ごろまでに、上陸用舟艇のシステム化が概ね完了する［二宮 2016：105-106］。以上の蓄積を経て、第一次上海事変で、中国軍の後方に敵前上陸する七了口上陸作戦を成功させる。これは日本軍初の師団規模の敵前上陸であった。続く第二次上海事変における杭州湾金山衛上陸作戦は、数個師団規模の敵前上陸であり、「日本式大規模上陸作戦」の完成と位置づけることができる［二宮 2016：109］という。

そして、この「日本式大規模上陸作戦」の完成が、1941 年以降の太平洋戦争における、

---

[24] なお『昭和六・七年事変海軍戦史　第二巻』（p. 594）に、「（別冊）第十一師團上陸計畫」（二月二十九日）が載っており、そこに「其の情況、別紙寫眞、空中寫眞及寫景圖の如し」とあり、上記の写真や地図が第 11 師団に配布されていることが確認できる。

[25] 陸海軍の観点の相違については、「上陸計画策定及陸海軍協定の為主要事項の説明」（アジ歴 Ref. C15120122600～C15120123800。「階層」は「防衛省防衛研究所／陸軍一般史料／中央／作戦指導／その他」）の C15120122700《2464-2465》、参照。なお本資料の作成年は明記されていないが、資料中に「今次作戦に於て概ね計画通り上陸せしは「ジャバ」方面のみ」と、1942 年の「ジャバ」上陸が出てくるので、1942 年以降の作成であることは確実である。

[26] つまりこれ以降、海軍陸戦隊は基本的には敵前上陸作戦に参加しなくなる。この点はアメリカなどの海兵隊との違いである。

東南アジアや太平洋の島々への陸軍の大規模兵団の船舶輸送と敵前上陸への道を開いた、別言すれば、「支那事変」で高度な上陸作戦能力を構築しなかったならば、「大東亜戦争」を開始することができなかった［二宮 2016：120］と述べる。すなわち、船舶による陸軍の大規模輸送と敵前上陸のもつ役割が次第に大きくなる点に目を向ける必要がある。

以上、「華北と満蒙は陸軍、華中と華南は海軍」という棲み分けがあったとしても、それは陸軍が華中・華南についての地理情報や軍事情報に無関心であったことを意味しない。また陸海軍の協同による、船舶による陸軍の大規模輸送と敵前上陸のもつ役割が次第に大きくなることに注意したい。〈4〉では、陸軍が華中・華南にも関心をもち、その地理情報や軍事情報を収集・蓄積していた点について、測量・地図作製および兵要地誌編纂の観点から整理する。

4. 問題の所在（4）1920 年代までの陸軍による華中・華南地域の調査研究

（1）測量と地図作製

村上勝彦氏[27]は、1888（明治 21）年ごろまでの陸軍参謀本部による「隣邦軍事偵察活動」と「兵要地誌」編纂のあり方を考察し、隣邦密偵活動の体制は 1879 年に確立されたこと［村上 2020：190、村上 1981：10］、清国に派遣された陸軍将校による偵察活動は、各将校の個人的発意によるものではなく、参謀本部によって周到に計画・実施された組織的なものであったこと、かかる組織的活動は参謀本部設置前から始まっていたこと［村上 2020：195］等を明らかにした。そして、この体制の開始によって制定された「駐在派出将校兵略上偵察心得」[28]では、①日本軍が清国に上陸する場合、地形的に上陸し易く、敵の強固な備えがなく、給水に便利な地点を探すこと、②清国軍と交戦するに最適な場所を探ること、③首都に至る最適の経路を探索すること［村上 2020：189、村上 1981：10］、等が命じられていることを紹介している。

なお 1894 年 9 月までに作製された「清国二十万分の一図」は、盛京省（遼寧省）、首都北京及びその周辺の直隷省（ほぼ河北省と同じ）、そして山東省であり、華中・華南の諸省は含まれていない［村上 2020：193、小林等 2017：94］。しかし華中の江蘇・浙江・湖北（安徽・江西の一部を含む）の諸省を対象とするものも、日清戦争中から 1900 年の義和団事件のころに作製されていたことが最近判明した[29]。

村上氏が扱ったのは日清戦争期までであるが、それ以降についても扱ったのが小林茂氏を代表とする「外邦図研究グループ」である。小林氏らの研究によれば、陸軍の華中・華南を対象とする測量と地図作製について次のように整理できる。すなわち、日露戦争開戦から 3 か月後の 1904 年 5 月に第二臨時測図部が編成され、戦時であることを利用した測量が中

---

[27] 村上氏の研究には、1981 年の論文と 2020 年の論文とがあるが、本稿では対象を主に中国にしぼっている 2020 年の論文［村上 2020］に依拠した。

[28] 村上 1981 論文では「清国派出将校兵略上偵察心得」になっている［村上 1981：10］。

[29] 詳細については小林茂氏との共作を『外邦図研究ニューズレター』で公表する予定である。

国東北部、朝鮮半島、樺太などで公然と行われていく。ただし日露戦争が終結すると、公然と行われていた測量は中国大陸では実施できず、次第に秘密測量となっていき、測量の精度は低下する。他方、第二臨時測図部内に 1908 年に設置された「南清班」が、上海・南京・杭州・福州といった華中、華南（および満洲の入り口にあたる錦州付近）の測量を担当するようになる。その後、1913 年に第二次臨時測図部が解散されると、支那駐屯軍に付置された十数人の測量技術者よりなるグループが秘密測量を続けていき、この体制は 1935（昭和 10）年まで続く、と。そしてたとえば、1922 年には湖北、江西、安徽、河南を対象とする秘密測量が計画され、1923 年には山東、河南、安徽を対象とするものが計画されたという［小林 2011：136-137, 145、151-153、158、179-180、194-196］。

そして、臨時測図部（第一次臨時測図部を含む）と支那駐屯軍司令部が 1902～1925（明治 35～大正 14）年に刊行した 10 万分の 1 地図[30]のうち、華中・華南を対象とするものを調べると次の結果が得られる。すなわち、福建省海岸部の地図は 1902（明治 35）年刊行と最も早いこと、江蘇省のうち江北の海岸部（1919（大正 8）年刊行）を除く大部分、浙江省の大部分、安徽省の長江以南、江西省の鄱陽湖付近、福建省のうち浙江省に隣接する北部海岸地方の地図は、1909（明治 42）年に刊行されていること、広東省の広州以東の海岸部は 1909・1910（明治 42・43）年に、福建省の内陸部は 1913・1914（大正 2・3）年に、安徽省の長江以北や河南省は主に 1922～1925（大正 11～14）年に刊行されていること、である。

以上、陸軍による華中・華南を対象とする測量と地図作製についてまとめれば、日清戦争から 1900 年の義和団事変のころに「清国二十万分の一図」が作製され、その後は、臨時測図部（特に第二次臨時測部の南清班）や支那駐屯軍司令部の測量技術者による 10 万分の 1 地図が、1902 年以降に作製されていくことがわかる。つまり管見の範囲でも、華中・華南を対象とする測量と地図作製が、日清戦争～1900 年の義和団事変のころから 1920 年代まで継続して行われていたわけである。

（2）兵要地誌の作成

さて表 3 は、管見の範囲で、参謀本部が 1937 年 12 月末までに作成（「調製」）した[31]、華中・華南地方を対象とする兵要地誌（および地誌図等）について整理したものである。このうち、1912 年 5 月の『浙江省兵要地誌』から 1925 年 7 月の『江西省兵要地誌』までと、1935 年 6 月の『江蘇省兵要地誌』とは、管見では所在不明である。また 1928 年 6 月の『長

---

[30] 「口絵１　明治四十二年以降臨時測図部所測十万分一外邦図測図年紀概見図」［小林編 2009：口絵１］、あるいは「口絵２　中国大陸における 10 万分の１外邦図年紀概見図」［小林 2011：口絵２］、参照。同じものであるが、図が大きく明瞭なのは前者である。

[31] 盧溝橋事件以前に作成されたもの、および盧溝橋事件直後に編纂が開始され、数か月で完成できた（すなわち、盧溝橋事件以前に資料がそれなりに収集されていた）ものとして、1937 年 12 月末までの兵要地誌を取り上げた。

表3　華中・華南地方を対象とする兵要地誌等（～1937年12月末まで）

調製年月日 年	月	日	件名	引用者閲覧	所蔵・典拠
1912	5		浙江省兵要地誌	×	注1
1920			河南省兵要地誌	×	注2
1923	8	20	江蘇省兵要地誌	×	注3
1924	9	30	福建省兵要地誌	×	注3
1925	1		安徽省兵要地誌	×	注3
1925	2		湖南省兵要地誌	×	注3
1925	7		江西省兵要地誌	×	注4
1928	6		長江下流地方兵要地誌抜萃（江蘇省、安徽省）	×	駒大図／注5
1929	3		浙江省兵要地誌	○	アジ歴
1933	10	20	南支那兵要地誌軍用資源概説	○	アジ歴／注6
1935	6	1	江蘇省兵要地誌	×	注7
1935	6	26	福建省兵要地誌	○	アジ歴
1936	3	31	中支那航空兵要地誌	○	アジ歴
1937	4	1	支那軍及要塞、国防工事ノ概況	○	LC
1937	6	25	支那軍事要覧 第五篇 航空（正）	○	アジ歴
1937	6	25	支那軍事要覧 第五篇 航空（続）	○	アジ歴
1937	8	16	上海及南京附近兵要地誌概説	○	アジ歴
1937	8		上海南京1／50万分地誌図（其一）	○	アジ歴
1937	8	25	支那飛行場全図	○	LC
1937	8		「南京市街近傍圖（重要施設要圖）（二万五千分一）」	○	アジ歴
1937	11	30	広東省兵要地誌概説（1938年9月30日三版）	○	アジ歴／注8

・「引用者閲覧」欄の○印は閲覧できた史料、×印は閲覧できていない史料を示す。

・「所蔵・典拠」欄の「所蔵」は資料所蔵機関等を示し、「典拠」は下の注1～8で示した。

・「アジ歴」は、国立公文書館アジア歴史資料センターが提供するデジタルアーカイブを指す。

・「駒大図」は駒澤大学図書館を、「LC」は米国議会図書館を指す。

注1　1929年『浙江省兵要地誌』の「緒言」（アジ歴 Ref. C13032579000）の記述に拠る。

注2　1938年6月『河南省兵要地誌概説』の「見返し」（アジ歴 Ref. C13032568000）に拠る［源2009：288］。

注3　1925年「兵要地誌に関する件」（アジ歴 Ref. C03022724000）に拠る。

注4　1943年『江西省兵要地誌概説』の「緒言」（アジ歴 Ref. C13032659600）に拠る。

注5　駒澤大学図書館蔵。源昌久氏の目録番号39にもとづく［源2009：281-282］。

注6　ここでの「南支那」は福建・広東・広西・雲南の4省を指すが、重点は福建と広東の2省におかれている。

注7　1939年「北部江蘇省兵要地誌概況（兵要地誌資料）」（方軍地資第8号、北支那方面軍司令部）（アジ歴 Ref. C11111670900 ）の記述に拠る。

注8　1938年9月30日の第三版はアジ歴 Ref. C13032571100 で閲覧可能だが、1937年 11月30日初版の所蔵機関は源目録では防衛省防衛研究所図書館であるが、アジ歴では画像提供されていない。

江下流地方兵要地誌抜萃（江蘇省、安徽省）』は駒澤大学図書館所蔵であるが、コロナ禍のために実見できなかった。ただし表 3 を一覧すると、1912 年以降、とりわけ 1920 年代以降に華中（および華南）の諸省を対象とする兵要地誌が陸続と編纂されていることがわかる。

なお、1928 年の『長江下流地方兵要地誌抜萃（江蘇省、安徽省）』は、1927 年の南京国民政府の成立によって、首都が華中の南京におかれたことと関係しているのかもしれない。しかし 1912 年の浙江省に始まり、1925 年までに編纂された河南省、江蘇省、福建省、安徽省、湖南省、江西省の各兵要地誌は、南京国民政府が成立していない時期のものである。つまり、首都が北京であった時期にも、華中（および福建）の兵要地誌が編纂されている。このうち福建省は、いわゆる「勢力範囲」として日本が特に関心を寄せていた省であるが、それ以外の華中の諸省についても兵要地誌が編纂されている（とりわけ浙江省のそれは 1912 年と、華中の他の省に比べて早期に編纂されている）ことは、参謀本部が華中にも関心をもっていたことを示唆するものである。

本節では、小林氏らの研究から判明する、華中・華南地域を対象に行われた測量（秘密測量を含む）および地図作製という活動と、表 3 に示されている華中・華南地域を対象とする兵要地誌の編纂という活動作成とを整理した。この二つの活動がいかなる連関をもつかという問題は、今後に検討されるべき課題となろう。ただし、①日清戦争～1900 年の義和団事変のころから始まる、華中・華南を対象とする測量・地図作製という活動と、②1912 年に始まり、1920 年代に増加していく華中・華南の諸省を対象とする兵要地誌の編纂とから、陸軍が「管轄地域」外である華中・華南についても関心をもち、地理情報と軍事情報の収集・編纂を行っていたことは明らかである。そして〈2〉〈3〉で示した、陸軍の華中・華南への関心を加えるならば、「華北と満蒙は陸軍、華中と華南は海軍」という「管轄区域」による棲み分けにとらわれずに、陸軍が華中・華南に向けていた視線について改めて検討することが求められよう。

以上、4 章にわたる長い「問題の所在」となってしまった。以下では、参謀本部がいつから「南京攻略」作戦を構想していたか、またその構想をいかなる媒体によって、だれを主な対象として提示してきたか、それは組織的制度的なものであったか否か等について、従来の日中戦争史研究において、ほとんど用いられてこなかった兵要地誌に着目し、これらを検討した成果を初歩的に示すことにしたい。

5. 1911 年 5 月「対清作戦計画」

(1) 1911 年 5 月「対清作戦計画」

「南京攻略」に言及する作戦計画として最も早いのは、管見では、1911 年 5 月の「対清作戦計画」（アジ歴 Ref. C14061030000～C14061030100）である。本史料の表紙には、「極秘／明治四十四（1911）年五月十三日於〔参謀本部〕第一部印刷／拾部ノ内　第貳号／対清作戦計画」（「極秘」はスタンプ印、ほかは手書き）とある。その構成の大要は以下である。

計画の要領[32]

計画の梗概

甲　清国のみに対する場合

乙　清国に禍乱発生して同国に向って遣兵を必要とする場合

丙　露清同盟に対する場合

本計画が策定された背景と趣旨を、冒頭の「計画の要領」にもとづいて要約すると次になる。すなわち、清国が自壊する、あるいは革命派によって倒される可能性がある現在の状勢において、ひとたび「禍乱の端」が開かれれば「全国の騒乱」にまで拡大するであろう。そして列強各国は、居留民の保護や利権の確保だけでなく、さらに利権の拡張を図ろうとするであろう。とりわけ日本が利権を有している満洲をめぐって、清国と干戈を交えるかもしれない。また列強のうちで特に注意すべきはロシアである。そこで、清国のみと戦う場合、露清同盟軍と戦う場合等に備えて本作戦計画を策定したと。

「計画の梗概」は、甲～丙の 3 つの場合に大別されている。このうち乙の場合については、「北清及長江方面に在りては列強諸国と協同して事に従ひ」、その他の方面については甲の作戦計画を適用するとしている。また丙の場合は、満洲、朝鮮の咸鏡道、北京の 3 方面のみを対象とする作戦計画であり、長江や福建方面は対象外（つまり作戦しないこと）になっている。本稿では甲の場合、すなわち、列強諸国と協同する必要がなく、かつ日本が清国のみを対象に作戦する場合における、長江および福建方面の作戦計画についてとりあげる。該当部分を引用すると次になる。

史料 5-1　「対清作戦計画」アジ歴 Ref. C14061030100《0378-0383》。なお（1）（2）（3）や下線は引用者が付した。

計画の梗概

甲　清国のみに対する場合

（1）方針

<u>南満洲の占領</u>を確実にすると共に、<u>北京を攻略</u>し、且別に<u>浙江、福建の領有</u>を企図す。

（2）兵力

満洲方面　野戦師団四箇、騎兵旅団一箇、独立野戦重砲兵聯隊一箇を骨幹として編成せ

---

[32] 「計画の要領」の最後に、「日本帝国陸軍作戦計画と本計画とは、策案の一致する点尠なからず。故に許すべき範囲に於て成るべく相互用兵の途を等しくし計画の実施をして簡易円満ならしむるを要す」（アジ歴 Ref. C14061030100《0378》）という一文がある。すなわち、「日本帝国陸軍作戦計画」とは別に「対清作戦計画」が作成されていること、すなわち、「対清作戦計画」は「日本帝国陸軍作戦計画」内の一部を構成しているのではないことがわかる。

る一軍、及間島に策動すべき独立野戦師団

北京方面　野戦師団五箇、騎兵旅団二箇、野砲兵旅団一箇、重砲兵旅団一箇を骨幹として編成せる一軍

浙江方面　野戦師団三箇、重砲兵大隊一箇を骨幹として編成せる一軍

福建方面　野戦師団一箇

前記の兵力は皆最大限を示し、必要に応じ累加して之に及ぶものとす。

（3）用兵

満洲方面（略）

北京方面（略）

長江方面に在りては作戦軍を乍浦に輸送し、其の一部を以て杭州を占領し、主力をして上海西南地区に開進せしむ。

爾後主力は呉淞（上海）、江陰、鎮江要塞を攻略し、若は包囲しつつ長江右岸の地区を南京に向ひ前進す。

作戦の進捗に伴ひ長江航行の自由を得るに至れば、作戦軍の全部を乍浦に輸送するに代へ、其の一部を長江沿岸に上陸せしめ、直接に作戦軍を増援し、又時として起るべき長江左岸に於ける作戦の必要に応ぜしむ。

此の作戦は満洲北京両方面に次で成るべく速に之を実施す。

福建方面に在りては作戦軍を門辺[33]に輸送し福州に向ひ前進せしむ。（中略）又此の作戦の実施に伴ひて厦門の占領を企図す。之が為の上陸点は同島東北角五通渡とす。

（1）「方針」から、本計画は満洲・北京方面に重点においているが、長江・福建方面にも派兵して浙江・福建を占領することも計画していることがわかる。また（2）「兵力」においては、浙江方面へ派遣する兵力規模は北京・満洲方面に次ぐ 3 番目となっている。

（3）の長江方面への「用兵」について、まず作戦の順序に沿って整理すると、①作戦軍を浙江省乍浦に輸送して上陸させる、②作戦軍の一部は杭州を占領するが、主力は上海の西南地区に前進させる、③呉淞（上海）、江陰、鎮江の各要塞を攻略、もしくは包囲しつつ長江右岸の地区（すなわち長江南岸の陸上）を南京に向かって前進する、④長江を航行する自由を得れば、作戦軍の増援部隊を乍浦ではなく長江沿岸に上陸させる、となる。

さて、（1）「方針」では「浙江」を占領することになっている。浙江省については、そのすべてではなく、主に杭州（および杭州以北の浙江省部分）を占領するのであろう。そして長江方面作戦軍の主力に注目すると、上海に前進してから長江南岸を進んで南京を終着点とする計画となっている。つまり、主力の作戦ルートからすれば、上海から南京に至る長江南岸の主要都市（上海・江陰・鎮江・南京など）の攻略・占領が主たる目標になっている。

ところで注目したいのは、「長江方面」の作戦軍でありながら、上陸点が〈①上海付近〉

---

33 現在の福州市連江県琯頭鎮門辺村を指すと思われる。

でも〈②長江下流南岸〉でもなく、〈③杭州湾北岸〉の「乍浦」[34]になっている点である。ただし長江を航行する自由を得れば、すなわち呉淞（上海）、江陰、鎮江などの要塞を攻略した結果、長江沿岸における敵前上陸の危険がなくなれば、上陸点を長江沿岸に変更するという。これは、作戦実施の当初においては、〈①上海付近〉や〈②長江下流南岸〉での敵前上陸は困難なので乍浦を選択していることを推測させる。つまり、上陸点を初めから長江沿岸としない理由として、①当時の日本の陸海軍の上陸作戦能力がまだ低く、呉淞（上海）、江陰、鎮江に要塞が存在していると、その敵前上陸がかなり危険なものになるため、あるいは、②長江沿岸において敵前上陸に適した上陸点をまだ見い出していないため、以上の 2 点が考えられる。一方、乍浦については、要塞の有無等の状況および当時の日本の陸海軍の上陸作戦能力に照らして敵前上陸が可能と判断していたことになる[35]。

上陸点については、福建方面の場合も、福州攻略には「門辺」を、厦門攻略には「五通渡」を指定している[36]。また史料 5-1 では省略したが、北京方面への作戦軍派遣には、「秦皇島付近」を、北京方面の作戦軍を満洲方面の作戦軍と連絡させる場合には「葫蘆島角（連山湾）」を指定している。以上から、中国大陸への陸軍派遣はほぼ船舶輸送で行われること、そして上陸点の選定が重要である、ないしは重要となっていることに注意したい。

以上、長江方面について、乍浦を上陸点とし、杭州を占領するとともに、上海を経て長江

---

[34] この場合の「乍浦」が乍浦港を指すのか、乍浦付近を漠然と指すのかは未詳である。

[35] 後述するように、乍浦はその後も杭州湾北岸の上陸候補地として登場する。なお表 3 で示したように、最初の『浙江省兵要地誌』は 1912 年 5 月に完成する。「対清作戦計画」が策定されるのはその 1 年前の 1911 年 5 月であるが、その時点で、兵要地誌編纂の一環として、乍浦の上陸点としての価値に言及した情報がすでに収集されていた、という可能性もあろう。

[36] 小林茂氏の教示によって閲覧した資料「福建省ニ対スル計画案」（第一草案：アジ歴 Ref. C13032438000～C13032438600、第二草案：アジ歴 Ref. C13032438700～C13032439200。なお、アジア歴史資料センターは明治 32（1899）年の資料とする。しかし本資料中で、明治 33 年 11 月 6 日調製の資料が用いられているので、それ以降に執筆されたものであることは確実である）は、陸軍による福州と厦門への進攻計画案である。本計画案では、福州・厦門に派遣する兵力を最大でも一師団としており（アジ歴 Ref. C13032438500《0414-0415》）、「対清作戦計画」の「野戦師団一箇」とほぼ同じである。また厦門占領の場合の上陸点を「厦門島の東北角五通附近」（アジ歴 Ref. C13032438200《0391》）としており、「対清作戦計画」と同じである。しかし福州占領の場合の上陸点を「羅源湾内の幘頭附近」（同《0385》）とし、さらに「補助上陸点」を「同湾内の碧裡、五里館、松山島、北山馬鼻等」（同《0386》。第一草案の場合）としており、「対清作戦計画」の「門辺」とは異なっている。つまり、「対清作戦計画」内の福建方面の作戦計画案と「福建省ニ対スル計画案」とは必ずしも一致しておらず、策定・執筆時期を異にしていると考えられる。なお「対清作戦計画」においても、方面別の詳細な作戦計画が別に策定されていたと思われる。

南岸を進んで南京を終着点とする作戦計画が 1911 年に策定されていたことが判明する。これを〈1911 年南京攻略作戦〉と呼んでおく。

(2) 1911 年 10 月「清国ノ現況ニ対シ我陸軍ノ採ルヘキ方針」

「対清作戦計画」が 1911 年 5 月に策定された 5 か月後、辛亥革命のきっかけとなる武昌蜂起がおきる。参謀本部は「対清作戦計画」を下敷きとして、「清国ノ現況ニ対シ我陸軍ノ採ルヘキ方針」(アジ歴 Ref. C14061029000。櫻井良樹氏は 1911 年 10 月頃作成と推定している)を作成し、「対清作戦計画」の場合と同じく、「満洲、北清、中清(長江)、南清(福建)」の 4 方面に分けてその方針を述べる。本方針については櫻井氏がすでに漢口に焦点を当ててとりあげている[櫻井 2008:8]が、漢口以外の「中清(長江)」については特に検討していない。そこで本稿では、「中清(長江)」および福建に焦点を当てて検討する。

第一に、武昌蜂起による戦局が武漢付近に限定される場合には、列国の動向ないし海軍による陸軍派遣の要請にもとづいて、武漢に所要の陸軍兵力を派遣するのみとする。

第二に、武昌以外にも戦局が広がる場合について、本稿では満洲・北清方面への対応方針は省略するが、「中清(長江)」「南清(福建)」方面に対しては、「上海及厦門付近に各歩兵一大隊を派遣し、上海方面に於ては同地を根拠として長江沿岸の各地に守兵を派遣し、厦門の占領は台湾総督をして之に任ぜしむ」とする。厦門は歩兵一大隊で占領にまで進む。しかし長江方面については、同じく歩兵一大隊を上海に派遣しても占領までは進まず、上海および「長江沿岸の各地」(日本人居留民の多い都市を指そう)で守備隊として運用するにとどめるの意味であろう。なお、「長江方面に対し要するときは、先づ微弱の一隊(歩兵一大隊を指そう――引用者)を派遣し、終に混成旅団に及ぶ」とあるので、歩兵一大隊で不足の時には混成旅団規模まで増援する計画である。

第三に、状況がさらに重大となった場合には、「既定対清作戦計画実行の準備として、満洲、北清及中清に向ひ、更に兵力を増遣」し、「中清」方面の場合は「南京に根拠を占め、長江沿岸の各地及杭州付近を占領す」るとある。この場合には、南京を占領するとともに、「長江沿岸の各地」や杭州も占領するの意味であろう。

以上より、「清国ノ現況ニ対シ我陸軍ノ採ルヘキ方針」は、「対清作戦計画」をふまえたものとなっており、場合によっては、南京および「長江沿岸の各地」や杭州の占領にまで及んでいる。

以上、管見では、1911 年 5 月の「対清作戦計画」が「南京攻略」に言及する最も早いものである。ただし本計画では「長江作戦」の語はまだ熟した用語として用いられていない。なお第 2 章で検討した毎年度の「対支作戦計画」は、この「対清作戦計画」の流れを汲むものではないかと思われるが、これは今後の課題としたい。

6. 陸軍の「書類」の機秘密度

陸軍が作成する資料は、後述するように、「書類」と「文書」に大別される。そして「書

類」や「文書」の各々に異なる機秘密度[37]が設定されている。この機秘密度の設定や機秘密「書類」・機秘密「文書」の取扱いについては、同じく後段で紹介するように、陸軍省が所管し、「取扱規則」を制定している。本稿が第 8 章以下でとりあげる兵要地誌は「書類」に分類される［源 2009：295］。そこで、陸軍の機秘密「書類」の分類について知る必要がある。

源昌久氏は「書類」の機秘密度について、『陸軍成規類聚』にもとづき、陸軍の軍事上の機秘密書類は、「陸軍軍事機密書類」「陸軍軍事極秘書類」「陸軍軍事秘密書類」の 3 種類に分類されていると指摘する。しかし源氏は他方で、寺田近雄氏の所説にもとづき、機秘密度に「軍機」「軍極秘」「極秘」「秘」「部外秘」の 5 段階があったことも紹介する。そしてこの二つの記述にもとづいて、兵要地誌に付されている機秘密度を示す語句を、機秘密度の高い順に「軍事極秘」、「極秘」、「軍事秘密」、「秘」・「秘規則適用」、「部外秘」、「（取扱注意）」の 6 段階であったと推測する［源 2009：295］。ただし寺田氏の 5 段階や源氏の 6 段階という説は、『陸軍成規類聚』が 3 種類（3 段階）とする点と明らかに異なっている。したがって、この違いが生じる理由を考える必要がある。

また、陸地測量部で地図関係の製図や製版の業務に従事していた方々への聞き取りによれば、兵要地誌ではなく、地図の機秘密度のことになるが、機秘密度の高い順に「軍事機密」「軍事極秘」「軍事秘密」「極秘」「秘」の 5 段階であったという回答が得られている。ただし地図の場合、たとえば「秘　天　第何号」のように「天」の字が付加されているが、その理由については不明という回答である［塚田・富澤 2009：309-310］。

以上、兵要地誌や地図の機秘密度については、これまでに利用できた史料の制約もあり、解明されているのはごく一部にすぎない。たとえば、①『陸軍成規類聚』以外に機秘密度について専門特化した規程類はないか、②機秘密度の分類に時期的変遷はなかったか、等が考慮される必要があろう。

（1）昭和 8 年「陸軍秘密書類取扱規則」

今回、筆者はアジア歴史資料センターが提供する資料のなかから、昭和 8（1933）年における、陸軍の軍事上の機秘密書類に関する「取扱規則」の改正にかかわる資料を 3 件見出した。そこで、この 3 件の資料から判明することを紹介する次第である。ただし「取扱規則」は数度改正されており、管見では、最初に制定された時（いつか不明）から 1945 年に至るまでの変遷（制定時の内容やその後の改正の内容）については、資料の制約もあり、解明できることは依然として部分的なものになる。しかし、まずは依拠できる資料が見つかった昭和 8 年の「取扱規則」やその説明を検討し、基盤となる点を固めることにしたい。この「取

37　機密や秘密の程度を指す語として「機密度」「秘密度」「要度」等の語があるが、本稿の地の文では〈機秘密度〉を用いる。同様に、機秘密度を有する書類（および文書）を指す語として〈機秘密書類〉（および〈機秘密文書〉）を用いる。詳しくは註 41、参照。

扱規則」や説明は、「書類」を対象とするものであるが、「書類」と「文書」の区別が明瞭でないことを考慮し、「文書」についても付随的に言及しているので、これも紹介することにしたい。

昭和 8（1933）年 2 月 18 日に、(1)「昭和八年陸達第二号／陸軍ノ軍事上ノ秘密書類ニ関スル件／（陸軍大臣荒木貞夫）」、(2)「昭和八年陸普第八五〇号／陸軍秘密書類取扱規則／（陸軍大臣荒木貞夫）」（以下〈取扱規則〉と略す）、(3)「陸普第八五一号／陸軍秘密書類取扱規則ノ説明配賦ノ件／（陸軍省副官飯田貞固）」（以下「説明配賦」と略す）、以上の 3 件が発出され、同年 5 月 1 日から、陸軍の軍事上の機秘密書類に関する規則が改正されることが通達される[38]。

この改正によって、「明治四十四年陸達第二十六号陸軍機密書類取扱規則」は廃止され[39]、また規則の名称が、「陸軍機密書類取扱規則」から「陸軍秘密書類取扱規則」（下線は引用者）に変更される[40]。そして、陸軍の軍事上の「秘密書類」を 3 種類とし[41]、機秘密度の高いも

---

[38] これに関係する史料として、管見では、「昭和八年陸達第二号／陸軍ノ軍事上ノ秘密書類ニ関スル件／（昭和十三年陸達第十二号中改正加除済）」（アジ歴 Ref. C14060233400《1584-1587》）、「昭和八年陸普第八五〇号／陸軍秘密書類取扱規則／（昭和十三年陸普第九七九号中改正加除済）」（同《1588-1633》）、「陸普第八五一号／陸軍秘密書類取扱規則ノ説明配賦ノ件／陸軍一般へ通牒」（アジ歴 Ref. C12120762000《1224-1264》および C12120762100《1265-1317》）、以上の 3 種類がある。なお前二者は、昭和 8 年時点のオリジナルではなく、昭和 13 年の「昭和十三年陸達第十二号」と「昭和十三年陸普第九七九号」によって部分改正されたものである。この点は、前二者に共通する表紙（アジ歴 Ref. C14060233400《1584》）に、「昭和八年二月陸軍省印刷／昭和十三年十月改刷」と印刷されていることからも窺える。

[39] 「説明配賦」（アジ歴 Ref. C12120762000《1224》）によると、「現行規則」（「陸軍機密書類取扱規則」を指す――引用者）は明治 44（1910）年に制定されたものであり、その後、大正 8（1919）年と昭和 2（1927）年の二度、その一部が改正された。しかし各部隊が一読して直ちに要を得ることが困難なので、今回の改正に至ったという。ただし明治 44 年制定の取扱規則の内容、大正 8 年や昭和 2 年の一部改正の内容等については、史料にさかのぼって確認できない。ただし一部の内容については、大正 6（1917）年 4 月時点の「現行」規則との対照表（表 4）から窺うことができる（本稿末の〈付録 1〉、参照）。

[40] なお、(2)「昭和八年陸普第八五〇号／陸軍秘密書類取扱規則」の「取扱上ノ注意」に、「本規則は軍機保護上、其の内容部外への公表を憚るに付き、取扱上注意すべし／追て本規則は「陸軍成規類聚」へ登載せず」（アジ歴 Ref. C14060233400《1590》）とある。陸軍の機秘密書類（および機秘密文書）に関する規則やその変遷があまり解明されていないのは、「陸軍成規類聚」に掲載されなかったことが一因になっているのかもしれない。

[41] この「陸軍秘密書類取扱規則」という規則名のうち、「秘密書類」とは、本規則の適用対象である「陸軍軍事機密書類」「陸軍軍事極秘書類」「陸軍軍事秘密書類」の 3 種類すべてを指

のから順に、①陸軍軍事機密書類、②陸軍軍事極秘書類、③陸軍軍事秘密書類、とすることが定められる[42]。

各書類の作成に当たり、標記すべき事項が次のように定められている。①陸軍軍事機密書類には、調製する部隊（参謀本部を含む。以下、同じ）が、一葉または一冊ごとに、「軍事機密」の符号、調製年月日、調製部隊号、一連番号、紙数、附表（附図、様式等）数を標記する（取扱規則第 5 条。アジ歴 Ref. C14060233400《1595》）。②陸軍軍事極秘書類には、同様に、調製する部隊が、一葉または一冊ごとに、「軍事極秘」の符号、調製年月日、調製部隊号、一連番号、紙数、附表（附図、様式等）数を標記する（取扱規則第 40 条。同《1615》）。そして③陸軍軍事秘密書類には、調製する部隊が、一葉または一冊ごとに、「軍事秘密」の符号、調製年月日、調製部隊号、紙数、附表（附図、様式等）数を標記する（取扱規則第 40 条。同《1615》）。つまり表面的にみれば、陸軍軍事機密書類と陸軍軍事極秘書類には、どちらも一連番号や紙数、附表（附図、様式等）数（以下、「紙数」「附表（附図、様式等）数」を合わせて〈紙数等〉と略記する）を標記するが、陸軍軍事秘密書類には一連番号を標記せず、紙数等を標記するのみである。

なお以上から、「陸軍軍事機密書類」の符号（略称）は「軍事機密」、「陸軍軍事極秘書類」のそれは「軍事極秘」、「陸軍軍事秘密書類」のそれは「軍事秘密」であることがわかる。

また注意しておくべき点として、陸軍軍事機密書類や陸軍軍事極秘書類と異なり、陸軍軍事秘密書類は「秘密の度軽易」であり、その多くは「将校の閲読に供し、軍事識能を増進する史料」であるので、「死蔵することなく、大いに利用」されることが望まれていること（「説明配賦」第七章、説明。アジ歴 Ref. C12120762100《1274》）がある。

す。これが基本である。ただし、改正以前の「陸軍機密書類取扱規則」では、機秘密書類を「機密書類」と「秘密書類」とに大別していたと推測され（本稿末尾の〈付録 1〉、参照）、「機密書類」以外の機秘密書類を指して「秘密書類」と呼んでいた。そのため昭和 8 年「陸軍秘密書類取扱規則」でも、「陸軍軍事機密書類」を除いた、「陸軍軍事極秘書類」「陸軍軍事秘密書類」の 2 種類を指して「秘密書類」と呼ぶ場合もある。また文字面から、「陸軍軍事秘密書類」のみを指して「秘密書類」と呼ぶ場合もありうる。以上の点を考慮し、混乱を避けるために、本稿の地の文では、機秘密度を有する書類（および文書）を一般的に指す術語として〈機秘密書類〉（および〈機秘密文書〉）を用いる。

[42] 「説明配賦」の「通則」「第三条」の説明文に、「第三条の秘密書類（「陸軍軍事極秘書類」と「陸軍軍事秘密書類」の両方を指す――引用者）中には、現に慣行として標記しつつある「部外秘」、「特」、「将校の外閲覧を禁ず」等の書類は包含しないこととし、本規則の適用範囲外としたのであります」とある（アジ歴 Ref. C12120762000《1231》）。「陸軍秘密書類取扱規則」の適用対象外の書類ではあるが、陸軍内に「部外秘」、「特」、「将校の外閲覧を禁ず」等の符号が標記された書類が存在することがわかる。ただしその詳細は未詳である。

(2) 陸軍の機秘密「文書」

さて「日常往復秘密文書」(以下、「文書」と略す) にも、「軍事機密」「軍事極秘」「軍事秘密」の符号で標記されるものがある。そこで、「書類」と「文書」とを区別するために以下のようにする。すなわち、軍事機密書類には〈「軍事機密」＋一連番号〉を標記し、軍事極秘書類も同じく〈「軍事極秘」＋一連番号〉を標記し、軍事秘密書類は〈「軍事秘密」＋紙数〉を標記する。他方、「文書」においては、軍事機密文書・軍事極秘文書・軍事秘密文書を、それぞれたんに「軍事機密」「軍事極秘」「軍事秘密」の符号で標記するのみとし、一連番号や紙数は標記しないと[43]。ただし、「日常往復秘密文書でも長期に保管せしむるの必要を認め、或は取扱を本規則 (「陸軍秘密書類取扱規則」――引用者) に準ぜしむるを適当なりとするものにあっては〈「軍事秘密」＋紙数〉の字句を附し、本規則を準用せしむるの着意あるを要するのであります」とある (「説明配賦」の「第二　細説／其一　全般に就テ／五」、アジ歴 Ref. C12120762000《1229-1230》)。

7. 兵要地誌の作成マニュアル

本稿では第 8 章以下で、史料として兵要地誌を用いる。そこで兵要地誌について若干の考察を行っておきたい。まず兵要地誌とは何かであるが、源昌久氏は、「兵要地誌 (兵要地理、Military Geography) は、基本的に戦略・作戦と結びつき、事前の準備・用意の役目を果たす応用地理学といえよう」[源 2009 : 44] と解説する。

(1) 兵要地誌作成マニュアルの変遷

兵要地誌を調製する際に根拠とされる調査要領やマニュアルについては、源昌久氏が調査してきた。これらマニュアルのうち、陸軍中央が制定したものとして、大本営陸軍部 (著)『兵要地理資源調査報告例規』(昭和 19 (1944) 年 5 月刊。以下、〈昭和 19 年例規〉と呼ぶ) を源氏が紹介している。そして源氏は、この昭和 19 年例規は、兵要地誌の全体が「第一篇　総則／第二篇　兵要地理／第三篇　兵要資源及経済状態／第四篇　占領地統治資料」の四篇で構成されており、特に第四篇に「占領地統治資料」に関する記事が掲載されていることが大きな特徴であると指摘している [源 2005 : 44, 48]。また源氏は、昭和 10 (1935) 年〔6〕月 15 日参謀本部調製『兵要地理並國防用資源調査報告例規』(〔 〕内と下線は引用者)、および昭和 13 (1938) 年 2 月 1 日参謀本部調製『兵要地理資源調査報告例規』の存在を指摘しているが、残念ながら史料利用の制約で、入手して検討するには至らなかった。

---

[43] 史料は、「説明配賦」の「第二　細説／其一　全般に就テ／五」、アジ歴 Ref. C12120762000《1229-1230》／「説明配賦」第七章、説明、アジ歴 Ref. C12120762100《1274》／「説明配賦」第十一章、第七十一条、同《1296》／また昭和 18 年の「陸普第三五二二号／秘密書類、同文書等ノ標記ニ関スル件。陸軍一般へ通牒／昭和十八年七月十六日／陸軍省副官」中の「秘密書類及文書ノ標記要領」、アジ歴 Ref. C14060233600《1653-1654》。

筆者は今回、源氏が検討できなかった、昭和 10（1935）年 6 月 15 日参謀本部調製『兵要地理並國防用資源調査報告例規』（アジ歴 Ref. C15120350100《0633》-C15120350300《0767》。以下、〈昭和 10 年例規〉と略す）[44]、加えてこれに関連する昭和 10 年 6 月 15 日参謀本部調製『兵要地理並國防用資源調査報告例規改正ニ就テ』（アジ歴 Ref. C15120350100《0624-0632》。以下、昭和 10 年「例規改正ニ就テ」と略す）[45]を利用することができた。そこで源氏の成果を下敷きに、この 2 件の新資料に初歩的検討を加えて、昭和 10 年例規のもつ意味を紹介することにしたい。

まず、陸軍中央（参謀本部と大本営陸軍部）が制定した兵要地誌マニュアルの変遷を、源氏の成果［源 2005：44, 47-48］と 2 件の新資料にもとづいて整理すると次になる。なお、兵要地誌作成マニュアルは基本的に参謀本部が所管するものとなっている。

（ア）大正 12（1923）年 4 月 29 日以前については未詳

（イ）大正 12（1923）年 4 月 30 日参謀本部 調製『兵要地理並軍用資源調査報告例規』

（ウ）昭和 10（1935）年 6 月 15 日参謀本部 調製『兵要地理並國防用資源調査報告例規』。（イ）は廃止[46]。

（エ）昭和 13（1938）年 2 月 1 日参謀本部 調製『兵要地理資源調査報告例規』

---

[44] 昭和 10 年例規の表紙には、「秘　規則適用／兵要地理並國防用資源調査報告例規／参謀本部」、「調製年月日　昭和十年六月十五日／紙数　四拾六枚／附表　九枚／附図　弐枚」（アジ歴 Ref. C15120350100《0633》）と印刷されている。「秘　規則適用」とは、昭和 8 年以前の「陸軍機密書類取扱規則」が適用される、一連番号なしの「秘」書類（昭和 8 年の規則改正後の「陸軍軍事秘密書類」に相当）という意味である。「秘」の符号が付されていても、取扱規則の適用対象ではない書類・文書があるので、それらと区別するために「規則適用」が付されている（後段で引用する「二、改正ノ大要」の「五」、参照）。なお、従前の「秘（一連番号なし）」書類は、昭和 8 年に陸軍省の「陸軍秘密書類取扱規則」によって「陸軍軍事秘密書類」（符号は「軍事秘密」）に名称変更されたはずであるが、参謀本部はなぜかこの「軍事秘密」の符号を用いていない。

[45] 昭和 10 年「例規改正ニ就テ」の表紙には、「秘　規則適用／兵要地理並國防用資源調査報告例規改正ニ就テ／参謀本部」、「調製年月日　昭和十年六月十五日／紙数　六枚」（アジ歴 Ref. C15120350100《0624》）と印刷されている。昭和 10 年例規と同様に「軍事秘密」の符号が用いられていない。

[46] 昭和 10 年例規の「例言」（アジ歴 Ref. C15120350100《0634》）。また、昭和 10 年「例規改正ニ就テ」の大項目「一、改正ノ必要」は、大正 12（1923）年の例規を廃止し、昭和 10（1935）年例規に改訂増補する理由を次のように説明する。すなわち、「兵要地理並軍用資源調査報告例規」は大正十二年に改訂せられたるものにして、既に十餘年の日子を経過しあり。此間に於ける軍事界の進歩は長足顕著にして、従て軍事調査の報告要領に就ても幾多改訂増補を要するものあるに至れるに依る」（アジ歴 Ref. C15120350100《0625》）。

（オ）昭和 19（1944）年 5 月大本営陸軍部 著『兵要地理資源調査報告例規』。(エ)は廃止。

一見しての違いは、タイトル名のうち、(イ)の「竝軍用」が、(ウ)で「竝国防用」に変わり、(エ)(オ)で削除されていることである。一方、内容面の違いについては個別に検討する必要がある。とりわけ(イ)から(ウ)への変更については興味深いものが多数あるが、本稿では重要と考えられる 2 点にしぼって検討したい。第一は、兵要地誌の機秘密度の変更についてであり、第二は、(ウ)において、「現時の要求」にもとづいて新設された篇・章などの項目についてである。

（2）兵要地誌の機秘密度の変更

昭和 10 年「例規改正ニ就テ」は次の 3 つの大項目「一、改正ノ必要／二、改正ノ大要／三、主要ナル改正事項」から成る。このうち「二、改正ノ大要」の「五」は、兵要地誌の機秘密度の変更について次のように述べる。

> 五、〔兵要地誌の〕取扱を「規則適用」とせり。是、従来は「秘、番号入」なりしが、斯くては折角携帯使用に便なる如く小型形式迄採用せられあるに拘らず十分利用せられざる憾あり。内容も厳密なる秘密を要求する程度にあらずして、寧ろ収納を避け、常に之を使用するを望むものなればなり（アジ歴 Ref. C15120350100《0626》）

兵要地誌は、従前は「秘、番号入」（大正 6 年「現行」規則の（2a）であり、昭和 8 年「取扱規則」の「陸軍軍事極秘書類」に該当）であったためか、せっかく携帯使用できる小型サイズにした[47]にもかかわらず、十分に利用されなかった。しかし「内容も厳密なる秘密を要求する程度にあらず」であり、「常に之を使用するを望む」ので、今回機秘密度を一段軽易な「秘　規則適用」（大正 6 年「現行」規則の（2b）であり、昭和 8 年「取扱規則」の「陸軍軍事秘密書類」に該当）に改める。すなわち、兵要地誌の機秘密度をより軽易なものにし、日常的利用を図るという趣旨である。以上の説明は非常に興味深いが、同時に検討が必要な

---

[47] 源昌久氏が作成した「日本の兵要地誌目録（1926-1945 年）―中国地域を中心に―」［源 2009：265-287］所載の兵要地誌のうち、①参謀本部が調製したもので、かつ②「兵要地誌」ないし「兵要地誌概説」のタイトル名をもつものについて、その大きさを調べると、目録 No. 40 の 1927 年『直隷省兵要地誌概説』（機秘密度は「秘」）は 23cm、No. 34 の 1929 年『浙江省兵要地誌概説』（「秘」を抹消して「軍事秘密」）は 21cm であり、その後のものも 21～23cm で、携帯できるサイズと判断できる（なお、No. 23-A の 1943 年『江西省兵要地誌概説』は大本営陸軍部の調製なので除外した。ちなみに大きさは 15cm とかなり小さい。No. 39 の 1928 年『長江下流地方兵要地誌抜粋』もタイトル名が「抜粋」なので除外した。ちなみに大きさは 15cm とかなり小さい。また No. 42（調製年未詳）『東部ソ満国境作戦地方兵要地誌』は、「兵要地誌」のタイトル名をもつが、参謀本部調製ではないと判断した）。

点もある。さしあたり、①〈だれが常に之を使用する〉ことが想定されているのか、②昭和10年例規以降の兵要地誌の内容は、「厳密なる秘密を要求する程度」のものではないといえるのか等である。この2点については後段で改めてとりあげることにしたい。

なお源氏は、昭和6（1931）年3月参謀本部調製『満蒙兵要地誌概説』（機秘密度は「秘」）の編纂の目的について、その「緒言」に、「本書の目的は国軍将校の為、兵要地誌研究の一資料と為し、併せて以て軍隊錬成の参考たらしむにあり」とあり、また昭和8（1933）年10月20日参謀本部調製『南支那兵要地誌軍用資源概説』（機秘密度は「秘　規則適用」）の編纂の目的についても、その「緒言」でほぼ同様の趣旨が述べられていることを紹介する。そして「兵要地誌書一般が将校・軍人に対する教育的な場で活用されていた側面を有していたのではなかろうか」［源2009：293］と述べる。

確かに、遅くとも1927年には、日常の閲読に便利な小さいサイズになっており（註47、参照）、また1929年調製『浙江省兵要地誌』の機秘密度が〈「秘」を抹消して「軍事秘密」〉であり、前段の兵要地誌が「秘」「秘　規則適用」である点から、昭和10（1935）年の例規改正を待たずに兵要地誌の機秘密度が軽易化されている。したがって遅くとも1927～29年には、将校が日常的に閲読することの奨励が始まっていたと推測される。しかし上記の「二、改正ノ大要」の「五」によれば、実際に閲読していた将校は依然多くなかったようである。

（3）昭和10年例規の目次構成

昭和10年例規の目次の大要（篇レベルの構成）は、「第一篇　総則／第二篇　兵要地理／第三篇　国防用資源及経済状態」「第四篇　占領地統治資料」である。この4篇構成は、源氏が紹介した昭和19年例規まで引き継がれていく。そして前述したように、源氏は昭和19年例規に「第四篇　占領地統治資料」が存在することに注目したが［源2005：48］、後述するように、この「第四篇　占領地統治資料」は昭和10年例規で新設されるものである。

次に章レベルを含めた目次構成を示そう（アジ歴 Ref. C15120350100《0635-0637》）。なお、附図、附表は省略する。

第一篇　総則

第二篇　兵要地理

第一章　通則／第二章　地形及地質／第三章　宿営、給養／第四章　主要都市、住民地及住民／第五章　要塞／第六章　交通／第七章　航空／第八章　通信／第九章　気象／第十章　衛生／第十一章　用兵的観察

第三篇　国防用資源及経済状態

第一章　国防用資源／第二章　経済状態

第四篇　占領地統治資料

第一章　住民、教育、思想、宗教／第二章　行政、司法／第三章　財政経済竝資源獲得／第四章　交通、通信／第五章　宣伝／第六章　外国勢力

兵要地誌の例規で示されている目次構成を対照することができるのは、この(ウ)昭和 10 年例規と、源氏が調査した(オ)昭和 19 年例規［源 2005：48］である。この 2 つを対照すると、大きな違いは、第二篇において、第一章総則以外の諸章の順序が異なることである。最も注目したいのは、「用兵的観察」が、昭和 10 年例規では末尾の第十一章であったが、昭和 19 年例規では第二章（すなわち第二篇第一章総則の直後）に移っていることである。

「用兵的観察」が第十一章（第二篇の末尾）におかれている場合は、第二篇「兵要地理」の第一～十章で各要素を説明してから、それらを総合的に勘案した「結論」として、「用兵的観察」が導かれる。その意味で〈研究〉的な構成といえよう。他方、「用兵的観察」が第二章（第二篇第一章総則の直後）におかれる場合は、「結論」である「用兵的観察」がいきなり示されており、派遣された部隊が現地で採るべき作戦の参考にすぐに役立つように、〈実用性〉重視の構成といえよう。

なお、「用兵的観察」が第二篇第二章におかれるようになったのが、(オ)昭和 19（1944）年例規からなのか、それとも(エ)昭和 13（1938）年例規からなのかについては、兵要地誌「概説」（兵要地誌の簡易版）において、「用兵的観察」がどこにおかれているかが参考になると思われる（〈付録 4〉、参照）。

（4）昭和 10 年例規で新設・改称された項目

【「占領地統治資料」の新設】　昭和 10 年「例規改正ニ就テ」の「二、改正ノ大要／四」に、「新に「占領地統治資料」なる一篇を設く」（アジ歴 Ref. C15120350100《0626》）とあり、また「三、主要なる改正事項／第四篇　占領地統治資料」に、「現時の要求に応じ、新に本篇を増加す」（同《0632》）とある。すなわち新たに第四篇として「占領地統治資料」の一篇が新設される。「占領」「占領地統治」という語が登場する点で、これは昭和 10 年例規の性格・意義を考える際の最重要の問題である。「現時の要求」というのは曖昧な表現であるので、少し具体的に語っているものとして、昭和 10 年例規の「第四篇　占領地統治資料」の前文全 4 条のうち、第 1 条を引用しておく（アジ歴 Ref. C15120350200《0711》）

一、占領地統治資料調査報告の趣旨は、占領地域内に於て速に治安秩序を恢復し、民心の安定を得せしめ、以て作戦軍の便益、特に警備兵力の節約を図り、又要すれば我国必需資源の獲得を容易ならしめ、或は我市場の獲得拡張に資する等の為、必要なる資料を蒐集するにあり。

そして、これよりもさらに具体的な調査を指示している例として、「第一章　住民、教育、思想、宗教／第一節　住民」の「二、三、四」を引用する。

二、言語、風俗、習慣、生活状態、文化程度、金銭、其他に対する観念、竝金銭、其他を以てする操縦要領（アジ歴 Ref. C15120350200《0712》）

三、各種族相互の関係、民族運動（秘密結社を含む）、此等の利用価値、利用の方法（同

《0712》）

四、地方に於て人望、勢力を有する人物、特に我の利用し得べき地方官吏、富豪、名望家等、竝之が操縦策（同《0713》）

また、「第二章　行政、司法／第一節　施政／四」には、次のようにある。

四、在来の行政機関、法令、制度、慣行等の中、占領地統治の際、存続を許すもの、改正を要するもの等に対する考察」（同《0714》）

以上、「第四篇　占領地統治資料」の新設は、兵要地誌の作成主体である参謀本部が、作成する兵要地誌が対象とする地域を、陸軍が「占領」し、そして「占領地統治」を進めていく意図・意志をもつこと、これを明瞭にするものである。昭和 10 年例規に先行する、(イ)大正 12（1923）年 4 月 30 日参謀本部 調製『兵要地理竝軍用資源調査報告例規』については、現時点で実見できないので、昭和 10 年例規との異同は確認できない。ただし、昭和 10 年例規が「第四篇　占領地統治資料」を新設した点から、この昭和 10 年例規が、(イ)とはかなり異なる方針で制定されたことは窺える。そして、兵要地誌に収載される個々の情報とその分析結果は、以下で、新設・改称された項目についてみていくように、いずれも「占領」「占領地統治」という目的を実現するためのものになっている。

ちなみに、6 月 15 日に昭和 10 年例規が通牒され、その直後の 6 月 26 日に参謀本部は『福建省兵要地誌』を調整している。本兵要地誌は、通牒の 11 日後に調製されたものであるため、新例規にもとづいていない部分も残っている。たとえば、第二篇第十一章の「用兵的観察」がない。ただしその代わりに第四篇が「用兵竝占領地統治的観察」になっている。そして第四篇の構成は「第一章　編成(ママ)、装備、作戦季節（「用兵的観察」に変更される前の項目立てである）／第二章　占領地統治的観察」という具合である（アジ歴 Ref. C13032593800《1122》-C13032594000《1132》）。しかし占領地統治については、「全省統一統治せざるも差支なし。即ち要すれば福州区、厦門区に分ちて統治を得べし。……各地区の中心は閩北に在りては福州、閩南にありては厦門となす」（アジ歴 Ref. C13032594000《1128》）と、福建省の地理的、言語的特徴から、占領統治案を提起している。

【「用兵的観察」への改称】　昭和 10 年「例規改正ニ就テ」の「三、主要ナル改正事項」は、「第二篇　兵要地理／第十一章　用兵的観察」について、①従来の項目名は「作戦軍の兵力、編制、装備」であったが、この項目名を「用兵的観察」に改め、また、②「作戦地方に応ずる作戦要領」という項目を新設することを述べる。

そして昭和 10 年例規の「第二篇　兵要地理／第十一章　用兵的観察」は、第一節、第二節について次のように解説する（アジ歴 Ref. C15120350200《0679-0680》）。

第一節　作戦軍の兵力、編制、装備

地理、其他宿営、給養、給水、衛生、気象上等より観察し、作戦し得る兵力は幾何なり

や、其兵種の配合、後方機関の種類、配属は如何にすべきや、作戦地方に対する現用編制装備の適否、並其改善策、特殊の編制装備等に関し記述するものとす。

第二節　作戦地方に応ずる作戦要領

作戦地方の地理的其他の特性を巧みに把握活用すると共に、其不利を除却すべき作戦要領に関し記述するものにして、機動、戦闘、航空、宿営、後方機関、交通等より諜報、謀略、宣伝、治安維持に亙るを要す。

すなわち、第二篇の第一～十章で提供する対象地域の兵要地理的特性にもとづき、作戦軍の兵力・編制・装備についての具体案を提示するとともに、作戦（さらにその後の占領）を有利に運ぶために、諜報、謀略から宣伝、治安維持におよぶ各方面についての案を提示することが求められている。たとえば、第二篇の「第二章　地形及地質／第九節　海岸、港湾／第一款　概説」では、「大梯尺の要図を調整し、上陸点としての価値、並揚搭効程を、判決を以て示し、理由を述ぶ」ことが求められている（アジ歴 Ref. C15120350200《0649》）。

【「軍用資源」から「国防用資源」への改称】　昭和 10 年「例規改正ニ就テ」の「二、改正ノ大要」の「三」に、「「軍用資源」を「国防用資源」と改め、「経済状態」と共に報告事項の内容に大いなる改更を加ふ」とある。「軍用資源」が「国防用資源」に変更されているのは、昭和 10 年例規の「第三篇　国防用資源及経済状態／第一章　国防用資源」の「一」に、「国防用資源調査報告の趣旨は、作戦軍の獲得利用し得べき現地資源、軍需並国民必需の資源に関し、其生産消費流動等の状態を調査し、特に之が蒐集利用に関する資料を得るにあり」（アジ歴 Ref. C15120350200《0681》）とあり、同じく「二」に、「国防用資源の報告に当りては、其儘或軽易なる加工を為して直に作戦軍の利用に供し得べきもの（作戦用資源と略称す）と、軍需品原料、其他国民の必需たる原料品、若は製品（総動員用資源と略称す）、工場、事業場、並運搬材料、労役夫、特業者及倉庫に区分す」（同）とある。すなわち、派遣された作戦軍が現地での作戦のために獲得・利用する資源だけでなく、さらに内地の軍需産業（「軍需」）および民需産業（「国民必需」）等が必要とする資源をも含めた調査となっているからである。

【「経済状態」の新設】　また「経済状態」の調査が新たに加えられている。これは、昭和 10 年「例規改正ニ就テ」の「三、主要ナル改正事項」の「第三篇　国防用資源及経済状態／第二章　財政、経済状態」の「１、２」に次のように書かれている。

１　財政、経済状態の調査は、近時著しく其要度を増大せり。是、之に依りて軍事的諸工作の樹立、資源の蒐集利用、並占領地統治等に必要なる資料を得ると共に、併せて戦争遂行能力、並国際情勢等の判定に資し得るを以てなり。従て此等の目的を達成し得る如く、経済状態の調査種目全体に亙り改更せり。

２　作戦行動に依る経済把制の必要を認め、新に其項目を設けたり（アジ歴 Ref.

C15120350100《0632》))

すなわち、「占領地統治等に必要なる資料を得る」とあるように、経済状態の調査が「占領地統治」に必須の情報の一つだからである。

以上、「占領」「占領地統治」という目的を前面に出している点で、昭和 10 年例規については、制定に至る背景や経緯、制定を主導した人物、等々についての考察が今後の課題として求められる[48]。以下では、新設された「第四篇　占領地統治資料」に象徴される新方針がもつ意味、また機秘密度の軽易化による読者層の拡大もたらす影響について、少し考えてみたい。

(5) 昭和 10 年例規のもつ意義

「占領」という語は、機秘密度の高い 1911 年「対清作戦計画」(「極秘」のスタンプ印あり) では、「南満洲の占領」「杭州を占領」「厦門の占領」が登場し、また「対支作戦計画」[49]では、昭和 10 (1935) 年度のそれに「上海付近を占領する」が登場し、昭和 12 (1937) 年度のそれに「上海付近を占領する」「上海、杭州、南京を含む三角地帯を占領、確保する」が登場する。

【「占領」「占領地統治」の語の解禁】　他方、昭和 10 年例規より前に調製された兵要地誌、たとえば次の第 8 章で紹介する 1929 年『浙江省兵要地誌』(「秘」を抹消して「軍事秘密」) には「攻略」という語は登場する。しかし「攻略」後に「占領」に進むのか否かには言及しない。そして「占領」や「占領地統治」という語は登場せず、これらはいわば禁句であったと考えられる。だが昭和 10 年例規は、機秘密度が最も軽易な「陸軍軍事秘密書類」において、「占領」や「占領地統治」という語を使用することを解禁した。しかも兵要地誌を作成する目的そのものを、その地誌が対象とする地域を「占領」して「占領地統治」を行うために必要な種々の情報と、それら情報にもとづく具体的な「用兵的観察」(すなわち作戦案)

---

[48] ちなみに、昭和 10 (1935) 年 6 月 15 日時点の参謀本部総長は載仁親王 (任 1931 年 12 月～1940 年 10 月)、次長は杉山元 (任 1934 年 8 月～1936 年 3 月)、第一部長は鈴木重康 (任 1935 年 3 月～1936 年 3 月)、第二部長は岡村寧次 (任 1935 年 3 月～1936 年 3 月) である [秦郁彦 編 2005 : 320-322, 324]。

[49] 「対支作戦計画」の機秘密度は未詳である。ただし「年度作戦計画」の場合、参謀本部と海軍軍令部の「限られた関係者だけで陸海軍の協議をふくめ極秘の作業を重ね」たという [秦郁彦 編 2005 : 764]。その機秘密度については、大正 12 (1923) 年 12 月 6 日に参謀総長から陸軍大臣宛の「大正十三年度日本帝国陸軍作戦計画ニ関スル件通牒」では、「軍事機密」となっている (アジ歴 Ref. C02030152000《0949》)。「対支作戦計画」もおそらくこれと同じレベルの機秘密度であったと思われる。

や「占領地統治」案を提示させることにした。すなわち、対清作戦計画や対支作戦計画の内容と同レベルのものが「軍事秘密書類」において調製されるようになったわけである。にもかわらず、前述したように、昭和 10 年「例規改正ニ就テ」の著者（＝参謀本部）は「内容も厳密なる秘密を要求する程度にあらず」と書いている。将校以上は「軍事秘密書類」を閲読できることになっているので、これは、兵要地誌が作成される対象地域（主に中国・満蒙）について、将校間において「占領」「占領統治」の話題を共有させることを狙っているとも考えられるが、当時の状況・背景を含めて、今後の大きな課題としたい。

【目次構成の継続性と読者】昭和 10 年例規の目次構成は、第二篇の諸章の順序に変更はあったが、基本的に終戦まで変更がなかった。したがって、参謀本部の総長・次長等にだれが就いても（つまり人事に関係なく）、そして派遣部隊に下令される作戦命令が事変拡大的であろうと、事変不拡大的であろうと、それに関係なく、一つの底流として、昭和 10（1935）年 6 月以降に調製される兵要地誌は、「占領」や「占領地統治」の目的のために情報や作戦案を提供するものとなる。

すなわち、この昭和 10 年例規は、たんに書類作成のマニュアル改正であることを超えて、第一に、参謀本部が、兵要地誌を作成する対象地域を「占領」し、「占領地統治」を行う対象と考えていることを意味する。第二に、兵要地誌の配布を通じて、その読者にその意図を伝えることを意味する。その読者としては、まずは参謀本部の将校がおり、次いで兵要地誌が対象とする地域に派遣される軍・師団・旅団の司令官・参謀（さらに一般将校）が考えられる[50]。

【1935 年 6 月～1937 年秋の微妙な時期】　その場合、日中戦争が全面化した 1937 年秋以降ならば、中国に派遣されている、あるいは新たに派遣される師団・旅団に下令される作戦命令は、その派遣された地域の「占領」や「占領地統治」と考えられるから、下令される作戦命令と、配布される兵要地誌に書かれている「占領」「占領統治」という目的とは矛盾しない。

では、昭和 10（1935）年 6 月の例規改正から、日中戦争がまだ全面化していない時期（すなわち 1935 年 6 月から 1937 年秋の時期）についてはどうであろうか。一方で、盧溝橋事件までは当然ながら「占領」や「占領地統治」は下令されない。また盧溝橋事件以後でも、日中戦争がまだ全面化していない期間においては、下令される作戦内容は、「占領」や「占領地統治」は勿論であるが、事態の拡大も差し控えたものである。しかし他方で、調製される兵要地誌には「占領」や「占領地統治」の語が登場する。そして盧溝橋事件以前であっても、少なくとも参謀本部の将校はこれを閲読する機会がある。また盧溝橋事件から日中戦争

---

[50] 兵要地誌を配布する基準については未詳な点が多く残っており、その配布先や読者については蓋然性が高いと思われる範囲で記述した

が全面化するまでの期間に、たとえば上海派遣軍の場合、下令される作戦命令は事変不拡大であったが、配布される兵要地誌（たとえば、〈9〉で後述する 1937 年 8 月 16 日調製の『上海及南京附近兵要地誌概説』）に「占領」「占領統治」が登場する可能性があるが、これを読んだ将校たちはどのような反応をするであろうか。

8. 1929 年『浙江省兵要地誌』

表 3 のうち、筆者が実見できた華中地方の兵要地誌で最も古いものは、昭和 4（1929）年 3 月参謀本部 調製『浙江省兵要地誌』（アジ歴 Ref. C13032578800～C13032584300）である。本文が 448 頁、ほかに附表が 4 点、附図が 9 幅ある大冊である。なお表紙には「秘」と印刷されているが、それを抹消して「軍事秘密」のスタンプが捺されている。とりあげるべき点は多数にのぼるが、本稿では「南京攻略」「敵前上陸地」などに絞って紹介したい。まず冒頭の「緒言」に次のようにある。

史料 8-1　1929 年『浙江省兵要地誌』「緒言」（アジ歴 Ref. C13032579000《0385》）

一、本書は昭和三（1928）年度末迄に蒐集せる資料、同三年秋本省に旅行せる当部部員の報告等により明治四十五（1912）年調製浙江省兵要地誌を改編せるものとす。

二、本省の航空に関しては近く編纂すべき中支那航空兵要地誌に拠るべし。

三、明治四十五年五月調製浙江省兵要地誌は之を廃棄す。

すなわち、①1912（明治 45）年に『浙江省兵要地誌』が一度編纂されていること、②その後、1928（昭和 3）年度末までに参謀本部によって収集された資料と、1928 年秋に参謀本部の「部員」（中佐～大尉）[51]が浙江省へ「旅行」し、おそらくその旅行の際に実施された現地調査や実地踏査にもとづいて参謀本部へ提出された報告と、この二つの新資料にもとづいて 1912 年の地誌を改編したものが、この 1929 年調製の『浙江省兵要地誌』であること、以上が判明する。なお、浙江省の航空事情については、『中支那航空兵要地誌』[52]に収載

---

[51] 「当部部員」、すなわち参謀本部の「部員」とあるが、小林茂氏の示教によれば「部員」とは将校を指すとのことである。この示唆にもとづいて史料を探索したところ、たとえば「昭和 3 年　8 月～9 月」（参謀本部歴史　大正 14～昭和 3　21／29　（宮崎史料）、アジ歴 Ref. C15120064400、《2036》）の附表第一「参謀本部各部各課職員及大（公）使館附武官／大（公）使館附武官輔佐官／駐箚武官　区分表　昭和三年八月十五日改正」によれば、参謀本部の「部員」の階級は中佐、少佐、大尉である。

[52] 『中支那航空兵要地誌』（アジ歴 Ref. C16120260600～C16120274800）は、本文 60 枚、挿表 31 枚、挿図 128＋1（計 129）枚の内容で、7 年後の昭和 11（1936）年 3 月 31 日参謀本部調製である。挿図 1 に「中支那飛行場一覧圖」があり、挿図 2～31 に「中支那」各地の飛行場の地図・写真が掲載されている。本文の「第二篇　飛行場及航空路／第一章　飛行場及著陸場／第一　概説／四、飛行場設備」には、「占領後」の計画として、飛行場の整備や新飛行場の建設に言及している箇所もある（pp. 27-29）。挿図 36 に「揚子江沿岸要塞配置一覧圖（昭和七、八年頃調査セシモノ）」があり、続いて挿図 37～47 に揚子江下流から上流に向って、呉淞要塞（備

の予定となっている。

(1)「長江作戦」の「支作戦」と浙江省北部

次に、「第一篇　総論／第一章　地勢ノ概要」(pp. 1-2、アジ歴 Ref. C13032579300～C13032579400《0412-0413》)では、浙江省の地勢について、①本省面積の約六分の五を占める西南部は山岳地帯、②寧波・余姚・紹興・杭州の四府は高野と山岳が相半ばし、③江蘇省と接する北部の嘉興・湖州の二府のみが一望の平野、と三つに区分し、山岳地帯の道路は不完全であり、山岳地帯ではない所謂江南水郷地帯は「溝渠到る処錯叉し、水運の便頗る発達せるも、殆ど道路と称すべきものなく、軍隊の作戦行動を阻害すること甚大なり」と述べ、結論として「当地方(浙江省――引用者)に於て大部隊の作戦を企図するが如きは到底不可能にして、縦令一部の支作戦を実施する場合に於ても、其編成・装備に特異の注意を払はざるべからず」と述べる(なお、「支作戦」については後段、参照)。

続く「第一篇　総論／第二章　作戦上に於ける浙江省の価値」では、山岳地帯である浙江省西南部は作戦上の価値が少ないことを述べ、そのあとに北部浙江について、次のような注意すべき記述がある。

史料 8-2　1929 年『浙江省兵要地誌』「第一篇　総論／第二章　作戦上に於ける浙江省の価値」(pp. 2-3、アジ歴 Ref. C13032579400《0413-0414》)

其西南部悉く一連の山地帯にして、(中略)概して作戦上の価値少なきに反し、北部浙江、即ち杭州以北の平野は、所謂上海を中心とする江南資源の産出地にして、経済的に重要位置を占むるのみならず、長江作戦遂行上、主力軍の行動を容易ならしむる為、是非共一部の支作戦を実施せらるべき地方なりとす。即ち長江作戦に於て主力軍が遡江若は滬寧線に沿う地区より南京に向ひ前進するに際し、一部を以て浙江平地を攻略し、主力軍の左側(南側を指す――引用者)を警戒すると共に、一面其一部を太湖西側地方より南京に向はしむる時は、沿江主力軍の為、常に敵の右側背(南側の側面と背後――引用者)を脅威し、以て其前進竝南京攻略を容易ならしめ得るのみならず、尚ほ進で主力軍が上流(南京より上流――引用者)に遡江作戦を遂行するに当りては、更に有力なる一作戦部隊を当地方より蕪湖方面に行動せしむるの必要を生ずべし。以上は概して純作戦的見地に基き其必要を述べしも、以下少しく経済上より見たる北部浙江平地竝

考に「大部分上海事變ニテ破壊セラル。近時之ヲ改築ノ外、崇明島ニモ新砲台構築ヲ計畫シアルカ如シ」とあり)、江陰要塞、鎮江要塞、南京要塞(昭和八年調。備考に「一、馬家山砲台ヲ除キ其他ハ總テ旧式ニ屬シ其使用ニ堪フルモノハ各半數ナルヘシ。二、旧式砲台ノ射向概シテ西方並西北方ニ指向シアルハ注意ヲ要ス」とあり)、蕪湖要塞、馬頭(當)鎮要塞、安慶要塞、湖口要塞、九江要塞、田家鎮要塞、武漢要塞の各要塞要図がある。また挿図 48「杭州灣附近要塞要圖(海軍調査)」では、乍浦要塞と澉浦要塞の状況、砲台の砲弾が射出される角度、届く範囲が記され、備考に「配備ハ旧式ノ儘ニシテ兩要塞共威力ナキカ如シ」とある。さらに挿図 49「上海市内主要爆撃目標(江蘇省)」、挿図 52「南京市内主要爆撃目標(江蘇省)(縮尺 3 万分 1)」もある。

杭州附近に於ける軍事的価値を観察せんとす。（後略）

「長江作戦」とは、上海から長江を遡航する、もしくは滬寧線（上海～南京間の鉄道）や滬寧線に沿う道路を通って南京（あるいはさらに上流）に至る作戦を指すと推測される。ただし本地誌には、「長江作戦」について紙幅を割いて説明している箇所はない。「長江作戦」は上海から南京方面に至るルート、すなわち江蘇省内を進攻するルートであるため、浙江省のことを記述する本地誌ではあえて詳述していないのかもしれない。また本地誌では、上海を「占領」することが明示的には語られていない。これも同じく、本地誌が浙江省のことを主に扱うためかもしれないが、「長江作戦」は上海「占領」後に始まると考えるのが妥当であろう[53]。そして 1929 年の参謀本部内において、長江を遡航する、もしくは上海～南京の鉄道・道路に沿って上海から南京へ進攻する作戦が「長江作戦」という熟した用語で共有されていたことがわかる。

ここで興味深いのは、「長江作戦」を遂行するうえで、「支作戦」として北部浙江の平地（「杭州以北の平野」＝太湖の南側）を攻略することが、主力軍の「左側」（南側）を「警戒」する意義をもち、また太湖の西側を経て南京に向って攻略することが、主力軍に対峙する中国軍の「右側背」（南側の側面と背面）を「脅威」することにもなり、主力軍の南京攻略を容易にすると述べている点である[54]。〈1911 年南京攻略作戦〉は、「長江右岸の地区を南京に向ひ前進す」るもの、すなわち太湖の北側を通るものであり、太湖の南側を通るルートは想定されていなかった。だが本地誌では、太湖の南側を経て南京に向かう作戦を、「支作戦」として推奨しているわけである。そしてこのルートは、1937 年に第十軍の第 114 師団が通ることになる（図 3）。

加えて注意したいのは、主力軍が長江沿いに南京よりも上流を（たとえば漢口まで）攻略する場合には、同じくその「支作戦」として、「一作戦部隊」を浙江省北部（太湖南岸）から蕪湖方面へ進出させることも提起されていることである[55]。これは 1937 年に第十軍の第

---

[53] なお史料 8-2 は、主力軍の進攻ルートについて「遡江若は滬寧線に沿う地区より南京に向ひ前進する」とあるのみで、その出発点がどこかが明示されていない。しかし一般的には、まず上海を占領し、その後に南京攻略のための長江作戦に移ると考えられる。したがって、上海占領時における各部隊の位置にもよるが、おおまかには出発点は上海ないしその付近となろう。

[54] この 1929 年『浙江省兵要地誌』が、北部浙江、すなわち杭州以北の平野が長江作戦上の重要地であると述べていることについては、すでに源昌久氏が簡単に紹介している［源 2009：292］。また「支作戦」の場合も、上海占領後に南京攻略に向かうと考えられるので、上海占領時における各部隊の位置にもよるが、さしあたり、①主力軍と同じく、出発地を上海ないし上海付近とし、そこから南下して太湖の南側（杭州以北の平野）と西側を経て南京に向かうと考えられる。なお、「支作戦」を担う部隊はどこに上陸するのか、本地誌はこの点を明示していない。杭州湾北岸に上陸の適地があり、杭州湾北岸に上陸できるのならば、②出発点を杭州湾北岸とし、太湖の南側・西側を経て南京に向かうルートも考えられる。この点については、後段、参照。

[55] 南京よりも上流（たとえば漢口）まで進攻する作戦は、〈1911 年南京攻略作戦〉には登場していなかった。そして〈2〉で考察したように、「昭和十年度対支作戦計画」までは「状況によ

18 師団が通ることになるルートである（図 3）。したがってこの蕪湖進出作戦は、南京から長江上流へ脱出する中国軍を迎撃し、南京から追撃する日本軍とともに挟撃することが想定されていた可能性があろう。

また浙江省の省都である杭州攻略、および「支作戦」に投入する兵力の規模については次のように述べている。

史料 8-3　1929 年『浙江省兵要地誌』「第一篇　総論／第二章　作戦上に於ける浙江省の価値」（p. 4、アジ歴 Ref. C13032579500《0415》）

由来支那に於ては戦略的要点の陥落よりも寧ろ経済的重要都市の陥落が地方民衆の志気に及ぼす影響遙に大なるを以て、此方面に作戦する軍隊は北部浙江平地を攻略すると共に是非共其首脳都市たる杭州を攻略し、以て其富裕なる浙江省の死命を制し、敵の経済的持久力を減殺し、併せて政略上有利なる立場を獲得するの着眼を必要とす。

当地方作戦上の価値、以上の如しと雖、前章に於て其概要を述べたるが如く、極めて錯雑せる地形なるを以て、到底大軍を使用し得べき地方にあらず。其使用し得べき兵力は滬寧方面に作戦する主力軍の情況如何により多少差違あるべきも、単に地形上より判断せば、混成一旅団若は多くも一師団を超えざるを要す。

第一に、杭州攻略の必要性にも言及しており、いわゆる長江下流の上海・南京・杭州の三大都市の「攻略」が、〈1911 年南京攻略作戦〉に続いて構想されている。なお史料 8-3 でも「攻略」の語は登場するが、「占領」の語は登場しないことに注意したい。

第二に、「支作戦」として、杭州攻略および浙江省北部から太湖西岸を経て南京への進攻を行う兵力規模については、地形の面から「到底大軍を使用し得べき地方にあらず」と判断し、「混成一旅団若は多くも一師団を超えざる」と述べ、1929 年時点では最大でも一師団と見積もっている。

1937 年には蕪湖を攻略した第十軍の第 18 師団が、南京陥落後に蕪湖から反転して杭州攻略に向かった。しかし本地誌では、太湖南岸からの南京攻略作戦と杭州攻略作戦のどちらを先に行うのか、あるいは並行して行うのか等は未詳である。

以上、未詳な点は残るが、本地誌が推奨する「支作戦」の行軍ルートは、1937 年の第十軍所属の諸師団・支隊の行軍ルートと共通するものがあり、この点に注目したい。

（2）敵前上陸の候補地について

本地誌では、杭州湾北岸における敵前上陸の候補地として数箇所が探索されている。そのうち最も注目されているのは、〈1911 年南京攻略作戦〉で上陸地に指定されていた「乍浦」付近である。上陸地としての適不適について、史料 8-4、史料 8-5 を紹介しよう。

り」漢口まで進攻することが想定されていたが、「昭和十一年度対支作戦計画」以降、漢口は一旦視野の外に置かれるようになる。しかし本地誌では南京よりも上流へ進攻することも見据え、蕪湖攻略に言及している。

史料 8-4　「第二篇　各論／第一章　地形／第六節　海岸、港湾、島嶼附要塞／第一款　乍浦鎮―杭州間」（p. 116、アジ歴 Ref. C13032583300《0526》）

乍浦鎮錨地（附圖第七参照）

a（前略）乍浦は、地勢上、直接銭塘江口強潮の流勢を受くること大にして、揚陸作業上夥大の困難を生ずるのみならず、更に錨地として考ふるに、北風のときは海岸に連亙せる山脈にて稍々遮蔽せられ居るも、其他は渺茫たる杭州湾に暴露し、且有名なる銭塘江暴漲湍あり、其安全を疑はしむるものあり。又潮の干満差最大二十五呎に達し、海岸は険崖若は泥堆多く、若干の干潮に際しては舟艇の達著困難なるに、一方此附近の揚陸には前述の通り風浪、潮流の関係上大型曳船其他馬船等の大揚陸船を用ゆるの要あり。尚一朝不良の天候に際しては、此等舟艇を避泊せしむべき所なし。之を要するに乍浦は殆ど揚陸点としての価値を認むる能はざるなり。

b 低潮時に於ては海岸何れの部分も殆ど端舟の達著に適せざるも、高潮時に於ては全岸悉く接近することを得べき地点多し。

史料 8-5　「附圖第四　杭州東北部浙江省ニ於ケル運河要圖」の「平湖・乍浦間運河ノ概況」（アジ歴 Ref. C13032588200《0896》）（図 4）

a（前略）乍浦は、上海・杭州間江南の沿岸に於ける唯一の港にして、且上陸点なるも、満潮時に於て東北風の遮護を受け、碇繋し得るは三千噸級の汽船、最大限三、四隻に過ぎず。

b 乍浦附近の入江を利用し、風無き日に於ては満潮時を利用し、艀舟を以てせば、二千噸級の汽船十隻を碇泊し、一斉上陸を企図し得べし。

史料 8-4-a は、乍浦港そのものについて、揚陸作業、停泊の安全性、「舟艇」（上陸用舟艇）が達着可能か等の面でかなりの困難があることを指摘している。また史料 8-5-a も、乍浦港そのものについて、3000 トン級の汽船が最大 3～4 隻（計 9000～1 万 2000 トン）しか停泊できないとしている。すなわち本地誌では、乍浦は上陸地として否定的な評価が下されている。これは上陸地に関する適不適の調査・評価が、1911 年と比較してより詳細に行われたことを推測させる[56]。

他方、史料 8-5-b は、乍浦港ではなく、その付近の「入江」について、「風無き日」の「満潮時」ならば、2000 トン級の汽船 10 隻（計 2 万トン）が停泊でき、汽船から「艀舟」（上陸用舟艇）をおろす方法で「一斉上陸」を行う方法を推奨している。また史料 8-4-b も、乍浦港そのものではなく、その付近の「海岸」について、「高潮時」に「端舟」（上陸用舟艇）を利用する方法で達着できる地点が多いとしている[57]。

---

[56] 第一次大戦における 1915 年の連合国軍による「ガリポリ上陸作戦」の失敗を教訓として、陸軍は上陸の近代化を進めたという［二宮 2016：103］。

[57] 本地誌の「附圖第三　杭州灣北岸地帯ニ於ケル道路水運調査圖」（アジ歴 Ref. C13032588100《0890》）は、乍浦港そのものではなく、そのやや東を指して、「上陸地トシテ相等（ママ）ノ価値アリ」と記述している（図 5）。史料 8-5-b と対照すると、この記述は乍浦付近の

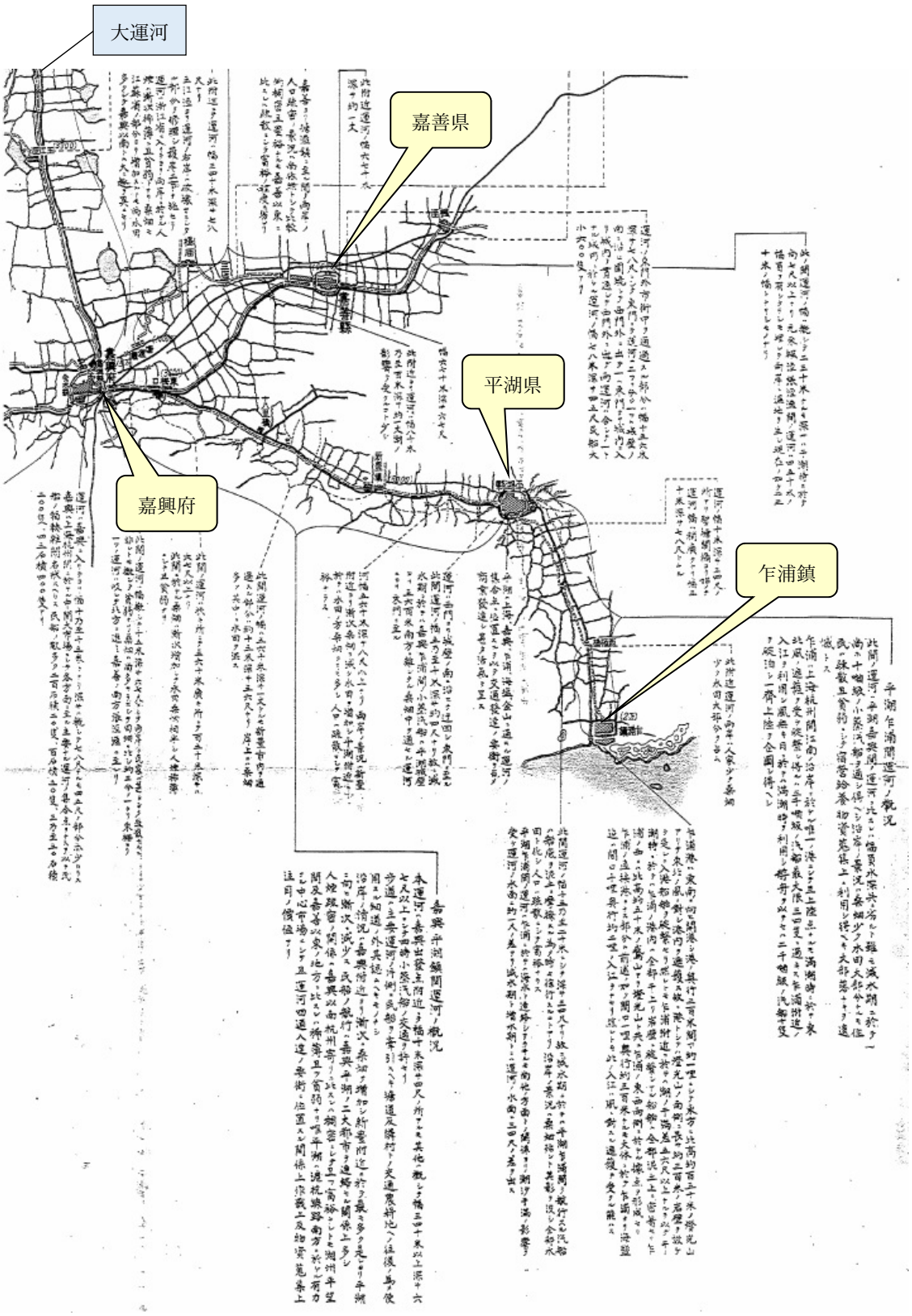

図４　「杭州東北部浙江省ニ於ケル運河要圖」

1929 年『浙江省兵要地誌』附圖第四（2 万分の 1。部分図）（アジ歴 Ref. C13032588200）

図５　「杭州湾北岸地帯ニ於ケル道路水運調査圖」

1929 年『浙江省兵要地誌』附圖第三（部分図）（アジ歴 Ref. C13032588100）

乍浦以外の候補地に関しては、「乍浦―海塩間の海岸」については、「遠浅にして大船を寄するの便なし」（p. 116、アジ歴 Ref. C13032583300《0526》》）と、不適の判断をしており、「秦駐山―澉浦間」については、「湾内遠浅にして二個の岩礁あり。大船を入るべからず」（p. 117、アジ歴 Ref. C13032583300《0527》）、「澉浦」については、「（前略）前述の如く、所謂銭塘江の暴漲湍は錨鎖の力も殆ど堪へずして、軍隊の上陸、糧食の供給頗る困難なるのみならず、艦船の碇泊すべき港湾なきをもって以て用兵地点として価値少し」（p. 117、アジ歴 Ref. C13032583300《0527》）と、同じく不適という判断である。

以上、1929 年『浙江省兵要地誌』は、杭州湾北岸における敵前上陸地として、乍浦港のやや東の海岸（入江）を、無風、満潮時、かつ上陸用舟艇利用という複数の条件付きで候補地とするのみである。なお、乍浦の東方に位置する金山衛（1937 年 11 月 5 日に第十軍が上陸）については、浙江省ではなく江蘇省に属するためか、それとも 1929 年時点ではまだ探索されていなかったためか、その理由は未詳であるが、本地誌ではとりあげられていない。

そして本地誌には、「支作戦」を担う「混成一旅団若は多くも一師団」を、杭州湾北岸の唯一の上陸候補地（乍浦付近）に上陸させる、と明言している箇所はない。これは、①乍浦付近の海岸は複数の条件付きで上陸可能であるが、しかし必ずしも敵前上陸の適地とはいえないこと、②和歌山の陸海軍協同演習において一個師団規模の払暁敵前上陸が成功したのは、1929（昭和 4）年の演習であった［二宮 2016 : 107］。本地誌が調製されたのは 1929 年 3 月であり、この時点でまだ陸海軍協同演習が実施されていなければ、一個師団規模の上陸演習の成功事例はない。加えて、場所は事前調査を十分にできる日本ではなく、事前調査を秘密裏に行わなくてはならない浙江省である。そのため「支作戦」と杭州湾北岸上陸とを結びつけるのに慎重であった可能性、以上の 2 点が考えられる。ただし上陸候補地を探索するのは、当然ながら陸軍部隊を上陸させるためであり、そして上陸した部隊の重要な任務は「支作戦」を担うことにある。したがって、本地誌が調製された 1929 年 3 月時点において、「支作戦」を担う「混成一旅団若は多くも一師団」を杭州湾北岸に上陸させようとする意図は存在したと推測できよう。なお、「長江作戦」で太湖の北側を進む主力をどこに上陸させるのか、〈③杭州湾北岸〉なのか、それとも〈①上海附近〉〈②長江下流南岸〉なのかについては、本地誌には明示的言及が見られず、未詳である。

次に、敵前上陸の候補地との関連で、探索された候補地における要塞の状況についても簡単に紹介しておこう。「第九款　要塞」（p. 168、アジ歴 Ref. C13032584300《0578》）は、杭州湾北岸以外を含めて全体的には、「海岸要塞としては乍浦、澉浦、甬江（鎮海）、定海、海門及甌江に設置しあれども、皆旧式に属し、全く要塞たるの価値なし」と述べ、杭州湾北岸については、「其一　乍浦及澉浦要塞」が、「杭州湾北岸乍浦鎮及澉浦鎮附近にあり。乍浦要塞は四砲台を、澉浦要塞は一砲台を有し、何れも旧式穹窖砲台なるも、備砲は殆ど前装滑腔砲にして廃砲に等しく、威力甚だ少し」と述べ、調査時点では、上陸地としての適不適が要塞の存在で左右されるほどのものではないことを推測させる。

入江を指していると思われる。

(3) 浙江省北部より南京・蕪湖に至る道路と水路

1929 年『浙江省兵要地誌』は省内の道路・水路についても説明しているが、「長江作戦」の「支作戦」である、省北部から南京や蕪湖への行軍ルートについて若干紹介しよう。

本地誌は、出発点を上陸候補地の乍浦とし終着点を蕪湖とする、〈乍浦鎮～平湖県～新豊鎮～嘉興府～王江鎮（王江涇鎮）～平望鎮～震沢鎮～南潯鎮～湖州府～下泗安鎮～広徳県～旧寧国府（宣城県）～蕪湖県〉のルートを説明している。南京を終着点とすると、湖州府までは蕪湖ルートと同じであり、そのあとが〈湖州府～長興県～宜興県～溧陽県～溧水県～南京〉となる。

まず道路の場合について、「第二篇　各論／第一章　地形／第二節　道路／第三款　道路の価値／其四　浙江沿岸ヨリ蕪湖方面ニ向フ作戦路」（p. 25、アジ歴 Ref. C13032580600《0435》）は、「本作戦路も水路の関係上、左記一条の道路を除くの外、他に全く見るべきものなし」と述べて、「乍浦鎮～平湖～嘉興～平望～南潯～湖州～蕪湖道」のルートをあげる。そして「判決」として次のように記す。

史料 8-6　「其四　浙江沿岸ヨリ蕪湖方面ニ向フ作戦路／イ、判決」（pp. 25-27、アジ歴 Ref. C13032580600《0435-0437》）

1　本道路は南潯―湖州間の如き、幅約八米余に亙る良好なる自動車道あるも、其他は概して水路に沿ひ、護岸不良の為崩壊せる部分多く、王江鎮―平望間及平望―震沢間最も不良にして、徒渉者すら通過困難の部分尠からず。（中略）又湖州―泗安間に在りても増水期に於て水中に没する箇所多く、従て嘉興―湖州間は各季を通じ、徒歩兵すら通過を許さざる部分多く、作戦路として大なる価値なきものと判断す。泗安以西―広徳―宣城（旧寧国府）間には道路に直交する小水路あるも、四時駄馬の通過に支障なく、宣城―蕪湖間に三条の道路あり、共に架橋又は渡船に来（ママ）るべき河川あるも、三者共に四時駄馬を通過し得。

2　之を要するに、本道路一般の状態、以上の如くなるを以て、嘉興―蕪湖間の作戦に際しては、嘉興より泗安に至る間は、軍隊の前進にも船を利用せざるべからず。而して民船は概して馬匹の搭載不可能なるを以て、作戦部隊の編成は馬匹を用ふるを避け、火砲の如きも成るべく歩兵砲式のものを利用し、運搬には総て民船を利用し、陸地の少距離運搬には総て分解し、一輪車（抄車）を利用するを要す。（中略）

3　本道路の通過地方は支那に於ける米産地に属するを以て、土民は皆米食を常とす。（中略）従て四季を通じ一師団以下の作戦軍の逐次前進する為に要する給養は、地方物資に依り充足し得るものと判断す。（後略）

以上、嘉興～泗安間は水路を利用せざるをえず、泗安（下泗安）～蕪湖間は道路が使えるという判断である。なお乍浦～嘉興間については、紙幅を割いた説明がないが、嘉興～泗安間と同様に水路を利用せざるをえないという判断と推測される。また、穀倉地帯であるので、四季を通じて、一師団以下の給養ならば、現地の物資で賄えると判断している[58]。【註】

---

[58] 「第一篇　総論／第六章　宿営、給養／二、給養力」においても、「之を要するに、作戦上

水路の重要性については、道路の箇所ですでに言及されているが簡単に見ておこう。

史料 8-7　「第二篇　各論／第三章　輸送力／第二節　水路」（p. 377、アジ歴 Ref. C13032586300《0801》）

前篇総論の部に於て概説せし如く、北部浙江に於ける交通路は全然陸路にあらずして水路なり。故に水路の作戦上に於ける価値は他地方の陸路に等しく、而も其数極めて多く、之が利用も頗る発達しあるを以て、北部浙江の地形を論ずる者、先づ此水路の研究を要し、水路の研究不十分なるに於ては、当方面の作戦に大なる支障を来すべきは論を待たず。（後略）

以下では、行軍に必要な宿営、給養、物資蒐集に関する情報を、水路に沿って順次紹介する。なお調査自体は、湖州方面を出発点とし、終着点を乍浦鎮としているので、便宜上、この順で紹介する。

「湖州―平望間」について、「運河に沿ひ概ね約十支里毎に相当大なる鎮ありて、作戦部隊の前進の為にも、兵站輸送上に於ても、宿営・給養及輸送材料徴集上、至便なり」（p. 393、アジ歴 Ref. C13032586400《0817》）とある。

「平望―嘉興間」について、「茲に注意すべきは、湖州―平望間の運河にありては、約十支里毎に相当大なる鎮ありて、宿営・給養を便にするも、平望―嘉興間にありては、五十四支里の間に唯一箇の王江涇あるのみにして、他は点々散在せる部落あるに過ぎずして、宿営・給養上甚だ不便なり」（p. 397、アジ歴 Ref. C13032586400《0821》）とある。

「嘉興―平湖間」について、「人煙疎密の関係は、嘉興以南杭州寄りに比すれば稠密にして、且富裕なれども、湖州―平望間及嘉善以東の地方に比すれば稀薄且貧弱なり。唯平湖は滬杭線路南方に於ける有力なる中心市場にして、且運河四通八達の要衝に位置する関係上、作戦上及物資蒐集上注目の価値あり」（p. 400、アジ歴 Ref. C13032586400《0824》）とある。

「平湖―乍浦間（二十七支里、四邦里）」について、「沿岸の景況は、桑畑少く、水田大部分なるも、住民は疎散且貧弱にして、宿営・給養・物資蒐集上に利用し得べき大部落なきを遺憾とす」（p. 402、アジ歴 Ref. C13032586400《0826》）とある。

（4）『浙江省兵要地誌』以前の兵要地誌における「南京攻略」

「長江作戦」と「南京攻略」については、源昌久氏が、1928 年 6 月参謀本部調製『長江下流地方兵要地誌抜萃（江蘇省、安徽省）』（駒澤大学図書館蔵。片山未見）をとりあげ、「本書の対象地域である南京（江蘇省）の兵要地理上の価値について、「中支に於ける心臓を形成し、長江作戦軍が第一に目指すべき重要地点なり」（第 1 頁）と指摘している」（下線は引

必要なる本省北部の平地に於ては一師団内外の兵力を養う為には、主、副其他の加給品等に至る迄、略々現地調辨（ママ）にて作戦し得べし。但し主食品たる米は、其端境期に於ては上海付近にて購入の上追送するの必要を生ずべし」（p. 10、アジ歴 Ref. C13032579800《0421》）と記されている。

用者）と紹介している［源 2009：292］。すなわち、①参謀本部が 1928 年 6 月時点ですでに「長江作戦」[59]の用語を用いていること、②「長江作戦」の終着点がどこに設定されているのは未詳であるが、、「第一に目指すべき重要地点」[60]として南京が設定されていること等が判明する。

以上、1929 年『浙江省兵要地誌』を読むと、杭州以南については本稿ではほとんど紹介できなかったが、乍浦～南京・蕪湖間に限っても詳細・緻密な調査（ほとんどは秘密調査）が行われた印象をもつ。そしてそれら調査の結果が、太湖南岸から西岸を経て南京に進む「支作戦」の推奨や杭州湾北岸の上陸候補地に関する評価の厳格化となっている。

9. 1937 年 8 月『上海及南京附近兵要地誌概説』

本節では、昭和 12（1937）年 8 月 16 日参謀本部 調製『上海及南京附近兵要地誌概説』（2 幅の附図を除き、全 24 頁。アジ歴 Ref. C13032679500～C13032680700。以下、『上海及南京概説』、あるいは〈本概説〉と略す）をとりあげる。なお表紙には「軍事秘密」と印刷されている[61]。

まず調整日の 8 月 16 日に注目しよう。その前日の 8 月 15 日、政府声明が出され、上海派遣軍（第 3、11 師団基幹）が「編組」され、その任務として「海軍と協力して上海付近の敵を掃滅し、上海竝其北方地区の要線を占領し、帝国臣民を保護すべし」（戦史叢書 86、p. 266）が下令された。18 日には上海派遣軍司令官となった松井石根大将が、陸軍を増派して 5～6 師団とし、南京を攻略する意見を開陳する。つまり本概説は、上海への陸軍派遣が決まり、その任務が下令された翌日に「調製」が完了したものである。本概説の編纂にはそれなりに時間を要するが、全 24 頁と短いので、盧溝橋事件が起きたのち、上海への陸軍派遣が要請されることを仮定し、参謀本部が急いで編纂したものと思われる。そこで問題としたいのは、第一に、以上の経緯から、本概説は、上海派遣軍および第十軍に配布された可能性が高いと思われる点である。これは第 10 章で検証することにしたい。第二に、本概説の内容は、8 月 15 日に下令された任務内容に合致するものであったか否かである。本節ではこの第二点を考察することにしたい。

はじめに本概説の「序」を紹介しよう。

---

59 「長江作戦」そのものを定義した資料については現時点では見出していないが、本稿で検討してきたことにもとづけば、上海から長江そのものを遡航する、もしくは長江沿いの鉄道・道路を遡行して進攻し、首都南京に至る、あるいはさらに上流の武漢に至る作戦を指すと推測される。

60 この場合、上海占領後に行われる「長江作戦」における“第一の攻略目標”という意味であろう。

61 これは源昌久氏の兵要地誌目録の No. 30 である［源 2009：277］。ただし源氏が実見したものは、「「秘規則適用」を抹消して、「軍事秘密」を捺印」してあるとのことである。しかし筆者が閲覧したものの表紙（アジ歴 Ref. C13032679500《1810》）は、「秘規則適用」は印刷されておらず、はじめから「軍事秘密」が印刷されている。したがって、のちに増刷されたものである可能性がある。

史料 9-1　『上海及南京概説』「序」（アジ歴 Ref. C13032679600《1811》）。なお本概説では「揚子江」の「揚」の字がすべて「楊」になっているが、特に断らずにすべて「揚」の字に直して転写する。文中の下線は引用者による。

本地誌概説に記述する範圍は揚子江下流上海、南京、杭州を包含する地域を主とし、之に隣接する浙江省北部、安徽省東南部及揚子江北岸地區は概要に止む（中略）
一般地誌の詳細は五十万分の一及十万分の一兵要地誌図を参照すべし。

史料 9-1 の最後に「五十万分の一及十万分の一兵要地誌図を参照すべし」とあるが、「五十万分の一兵要地誌図」および「十万分の一兵要地誌図」は本概説に付載されていない。ただし「五十万分の一兵要地誌図」は、後段で紹介する、昭和 12（1937）年 8 月参謀本部調製、昭和 12 年 8 月陸地測量部製版「上海南京附近 1／50 万地誌図（其一）」（アジ歴 Ref. C13110175300～C13110175400）を指すと思われる。他方、「十万分の一兵要地誌図」は、残念ながら探し出すことができていないが、第 10 章で第十軍第 114 師団が携行していた地図として紹介する。

さて、本地誌概説は「兵要地誌概説」と名づけられてはいるが、通常の兵要地誌と異なり、冒頭の第一章は「用兵的観察」という実践的な章名になっている[62]。そして第一章は「一、上陸点（分量は 10 行）／二、水濠地帯ニ於ケル作戦（15 行）／三、地形判断（16 行）／四、編成装備（3 行）」の順と分量になっている。本稿では主に「一」と「三」をとりあげる。

（1）上陸点

第一節「上陸点」の全文を引用する。これは敵前上陸地について述べたものである。

史料 9-2　『上海及南京概説』、「第一章　用兵的観察／一、上陸点」（p. 1、アジ歴 Ref. C13032679800《1813》） a ～ d は引用者が付したものである。

a 本地方海岸線は揚子江及銭塘江の土砂堆積の為遠浅にして、海岸の地形亦沼沢・渠溝多く、上陸に適する地点極めて少く、乍浦付近（金山衛）のみ辛じて上陸可能なり。然るに該地は要塞区域にして、最近之が増強に努めつつあり。

b 揚子江沿岸は土質泥濘にして葦（アシを指すか――引用者）密生し、且陸上の地形も亦湿地・渠溝多く、上陸後の行動困難等の為、上陸の好適地に乏し。加之長江の水路の変遷常なく、昨日の適地も今日泥濘、馬脚を没する葦原と化するの状態なるを以て、事前

[62] 第二章以下は、「第二章　地形／第三章　交通、通信／第四章　気象／第五章　衛生／第六章　宿営、給養／第七章　航空／第八章　軍事施設」という、昭和 10（1935）年改正の兵要地誌マニュアル（〈7〉参照）の「第二篇　兵要地理」の構成に近いものになっている。

に於て詳細なる偵察を緊要とす。

c 水位の差は海岸に在りては潮汐の干満により最大二米五〇、最小一米二〇なり。揚子江は上流に於ては増減水により差異を生じ、南京付近に於ては水位差十七呎（フィート）にして、江陰附近にては十六呎なり。之より下流に至るに従い潮汐の影響を受くること大なり。

d 上陸点細部の状況は十万分の一地誌図を参照すべし。

段落 a は、上海付近（揚子江河口付近）から杭州付近（銭塘江河口付近）に至る海岸線における上陸可能地点について述べたもので、杭州湾北岸の「乍浦付近、あるいは金山衛」[63]のみが辛うじて上陸可能という判断をしている。この点について、「上海南京附近 1／50 万地誌図（其一）」（以下、「1／50 万地誌図」と略す）で検証しよう。本地誌図は、杭州湾北岸について、乍浦鎮と金山衛の 2 地点に「上陸可能区域」を示す矢印「←——→」を描いており[64]、この 2 地点を「上陸可能区域」とする。前述したように杭州湾北岸の上陸地点として、1911 年「対清作戦計画」は漠然と「乍浦」を指定し、1929 年『浙江省兵要地誌』は「乍浦付近の入江」を候補地とするが、同時に困難な点も指摘していた。そして 1936 年策定の「昭和十二年度対支作戦計画」（文献 2-4）は「乍浦（上海南西約七五粁、杭州北東約八〇粁）付近」を指定していた。したがって本概説は、杭州湾北岸における敵前上陸地として、第一候補として従来からの乍浦付近（の入江）を、第二候補として新たに江蘇省の金山衛を考えているわけである（なお、1937 年 11 月 5 日に実際に上陸したのは金山衛である）。

段落 b は、揚子江（長江）下流（特に南岸）の上陸可能地点について、「上陸の好適地に乏し」いこと、「昨日の適地」も今日には不適地となるので、「事前に於て詳細なる偵察」が緊要と述べている。そして段落 b では特定の上陸地点をあげず、段落 d において、海岸線における上陸適地を含めて、「上陸点細部の状況は十万分の一地誌図を参照すべし」で結んでいる。ただし本概説には次のような文も登場する。

史料 9-3　『上海及南京概説』、「第二章　地形／一、要旨」（p. 5、アジ歴 Ref. C13032679900《1817》）

海岸線は平調遠浅にして良好なる港湾皆無なるのみならず、上陸点の好適地に乏しきも、揚子江岸は上陸点の選定、敢て困難ならず。

すなわち、史料 9-2 と同様に、海岸線については上陸に好適な港湾がないが、長江の江岸

---

[63] 史料 9-2-a の「乍浦付近（金山衛）」の語は丸カッコの意味がはっきりしないが、「乍浦付近、あるいは金山衛」の意味で解釈した。

[64] 「1／50 万地誌図」では、上陸点について、「上陸可能地域」「泛水地域」（揚陸艦から上陸用舟艇を海上に降ろす場所。「←　－　→」の矢印）「上陸不可能地域」の 3 種類で区別している。たとえば、長江より北の江北地方の海岸線には、「上陸不可能地域」を示す「∧∧∧」の印がかなり長く描かれている。

については、上陸地点を選ぶのは困難ではない（換言すれば、好適な地点が複数ある）としている。そこで「1／50 万地誌図」を見ると、長江沿岸については、数箇所に「上陸可能地域」の矢印が描かれている。そのうち、1932 年第一次上海事変時の敵前上陸地である「七了口」には「上陸可能地域」の矢印とともに、「良」という字が書き込まれ、1937 年 11 月 13 日に第 16 師団が敵前上陸する「白茆口」には「上陸可能地域」の矢印とともに、「最良」の字が書き込まれている。ただし白茆口のすぐ上流に位置する滸浦鎮付近には「上陸不可能地域」の印が描かれている[65]。

したがって、②「長江下流南岸」の上陸点については、「1／50 万地誌図」で「最良」とされている白茆口を第一候補とし[66]、七了口を第二候補とするが、最終的には「詳細なる偵察」（史料 9-2-b）を行ってから決める[67]という考えである（「詳細なる偵察」の具体例については第 11 章、参照）[68]。

他方、③「杭州湾北岸」の上陸点については、「1／50 万地誌図」は乍浦鎮と金山衛の 2 地点を「上陸可能地域」としているが、白茆口や七了口の箇所に書き込まれた「最良」や「良」という書き込みはない。また本概説は「乍浦付近（金山衛）」を指定しているが、その場合でも「辛じて上陸可能」（史料 9-2-a）という表現であり、それに続いて「該地は要塞区域にして、最近之が増強に努めつつあり」（史料 9-2-a）ともあり、必ずしも好適地とはいえないこともわかる[69]。

（2）上陸後の土地は「水濠地帯」

それでは兵士たちが上陸すると、そこはどんな土地かといえば、長江下流南岸であれ、杭州湾北岸であれ、そこは江南デルタの「水濠地帯」[70]である。それで第二節「水濠地帯ニ於ケル作戦」が用意されている。史料 9-2-b にも「上陸後の行動困難」という文があったが、この第二節も「本地方の水濠は陸上交通を至難ならしめ、作戦上特異の影響を及すを以て、

---

[65] 上陸点ではないが、水路の変化や航行の可否に関して、南通の南の「通州水道」について、「1／50 万地誌図」に「民船発着盛なり。水路変化甚しく、且水路狭く、夜間航行困難なり」と書き込まれている。

[66] 前述のように、昭和十二年度対支作戦計画でも長江河岸の第一候補は白茆口であった。

[67] 第一次上海事変の七了口の場合も、上陸候補地ではあったが、前述のように、「具体的な上陸地点は実際の作戦条件に応じて決定される」［影山 2019：268］という。

[68] なお、〈①上海付近〉の上陸点（1937 年 8 月 23 日上陸の呉淞鉄道桟橋付近や川沙鎮など（図 1、参照）については、『上海及南京概説』や「1／50 万地誌図」にとりわけての言及や指示はない。

[69] 杭州湾北岸における上陸地が最終的に金山衛付近になった経緯、また金山衛付近のうち、どこをピンポイントの上陸点とするかの経緯については、第 11 章（1）、参照。

[70] 「第二章　地形／二、水濠地帯」に、「水濠の状況は二万五千分の一図（空中写真測量）を参照すべし」とある（p. 6、アジ歴 Ref. C13032679900《1818》）。

左記諸件を顧慮するを要す」の文で始まり、計 15 行を割いて、「軽渡河材料の携行を必要とす」等の注意が記述されている。

(3) 上海付近の作戦から南京攻略作戦へ

そして興味深いのは第三節「地形判断」である。省略せず、全文を引用する。

史料 9-4　「第一章　用兵的観察／三、地形判断」(pp. 3-4、アジ歴 Ref. C13032679800《1815-1816》)

a 上海付近のみの作戦に於ては前記水郷(ママ)地帯の戦闘の範囲に止まるを以て、以下、南京攻略を目的とする地形判断上の観察を下せば左の如し。

b 長江の溯江作戦は揚子江岸の要塞の増強、機械水雷の設置、竝支那空軍の跋扈等を顧慮し、昔日の如く容易ならざるを以て、鉄道、自動車道を利用して陸上よりする迅速なる機動作戦を主とし、一部を以て溯航作戦を併用するを可とす。

c 陸正面より南京攻略の為の作戦方面は、地形上、京滬線に沿う地区、及太湖南西地区の二正面を併用するを要す。而して単に地形上の看点よりすれば、前者の地区は地形の障碍多く、敵の抵抗大なるを以て、主作戦は後者、即ち太湖南西地区に選定するを有利とす。

d 之が為、江陰、無錫（太湖北岸）の線、及湖州（太湖南岸）、杭州の線を速に占領して「爾後の作戦」を準備するを要す。

e 蓋し、江陰は長江利用上、敵の要塞の妨害を排除し、以て水陸作戦を容易ならしむる必要あるのみならず、江陰―無錫の線は地形上の要線なり。

f 又杭州は、此方面に於ける支那空軍の根拠地たるのみならず、江西、福建方面よりする支那増援軍に対して、側背掩護上の要点なり。

g 湖州は南京に通ずる当該正面に於ける自動車道竝水路の輻輳する交通の要点たるのみならず、該線以西の作戦は水濠作戦より一般地形の作戦に転移する変換線なり。

h「爾後の作戦」進捗に伴い、速に有力なる一部を蕪湖に進出せしめ、敵の背後を遮断するを要す。

まず段落 a から、二種類の作戦を想定していることがわかる。すなわち、第一に上海付近のみの作戦の場合、第二に上海付近の作戦が終了（すなわち、上海を「占領」か）したあと、「南京攻略」作戦にまで進む場合、この二種類である。そして段落 b 以下は、第二の場合について説明する。そして節名は「地形判断」であるが、地形以外の点にも言及し、南京攻略のための戦略的要点を説明するものになっている。

まず段落 b・c で、①長江に沿う遡江作戦もしくは鉄道・道路に沿う作戦（太湖の北側を進む作戦）と、②太湖南西地区からの作戦（太湖の南側と西側を進む作戦）と、二つに大別されている。興味深いのは、②を「主作戦」と位置づけていることである。1929 年『浙江省兵要地誌』では、前述のように、作戦②は「支作戦」の位置づけであったが、この位置づ

けが変更されているわけである。その理由は、作戦①の場合、「地形の障碍多く、敵の抵抗大」（段落ｃ）であることによる。

また段落ｂは作戦①について、長江そのものを遡江する作戦を副次的なものとし、鉄道（滬寧線）や自動車道路を利用した陸上からの進攻を主要なものとしている。その理由は、「揚子江岸の要塞の増強[71]、機械水雷の設置、竝支那空軍の跋扈等」によって、長江そのものを遡航する作戦における困難が増加したことによる。

そして段落ｄ～ｇは、作戦①では、まず「江陰―無錫の線」まで進んで占領し、作戦②では、「湖州―杭州の線」まで進んで占領し、「爾後の作戦」（南京攻略のための作戦）の準備を行うとする。これは「江陰―無錫の線」以東、および「湖州―杭州の線」以東は水濠地帯であるが、この線以西の土地（南京を含む）は「一般地形」になるため、装備・編成を変更する必要があるからである。この点は、「四、編成装備」が説明している[72]。また杭州占領には、江西・福建から来る中国軍に備える目的等もある。なお 1929 年『浙江省兵要地誌』では登場しない「占領」の語が、段落ｄで登場していることに注意したい。

段落ｈでは、蕪湖攻略に言及している。「爾後の作戦進捗に伴い」とは、南京攻略によって中国軍が長江上流へ敗走する場合を指し、その場合に蕪湖で迎撃するためである。

なお本概説および「1／50 万分の 1 地誌図」では、上陸点として、白茆口や七了口のような〈②長江下流南岸〉と乍浦や金山衛のような〈③杭州湾北岸〉に言及するのみで、〈①上海附近〉には言及していない。しかし、第一次上海事変における（また第二次上海事変でも）陸軍の第一次派遣の上陸点は〈①上海附近〉であったことから、本概説も〈①上海附近〉の上陸点も視野に入れていたと推測される。そして上陸点を最終的にどこにするかは、実際の戦況に鑑みた戦略によって決定されると思われる。

以上、『上海及南京概説』（「軍事秘密」）の「第一章　用兵的観察」は、上陸点に関する情報、とりわけ南京攻略作戦の要点に重きがおかれていることがわかる。ところで、前述したように、南京攻略作戦ないし長江作戦の構想は、1911 年の「対清作戦計画」（「極秘」）や「対支作戦計画」（「軍事機密」か）に登場する。その場合、陸軍内で機秘密度「極秘」や「軍事

---

71 「揚子江岸の要塞の増強」については、『上海及南京概説』「第八章　軍事施設」（p. 24、アジ歴 Ref. C13032680500《1837》）に次のように紹介されている。

本地方に於ける軍事施設は、上海事変（1932 年の第一次上海事変――引用者）の苦験と対日防禦竝抗日志気作興等の目的を以て、上海附近上陸点及揚子江流域重要地点竝南京要塞地帯に対し近時盛に増強・新設を行いつつあり。

本地方に於ける要塞の配置は五十万分一及十万分一地誌図を参照すべし。

其詳細は支那軍事要覧を参照すべし。

72 「四、編成装備」の全文は、「水濠地帯に於ける作戦は、重車輛の行動に著しく制限を受くるを以て、成るべく駄馬編制部隊を有利とするも、南京附近の作戦に於ては永久築城の攻略を予期せざるべからざると、地形亦之を許すとを以て、飛行機、重砲竝機械化部隊を成るべく多く配属するを要す」である。

機密」の書類を閲覧できる範囲に関しては未詳である。それに対して、同じく南京攻略作戦ないし長江作戦の構想が登場する 1929 年『浙江省兵要地誌』(「軍事秘密」)、および『上海及南京概説』(「軍事秘密」) は、機秘密度が最も軽易な「軍事秘密」の扱いであるので、上海派遣軍および第十軍に配布された可能性がある。特に『上海及南京概説』は、1937 年 8 月 16 日調製という点から、上海派遣軍・第十軍に配布された可能性は高いであろう。そして上海派遣軍がその任務として下令された作戦範囲は、当初は「上海竝其北方地区」に限定されていた。11 月 7 日に上海派遣軍・第十軍の作戦範囲が拡大されるが、それでも「蘇州嘉興ヲ連ヌル線以東」であった[73]。だが『上海及南京概説』、しかもその冒頭の 3〜4 頁に、南京攻略を“促すかのような”記述がある。そして『上海及南京概説』が説く南京攻略作戦の進軍ルートを、1937 年 8〜12 月の上海派遣軍、特に太湖南岸を通る第十軍の実際の進軍ルート (図 3) と対照すると、蕪湖攻略を含めてほぼ合致する[74]。したがって、『上海及南京概説』が上海派遣軍、特に本概説で「主作戦」に位置づけられている太湖南岸から南京に向かう作戦を担った第十軍に、何らかの影響を与えたのか否かは、興味深いテーマとなる。また『上海及南京概説』を、南京攻略作戦の要点に重きをおいて編纂したのはだれか、これも興味深い課題である。

本稿では、そこまで踏み込んだ考察はできないが、次の第 10 章で、まずは『上海及南京概説』が上海派遣軍、とりわけ第十軍に配布されたか否かを検討する。また配布されなかった師団は存在したか、配布されなかった師団は南京攻略に関心をもっていたか否かについては、検討に値する適当な史料がないが、不十分さ承知で検討してみたい。

---

[73] 8 月 15 日に上海派遣軍司令官の松井に与えられた命令は、「上海派遣軍司令官ハ海軍ト協力シテ上海付近ノ敵ヲ掃滅シ上海並其北方地区ノ要線ヲ占領シ帝国臣民ヲ保護スヘシ」(『南京戦史資料集 Ⅰ』増補改訂版 1993 年、頁 427) [江口 1992 : 19] である。10 月 20 日に第十軍司令官の柳川平助に与えられた命令は、「第十軍司令官ハ海軍ト協力シテ杭州湾北岸ニ上陸シ、上海派遣軍司令官ノ任務達成ヲ容易ナラシムベシ」(『南京戦史資料集 Ⅰ』増補改訂版 1993 年、頁 427) [江口 1992 : 28] である。上海派遣軍と第十軍が編合された中支那派遣軍の司令官に、11 月 7 日に与えられた命令は、「中支那方面軍司令官ノ任務ハ海軍ト協力シテ敵ノ戦争意志ヲ挫折セシメ戦局終結ノ動機ヲ獲得スル目的ヲ以テ、上海付近ノ敵ヲ掃滅スルニ在リ」(『南京戦史資料集 Ⅰ』増補改訂版 1993 年、頁 427) [江口 1992 : 29] である。以上は、「上海付近ノ敵ノ掃滅」を作戦内容とし、作戦地域も「上海並其北方地区」に限定するものである。しかし同じ 11 月 7 日に与えられた制令線に関する指示は「中支那方面軍ノ作戦地域ハ概ネ蘇州嘉興ヲ連ヌル線以東トス」(『南京戦史資料集 Ⅰ』増補改訂版 1993 年、頁 428) [[江口 1992 : 29] となった。「上海付近」の制限はなくなったが、それでも「蘇州嘉興ヲ連ヌル線以東」という制限が付されていた。そして 12 月 1 日、「蘇州嘉興ヲ連ヌル線以東」という制限も外され、南京攻略の大命が下る (『南京戦史資料集 Ⅰ』増補改訂版 1993 年、頁 428-429) [[江口 1992 : 30]。

[74] なお、第十軍国崎支隊の〈広徳〜太平〜(長江渡河) 〜浦口〉の進軍ルート (図 3) は、『上海及南京概説』には登場しない。

10.『上海及南京附近兵要地誌概説』等は派遣師団に配布されたか

『上海及南京附近兵要地誌概説』（および他の華中の兵要地誌）および 10 万分の 1 や 50 万分の 1 地誌図は、上海方面に派遣された師団に配布されたか。特に『上海及南京附近兵要地誌概説』（以下、『上海及南京概説』と略す）が配布されたか否かは、本稿での議論において重要なので、この点を確認することにしたい。ただし能力と紙幅の制約もあるので、杭州湾北岸の金山衛に上陸した第十軍のうちの第 114 師団、および付随的に長江下流南岸の白茆口に上陸した第 16 師団を検討するにとどめる。

（1）第十軍第 114 師団

史料 9-4-g に引用したように、『上海及南京概説』には、「湖州は南京に通ずる当該正面に於ける自動車道並水路の輻輳する交通の要点たるのみならず、「該線」以西の作戦は水濠作戦より一般地形の作戦に転移する変換線なり」という一文があった。なお文中の「該線」とは、湖州と杭州を結ぶ南北の線を指す。

他方、第 114 師団の参謀部は、昭和 13（1938）年 1 月に『湖州武康長興附近兵要地誌概説』（表紙は、アジ歴 Ref. C11111986600《0366》）を作成（「調製」）している。そのうち、「第百十四師団警備地区内兵要地理」の「（一）地形／一．要旨」に次の記述がある。なお文中の「湖南」とは、太湖の南側を指す。

史料 10-1　「（一）地形／一．要旨」（アジ歴 Ref. C11111986600《0370》）

> 本地方は湖南に於ける地形的変換地帯なり。即ち湖州南北を通ずる線以東は「水濠地帯」に属し、以西は「山嶽地帯」とす。故に水濠作戦より一般地形作戦への転移する重要なる変換線なりと言ふを得べし。

史料 9-4-g と史料 10-1 のいずれにも、「水濠作戦」「一般地形の作戦」「転移する」「変換線」等の字句が登場する。したがって第 114 師団の参謀部が『湖州武康長興附近兵要地誌概説』の作成に当たり、『上海及南京概説』を参考にしたこと、別言すれば、第 114 師団に『上海及南京概説』が配布されていたことを推測できる。そして第 114 師団が携行していたとすれば、第十軍および隷下の第 6、18、114 師団と国崎支隊にも配布されていたと考えられる。なお、他の兵要地誌も携行していたと思われるが、史料で確認できるのは『上海及南京概説』のみである。

次に第 114 師団が携行していた地誌図について検討する。

史料 10-2　『湖州武康長興附近兵要地誌概説』の「序」（アジ歴 Ref. C11111986600《0367》）

> 本地誌概説に記述する範囲は、自昭和十二年十二月下旬至昭和十三年二月上旬間、当師団にて担任せる警備地区内のみとす。

記述は参謀本部調製十万分之一地誌図を原図とし、各部隊の現実に確認せるところに基き、既調査資料を修正記入す。
調査は総て冬期（乾期）を主体とせり。

すなわち、『上海及南京概説』で参照せよとされた「十万分之一地誌図」を携行していることが判明する。ただし次の史料では、十万分之一地誌図に少なくとも 2 種類あること、またその精度に問題があることが指摘されている。

史料 10-3　「(六)　地図の精度」（アジ歴 Ref. C11111986600《0382～383》）

一、参謀本部発行の十万分の一地誌図は、一般に精度良好ならず。特に昭和十二年十月調製(1)湖州府と、同年八月調製の(6)嘉興県及同(9)宜興県と、各々其の方位を異にせり。

二、十万分の一　昭和十二年十月(1)湖州府地誌図は、地貌其の物に現地と相互(ママ)する点多し。其の一例を示せば次の如し。（イ・ロ・ハの 3 点をあげるが省略する――引用者）

三、昭和十二年の八月調製十万分の一地誌図は、地貌の現出は概ね正確なるも、梯尺現地と不一致なり。一般に縦座標短縮し、横座標延長す。其の一例、附図第三の如し。

四、以上の如くなるを以て、地区内若干の図根点を設け、之に依り修正するにあらずんば、地図の正確は期し得らざるべし。

昭和 12（1937）年 8 月 16 日調製『上海及南京概説』が参照せよと指示している十万分之一地誌図は、当然ながら昭和 12（1937）年 8 月までに調製されたものであり、史料 10-3（第一・三条）はそれを「昭和十二年の八月調製十万分の一地誌図」と呼んでおり、昭和 12 年 8 月調製であることが判明する。また史料 10-3（第一・二条）によれば、それとは別に昭和 12（1937）年 10 月調製の 10 万分の 1 地誌図が存在し、それらも携行していることがわかる。

以上、少なくとも『上海及南京概説』、昭和 12 年 8 月調製の 10 万分の 1 地誌図、さらに昭和 12 年 10 月調製の 10 万分の 1 地誌図を携行していたことが判明する。

なお地図の精度や欠陥についても簡単に紹介しておこう。史料 10-3（第三条）は、「縦座標」、すなわち南北方向の図上距離が実距離よりも短いこと、また「横座標」、すなわち東西方向の図上距離が実距離よりも長いものがあることを指摘している。その一例として、「附圖第三」（「附圖第三」は誤記で、正しくは「附圖第四　原図模寫圖」。アジ歴 Ref. C11111986700《0384》）があがっている。湖州～南潯間について、湖州よりの「昇山市」付近を描いた 10 万分の 1 地図で、南北方向における実距離 6,000m が図上距離で 4,400m（0.73 倍）になっているものや、東西方向における実距離 3,925m が図上距離で 5,700m（1.45 倍）になっているもの等が示されている。

以上のように、第十軍の第 114 師団の場合、その精度については別として、派遣先に関する兵要地誌や地図類が配布されていたことが確認できる。この点に関連して注意しておきたいのは、第十軍と参謀本部、および海軍との間で、密接な会合や関係書類の厳重な授受が行われていることである。

10 月 24～26 日、佐世保において、金山衛上陸作戦を実施するための準備として、第十軍と第四艦隊との陸海軍協定、上陸部隊と海軍護衛隊との協定等が結ばれる。そして、たとえば、「地点の標示其他」を陸海軍のあいだで共通化するために「海陸協同作戦地点図（軍令部極秘第五九号の C1 及 C2）が用いられることになる（アジ歴 Ref. C11111740800《0193》）[75]。この「海陸協同作戦地点図（軍令部極秘第五九号の C1 及 C2）」は、「軍令部極秘」とあることから海軍作製の地図と考えられ、上陸作戦時に用いられる主に沿岸部を描いた地図と思われる。

また金山衛上陸作戦の企図を秘匿するために、第十軍の派遣先の地図は、参謀本部から将校を集合地[76]に派遣し、集合地で配布する。という厳重かつ確実な方法で関係資料類を渡している（アジ歴 Ref. C11111741300《0267-0268》）。

（2）白茆口に上陸した第 16 師団

第 16 師団は、北支那方面軍から転用されて 11 月 13 日に白茆口に上陸した部隊である。当時、中支那方面軍参謀副長であった武藤章大佐が、11 月 26 日付けで第 16 師団参謀長の中沢光夫大佐宛に送った書簡に対する、中沢参謀長の返信を江口氏が紹介している［江口 1992：31-36］。そのなかで興味深いのは、中沢参謀長が、地図類に関しての話であるが、「上陸後~~行ひ~~（二字抹消――引用者）得たる軍の情報図及五十万分図によれば…」（アジ歴 Ref. C11111058200《1174》）と記しており、50 万分の 1 地誌図は配布されているが、それは上陸後であったこと、また上陸後に、この 50 万分の 1 地誌図と「軍の情報図」なるもの（内容は不明）を参照して上陸後の作戦を行っていることであり、より詳細な 10 万分の 1 地誌図を受領していない様子であることである。

そして、中沢参謀長の返信［江口 1992：34-35］から、11 月 26 日（南京攻略の命令が出る 12 月 1 日の 5 日前）という状況のなかで、加えて『上海及南京概説』では、白茆口に上陸した部隊に課せられている重大任務である南京攻略について、中沢参謀長が自身の師団の任務として自覚していないことが読み取れることである。もし中沢参謀長が『上海及南京

---

[75] 上陸部隊と海軍護衛隊との協定（「丁集団長、護衛艦隊指揮官間の協定」（昭和十二年十月二十五日　於足柄（足柄は艦名である――引用者））の「一五　地点の標示」にも同じ地図を用いることが登場する（アジ歴 Ref. C11111741600《0342》）。

[76] 集合地は、内地から派遣する部隊は「五島方面」（五島列島）、華北からの転用部隊は朝鮮東部の「八口浦」である。

概説』を受領して読んでいれば、自身の師団の任務が南京攻略であることは一読してわかるであろう。中沢参謀長の対応のあり方から、これは『上海及南京概説』を受領していないことから起きていることと考えられる。

11. 上陸地細部の決定と空中写真

註 22 で紹介したように、たとえば七丁口は上陸予定地として「有事の際の陸軍の年度作戦計画」に挙げられていたが、「さらに実際の作戦条件に応じて具体的な上陸地点が決定される」［影山 2019：268］とのことである。そこで実際の（ピンポイントの）上陸地点がどのように決まるのかついて、金山衛と白茆口とについて検証してみよう。

（1）11 月 5 日杭州湾金山衛城付近

1937 年 8 月の『上海及南京概説』および「1／50 万地誌図」は、杭州湾における上陸可能地を〈乍浦付近ないし金山衛〉としていた。戦史叢書 86 によると、参謀本部は、10 月 9 日に杭州湾北岸の上陸作戦を行うことを決めた時点では、上陸点を「乍浦方面」としていたが、翌 10 日にはさらに限定して「金山衛城（上海南南西約六〇粁）付近」としている（戦史叢書 86、pp. 386, 388-389）。すなわち、まずおおまかに「乍浦方面」、その次に「金山衛城付近」として段階的に絞っていくわけであるが、「金山衛城付近」だけではピンポイントの上陸地点が決まったことにならない。

それでは、ピンポイントの上陸地点を最終的に決めるまでの過程では、どのような問題があり、そしてどのような材料・情報にもとづいて最終的な上陸地点が決まったのか。第十軍の作戦主任参謀であった寺田雅雄中佐の「幕僚手記」[77]から検討してみよう。

史料 11-1　「四、第十軍作戦計画立案当時ニ於ケル一般ノ状況ト第十軍ノ編組」

（アジ歴 Ref. C11111740000《0098～0100》）

（前略）

２、杭州湾北岸の敵情

a 海塩以東、敵の配備兵力は約二箇師にして、金山衛城東西一帯の海岸には堅固なる既設陣地あり。金山衛城以西の地区には海岸に概ね三線、仝以東の地区には一線の堅固なる陣地を認め、敵は尚盛んに之を増強しつつあり（本状況は作戦計画策定当時、我が飛行機偵察[78]により明瞭となれり）。（中略）

３、杭州湾北岸の地形

---

77 「昭和十二年支那事変ニ於ケル第十軍作戦指導ニ関スル考察　第十軍作戦主任参謀　寺田中佐」昭和 13（1938）年 4 月作成（アジ歴 Ref. C11111740000）。「一、緒言」によれば、本考察は、自身の「幕僚手記」を摘録したものという。

78 この飛行機偵察がいつ行われたかは未詳である。

b 杭州湾北岸は乍浦要塞の現存する為、上陸地区は概ね金山衛城付近に限定せられ、該地付近は一般に遠浅にして輸送船団の泊地は距岸三乃至四浬に選定するを要し、又杭州湾特異の潮流の状態（潮流の激甚、潮汐干満の差甚大）は上陸実施の日時に多大の制限を与へ、加ふるに海岸の状態（海岸の傾斜極めて緩、加ふるに水際には護岸壁、乱杭、魚棚等存在す）は揚陸を困難ならしむるもの少からず。殊に海岸は全然風浪に暴露し、一度荒天に見舞はれむか、直に上陸は勿論、爾後の補給輸送をも断絶せざるべからざる状況なり。而も上陸作戦実施に必要なる兵要地誌の調査、甚しく粗漏にして、計画立案の為、信頼を以て憑拠とするに足るものなく、多くは臨機の結果に俟たざるべからざる状態なり。

c 上陸地より黄浦江に至る間の道路に関する調査は頗る不備にして、計画策定の際には全く確信を以て進路として選定すべきものなく、只金山衛城より北方黄浦江に通ずる水路のみ、後方補給線として利用し得ることを胸算し得たるに過ぎず。（後略）

史料 11-2　「五、第十軍作戦計画ニ就テ／１、作戦計画策定上特ニ重視セシ点、左ノ如シ」

（アジ歴 Ref. C11111740000《0105-0106》）

（ハ）有史以来ノ大上陸作戦[79]遂行ノ為ノ努力

a 国軍の何人にも経験と確信とを有せざる此の大規模敵前上陸の計画並指導には、軍として絶大の苦心を払へり。

b 既述の如く、杭州湾上陸作戦実施に必要なる兵要地誌の平時調査、極めて不充分なるに加へ、十月上旬、上海派遣軍に於て右上陸作戦に関し偵察報告する所は、杭州湾方面に於ける大兵団の上陸作戦を否定するものあり。即、上陸可能なる海岸は僅に二粁以下にして、上陸後に於ける補給は全く絶望なりとの判決を下せり。

c 然れども十月中旬、海軍より送付を受けし上陸沿岸空中写真により上陸可能なることを判断し、軍は右写真により計画を策定せるも、其上陸の極めて困難なるべきことは充分覚悟せる処にして、真に全軍を以て捨身の悲壮なる決意を以て敢行せるものなり。（後略）

史料 11-3　「五、第十軍作戦計画ニ就テ／２、第十軍作戦ノ要点」

（アジ歴 Ref. C11111740000《0116》）

（ロ）上陸地ノ選定

軍の上陸地区は乍浦要塞と海岸の景況との為、著しく限定せられたる為、上陸地区細部の決定には多大の苦心を払へり。即ち敵の防備最も堅固なる金山衛城を外して、其両側に一箇師団宛を上陸せしめ、而も右翼に於ては柘林、左翼に於ては乍浦を外した

[79] 前述のように、二宮氏によれば、複数師団による敵前上陸はこの杭州湾上陸作戦が初めてである。

ることは、実施の結果より見て極めて適切なりき（後略）。

杭州湾北岸における上陸地の細部に関する調査研究の過程と結果は、次のように整理できよう。第一に、乍浦付近については乍浦要塞があるため不可とする。そのため、上陸候補地は金山衛城付近に限定される（史料 11-1-b）。第二に、金山衛城付近については、地形、潮流等の面で多くの困難があり、加えて「兵要地誌の調査、甚しく粗漏」[80]のため、作戦計画の立案も容易ではない（史料 11-1-b、史料 11-2-b）。第三に、10 月上旬に上海派遣軍が行った偵察[81]では、上陸可能な海岸はわずかに 2km しかなく、「大兵団」の上陸を可能とするものではなかった（史料 11-2-b）。しかし最終的には、10 月中旬に海軍から提供された上陸候補地沿岸の空中写真[82]を、第十軍の参謀部が分析した結果[83]、非常な困難を伴うが上陸可能と判断し（史料 11-2-c）、また上陸地点の細部（金山衛城を外し、乍浦と金山衛城の間および金山衛城と柘林の間の限定された地点[84]）を決定した（史料 11-3）。

---

[80] 『南京戦史』の「第一章　上海より南京へ／四、杭州湾、白茆口上陸作戦」（南京戦史編集委員会 1993、p. 9）は、「「船舶資材の不足など作戦準備不充分には目をつぶって」（下村作戦部長の回想）、大部隊の上陸は困難であるという従来からの兵要地誌の定説を無視し杭州湾に敵前上陸を断行、中国軍の背後を衝かしめた」と記している。なお、いずれの兵要地誌が「大部隊の上陸は困難」と判断しているかについては未詳。

[81] この偵察について、飯沼日記の 10 月 8、9、11 日および松井日記の 10 月 11 日を総合すると、10 月 7 日に参謀本部次長からの電報（「電 553」を受領；電報の内容は杭州湾上陸の「能否」等 5 項目の問い合わせ；9 日に芳村参謀（上海派遣軍参謀部第一課参謀、芳村正義中佐。戦史叢書 86、p. 268）に「海軍及停（ママ）泊場部員」とともに「乍浦、金山城方面」の偵察を海上から行わせる；11 日午後に芳村参謀が帰来し、松井・飯沼等に報告；参謀本部次長に乍浦・金山城方面は上陸地として不適当である旨を返電（南京戦史資料集Ⅰ、pp. 84, 86-87, 88、南京戦史資料集Ⅱ、p. 84）、となる。

[82] いつ撮影したのか等、詳細は未詳である。

[83] 「丁集作命甲第一号別冊第二／丁集団情報記録第一号　昭和十二年十月二十九日丁集団司令部」（アジ歴 Ref. C11111741900《0396》）に、「四、本情報記録の外、別冊参謀本部調製「上海附近に於ける敵情（ママ）」並金山衛城附近空中写真圖及敵陣地要圖参照（既配布）」とある。すなわち、空中写真図が 10 月 29 日以前に「丁集団」（第十軍を指す）隷下の師団・支隊に配布されているから、それ以前に第十軍参謀部が入手していることがわかる。

[84] なお史料 11-2 の（後略）部分では、上陸可能な地点がきわめて限定されるので、この作戦計画が敵側にもれて対策を講じられると、上陸およびその後の前進が至難になる。そのため、敵側だけでなく味方に対しても企図を秘匿する必要がある（たとえば、「北支方面より転用せらるる部隊に対しては、最初、軍の作戦地方面の地図を交付することなく、先づ山東方面の地図を交付して、先づ味方を欺く」）ことを述べている。この点は、「第十軍参謀長ニ與フル兵站ニ關する注

以上、1937 年 8 月の『上海及南京概説』および「1／50 万地誌図」は上陸可能地点として乍浦付近と金山衛を指示していた[85]が、現実にはかなりの困難を伴うものであり、海軍が提供した空中写真を解析した結果、ようやくピンポイントの上陸地点が決まったことがわかる。兵要地誌や地誌図の不十分さを、第一次世界大戦後の新兵器・新技術である飛行機による偵察および空中写真の分析で補っていることに注意したい。

(2) 11 月 13 日長江白茆口付近

1937 年 8 月の「1／50 万地誌図」では、長江下流の上陸地点として、白茆口に「最良」と、また七丁口に「良」と書き込まれていたが、最終的には白茆口付近が選択され、11 月 13 日に敵前上陸が行われる。それでは、白茆口付近のうち、上陸地点の細部はどのようにして決められたか、これを検討しよう。

戦史叢書 72 によれば、11 月 3 日以降、海軍の「鵲、鵯」が上陸点付近で隠密裡に潮流計測を行い、11 月 6 日には第一回上陸部隊に予定されている重藤支隊の幕僚、各部隊長、上海派遣軍参謀、碇泊場関係者約 30 名が「鳩」に乗艇して、上陸点付近を綿密に偵察した（戦史叢書 72、p. 451）という。

そして、上海派遣軍司令部が作成した計画書、「上海派遣軍揚子江上流方面上陸計畫　十一月七日　上海派遣軍司令部」によると、「第一　要領」に、「一、軍は、重藤支隊、第十六、第十一師団を以て、X 日未明より徐六涇口以東、高浦塘口付近に亘る間に上陸したる後、重藤支隊を以て速に常熟付近に、第十六師団を以て先づ支塘鎮付近に進出せしむ。第十一師団の進出方面は状況により決す」（C11111058200《1153》）とあり[86]、上陸地点の細部は「徐六涇口以東、高浦塘口付近に亘る間」となっている。

「徐六涇口以東、高浦塘口付近に亘る間」とはどこか。白茆口上陸作戦に参加した第 16 師団関係の史料に、2 幅の地図が収載されている。地図①の図名は「揚子江右岸　白茆河東側地區敵陣地要圖（昭和十二年十月十九日撮影ノ空中寫真ニヨル）」（アジ歴 Ref. C11111058200《1164》）で、「軍事秘密」、縮尺は「約 33,000 分の 1」と記されている。地図②の図名は「揚子江右岸　滸浦口ヨリ白茆河ニ至ル敵陣地要圖（昭和十二年十月十九日（独飛四中）空中寫真ニヨル）」（アジ歴 Ref. C11111058200《1165～1167》）で、「軍事秘密」、縮尺は「約 33,000 分の 1」と記されている。この 2 幅で、西は滸浦鎮から東は白茆口のやや東までをカバーしている。このうち、地図②の一部を図 6 として示す。

地図②によれば、「徐六涇口～高浦塘口」の距離は約 4km になる。そして、地図②は図名

意事項　昭和十二年十月二十日」の「別紙参考　兵站関係企図秘匿実施要項」における、「四、地図分配は企図の秘匿に特に注意し、左の如く実施す」（アジ歴 Ref. C11111741300《0267-0268》）の具体的指示内容からも確認できる。

[85] なお、10 万分の 1 地誌図にどのように書いてあったかは未詳。

[86] C11111058200《1156》の「第三　上陸部署及同日程」にも、ほぼ同内容の文がある。

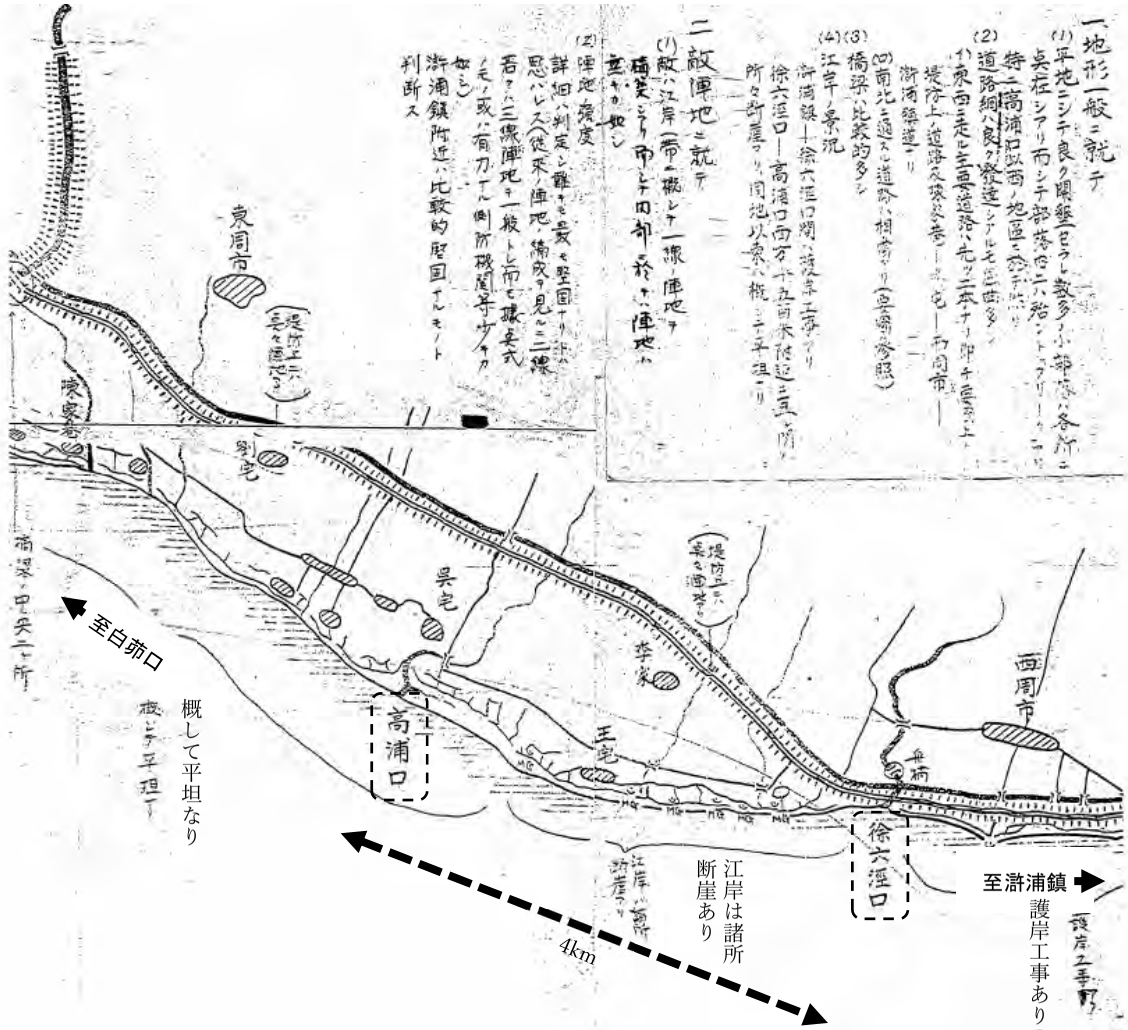

図６　「揚子江右岸　滸浦口ヨリ白茆河ニ至ル敵陣地要圖」（部分図）アジ歴 Ref. C11111058200《1166》

に示されているように、1937（昭和 12）年 10 月 19 日に「独飛四中」（独立飛行第 4 中隊）が撮影した空中写真をもとに作製されたものである。地図①の図名には「独飛四中」の情報がないが、同じく昭和 12 年 10 月 19 日撮影の空中写真をもとに作製されているから、独立飛行第 4 中隊が撮影した空中写真にもとづいて作製されたものと推測される[87]。

さて地図①には、2 箇所に「陣地構築中」の書き込みがあり、ほかに機関銃の位置を示す「MG」の書き込みが多数ある。しかしとりわけての説明文はない。他方、地図②（図 6）には説明文として、以下のものがある。

史料 11-4　「揚子江右岸　滸浦口ヨリ白茆河ニ至ル敵陣地要圖（昭和十二年十月十九日（独飛四中）空中寫真ニヨル）」（アジ歴 Ref. C11111058200《1165～1167》）

一、地形一般に就て

（1）平地にして良く開墾せられ、数多の小部落は各所に点在しあり。而して部落内には殆んど「クリーク」あり。特に高浦口以西の地区に於て然り。（中略）

（4）江岸の景況

滸浦鎮―徐六涇口間は護岸工事あり。／徐六涇口―高浦口西方千五百米付近に亘る間は所々断崖あり。／同地以東は概して平坦なり。

二、敵陣地に就て

（1）敵は江岸一帯に概して一線の陣地を構築しあり。而して内部に於ては陣地は無きが如し。

（2）陣地の強度

詳細は判定し難きも最も堅固なりとは思はれず（従来の陣地の編成を見るに、二線若くは三線陣地を一般とし、而も拠点式のもの或は有力なる側防機関等少きが如し）。／滸浦鎮付近は比較的堅固なるものと判断す。

なお、説明文ではないが、地図上に「（堤防上ニハ点々陣地アリ）」の書き込みが 2 箇所ある。筆者は敵前上陸の適地を選ぶための知見をもたない。「徐六涇口以東、高浦塘口付近に亘る間」のうちのどこが、いかなる理由で選択されたのか。「1／50 万分　地誌図」とも対照しながら検討してみよう。

---

87 「独立飛行第 4 中隊　戦闘詳報　其の 4　自昭和 12 年 10 月 15 日　至昭和 12 年 10 月 26 日」のうち、10 月 19 日分の項目「十六　〇〇方面寫真撮影」に、「第九一九号機／偵〔察〕是久中尉／操〔縦〕嶺村中尉は午後三時四十分出発、〇〇方面の寫真撮影を実施す」とあり、併せて「寫真撮影要圖（於十月十九日午後四時半）」があり、その「要圖」では、写真撮影の範囲が〈滸浦鎮～西周市～白茆口〉と指示されている（アジ歴 Ref. C16120447600《1815》）。また、アジ歴 Ref. C16120447600《1823》には、「十月十九日／功績特に顕著なるもの／揚子江右岸滸浦鎮白茆口間寫真撮影／是久中尉　嶺村中尉」とある。

第一に「澁浦鎮付近」については、地図②の澁浦口の両側（図 6 の枠外）には「堅固なる壁を有する。既設陣地？砲台？」という書き込みがある。したがって、「澁浦鎮付近は比較的堅固なるものと判断」（史料 11-4 の二、(2)）して、上陸点としなかったのであろう。なお「1／50 万分　地誌図」では、「澁浦鎮付近」は上陸不可能の印になっている。

第二に〈澁浦口～徐六涇口〉については「澁浦鎮―徐六涇口間は護岸工事あり」（史料 11-4 の一、(4)）とある。「護岸」は揚陸の障害になる[88]ので避けられたと思われる。「1／50 万分　地誌図」では、「澁浦鎮―徐六涇口間」も上陸不可能の印になっている。

第三に、「徐六涇口―高浦口西方千五百米付近に亘る間は所々断崖あり」であるが、断崖は素人判断でも不適と思われるが、「1／50 万分　地誌図」でも上陸不可能の印になっている。

第四に、「同地（高浦口西方千五百米）以東は概して平坦」であるが、この箇所は「1／50 万分　地誌図」で上陸可能の印になっている。ただし図 6 では、平坦な土地は高浦口下流の白茆口付近に至るまで続いている。そして戦史叢書 72 所載の地図「上陸準備錨地及び泊地」（p. 452）によれば、第一回上陸部隊の重藤支隊の上陸点は、平坦な土地が始まる高浦口西方 1500 メートルから、白茆口付近までの、図 6 で「概して平坦」と書き込まれた箇所と推測できる。つまり実際の上陸点は、「徐六涇口以東、高浦塘口付近に亘る間」ではなく、もう少し広く、高浦口西方 1500 メートルから白茆口付近までであった。

以上、杭州湾の金山衛付近と長江の白茆口付近における、最終的な細部の（ピンポイントの）上陸点は、いずれも地形や中国軍の防御状況等について、空中写真の詳細な分析と船上からの偵察結果から選択されたことことがわかる。

おわりに

本稿でとりあげた「南京攻略」作戦計画について、改めて整理しよう。

（A 型）「太湖の北岸ルートと南岸ルートに分かれて南京に向かう型」として最も古いのは、管見では 1929 年『浙江省兵要地誌』（「秘」を抹消して「軍事秘密」）である。次いで 1936 年策定「昭和十二年度対支作戦計画」、1937 年 8 月 16 日『上海及南京附近兵要地誌概説』（「秘規則適用」を抹消して「軍事秘密」）がある。

（B 型）「長江を遡航、もしくは長江南岸に沿って（すなわち太湖北岸ルートのみで）南京に向かう型」としては、1911 年「対清作戦計画」（極秘）、そして 1934 年策定「昭和十年度対支作戦計画」がある。この 2 つは、機秘密度において、いずれも軍事秘密レベルではなく、それよりも高い機秘密度と推測される。したがって、これらを共有していた（書類を読んで計画の存在を知悉していた）将校は多いとはいえない。

それに対して A 型の場合、1929 年『浙江省兵要地誌』に掲載されていることに注目したい。第一に、機秘密度が「軍事秘密」レベルであり、第二に、1927 年ごろには兵要地誌の

---

[88] 史料 11-1-b に、護岸壁は「揚陸を困難ならしむる」とある。

サイズの小型化が進んでおり、そして第三に、将校が日常的に閲読することが推奨されていた。したがって、『浙江省兵要地誌』所載の「南京攻略作戦」は、少なくとも参謀本部内の将校において、作戦の細部に対する意見に違いはあろうが、その大枠は共有されていた可能性は高いのではなかろうか。なお、参謀本部外において、どの範囲までの将校が読んでいたかについて議論するのは、現時点では困難である。ただし、動員されて上海方面に派遣された部隊の司令官・参謀は読むことになろう。

1935（昭和 10）年の兵要地誌「例規」の改正によって、「占領」「占領地統治」の語の使用が解禁され、そして兵要地誌で取り扱われるさまざまな項目において、その対象地域を「占領」するための情報や作戦案が登場する。そして、「占領」「占領地統治」一色で染まっている兵要地誌を読む読者は、その兵要地誌が対象とする地域を「占領」し、「占領地統治」を行うことを当然視するようになっていくのではなかろうか。その意味で、1927 年ごろから始まり、昭和 10（1935）年例規改正で制度化される、兵要地誌の機秘密度の軽易化、サイズの小型化、閲読の推奨という動きを主導したのがだれか、またこれに至る経緯・背景等について、より広範な視野から考察を進めていく必要がある。

そこで参考になるのが、永井和氏の研究である。「昭和十二年度対支作戦計画」には「華北五省の占領」計画も登場していた。そして永井氏は、この「華北五省の占領」計画に関連する「華北占領計画」が、遅くとも 1933 年 9 月以降に参謀本部第二部によって準備されていたことを明らかにした。参謀本部のことが語られる場合、作戦担当の第一部に焦点が当てられることが多いが、第二部についても改めて注視する必要があろう。

なお永井氏は、上記の「華北占領計画」について、それはあくまでも「有事」の際に実行される計画であること、別言すれば、満州事変における、「満蒙領有計画」を実行に移すために、武力発動の契機として計画された柳条湖事件のような「謀略計画」を伴わないものであったことも論じている［永井 1997］。本稿でとり上げた、1911 年「対清作戦計画」から始まるいくつかの「南京攻略」計画も、「謀略計画」を伴わない「有事計画」の部類に入るであろう。

1937 年 8 月 16 日『上海及南京附近兵要地誌概説』をはじめとする兵要地誌が配布された軍・師団・旅団の司令官・参謀をはじめとする将校が、どのような反応をしたのかについては、本稿では実証するにいたらなかった。ほかにも課題としながら未解決のものが残ったが、いずれも今後の課題としたい。

付録 1　大正 6（1917）年の陸軍機秘密書類の分類

付録 1 では、大正 6（1917）年 4 月時点の「現行」規則における陸軍機秘密書類の分類等を考察し、併せて「現行」以前の規則における分類等についても付随的に考察する。史料は、「配賦標準票／大正六年四月／各師団長随行官ニ対シ陸軍省副官ノ注意事項／機秘密書類ノ取扱ニ関スル注意事項（参考書）」と題された票が貼付されたページ（アジ歴 Ref.

C10073181100《0806, 0807》）から始まる書類群中の、（A）「（参考）機秘密書類ノ取扱ニ関スル注意事項」（同《0808-0813》）と、（B）「各師団長随行官ニ対シ陸軍省副官ノ注意事項（大正六年四月十二日）」（同《0814-0826》）である[89]。

（A）によると、大正 6（1917）年 4 月時点の「現行」規則（「陸軍機密書類取扱規則」）では、「機秘密書類」として次の 4 種類が存在していたことがわかる（同《0808-0809》。なお（1）（1a）等は引用者が付したものである）。

（1）「機密書類」:（1a）一連番号のあるもの／（1b）一連番号のないもの

（2）「秘密書類」:（2a）一連番号のあるもの／（2b）一連番号のないもの

また（A）のなかの「陸軍省発行機秘密書類番号標示ノ新旧対照」（同《0810》）は、機秘密書類の番号標示の仕方に関する新旧対照表である。ただし、「新」＝「現行」は大正 6 年 4 月時点の規則であるが、いつ制定ないし改訂されたのかは未詳である。「旧」は以前の規則であることがわかるだけで、いつ制定ないし改訂されたのかは同じく不明である。これに引用者が「昭和 8 年改正後」の欄を加えたものが表 4 である。表 4 をどのように読み取るべきか、以下、何点か考察することにしたい。なお、大正 6 年 4 月の「現行」規則において、陸軍「機秘密書類」として扱われていたのは上述したように（1a）～（2b）の 4 種類のみであり、「部外秘」や「将校ノ外閲覧ヲ禁ズ」の書類は含まれていない。ただし慣行としてこれら標記が使用されていたので、この「新旧対照」にあがっているが、ここでは考察の対象外とする[90]。

まず「現行」の欄からみていこう。「軍事機密第　号」は前記の（1a）を、「秘第　号」は（2a）を、「秘」は（2b）を、「軍事機密」は（1b）を指す[91]。

---

[89] 本書類群は、表紙が「大正六年／陸普綴／参謀本部庶務課」（アジ歴 Ref. C10073177400《0656》）で始まる一連の綴りのうち、「陸普号目次」で第一〇八四号の 2 件目に該当する、件名が「機秘密書類ノ取扱ニ関スル各師団長随行官ニ対シ陸軍省副官ノ注意事項」（アジ歴 Ref. C10073177500《0661》）と題されたものである。

[90] 大正 6 年 4 月時点では、「陸軍機密書類取扱規則」が定める書類は上記の 4 種類のみで、「極秘」という符号で標記される書類は含まれていない。したがって混乱を避けるために、陸軍内では「極秘」という符号を使用するなという。ただし、「秘」よりも機秘密度の高いものを陸軍外に発出する場合には「極秘」を用いてもよいとする（（B）の（五）の四、アジ歴 Ref. C10073181100《0821》）。なお、（A）のなかの「参謀本部発行機秘密書類標示番号ノ種類」（同《0812》）の一覧中に、「秘密書類一連番号ノ例」があり、そこに「現在使用ノ分」として、「秘第四号」とともに「極秘第三〇号」があがっている。この「極秘第三〇号」が上述の「秘」よりも機秘密度の高いものを陸軍外に発出する場合になると思われる。

[91] なお「参謀本部発行機秘密書類標示番号ノ種類」（アジ歴 Ref. C10073181100《0812-0813》）によれば、地図の場合には「天」の字が付加され、「軍事機密天第　号」あるいは「秘

表 4　大正 6（1917）年「陸軍省発行機秘密書類番号標示ノ新旧対照」

旧		現行（大正 6 年）		昭和 8 年改正後
①	秘第一種第　号	(1a)	軍事機密第　号	軍事機密書類
②	秘第二種第　号	(2a)	秘第　号	軍事極秘書類
③	秘	(2b)	秘	軍事秘密書類
④	軍事機密甲第　号	(1a)	軍事機密第　号	軍事機密書類
⑤	軍事機密乙第　号（機密文書ノ標示番号）	(1b)	軍事機密	軍事秘密書類
	部外秘	＊	部外秘	＊
	将校ノ外閲覧ヲ禁ズ	＊	将校ノ外閲覧ヲ禁ズ	＊

＊は「陸軍機密書類取扱規則」ないし「陸軍秘密書類取扱規則」の対象外

次に「旧」規則の欄をみよう。第一に、①②④にはそれぞれ「第　号」の番号が付いているが、番号についての説明は特にない。これは①②④の番号が、各「書類」に付された一連番号だからである。それに対して⑤の場合、番号の直後に「(機密文書ノ標示番号)」（下線は引用者）という説明がある。つまり⑤の番号は、軍事機密「書類」に付けられた一連番号ではなく、軍事機密「文書」に付けられた一連番号を指す。どういうことかというと、⑤の「軍事機密乙」とは、既存の軍事機密「書類」について、その部分改正を指示・命令するために発出される軍事機密「文書」であり、「第　号」はその機密「文書」に付される「標示番号」（＝一連番号）を指す。すなわち⑤は、「機密書類」ではなく、「機密文書」なのである。しかし「(機密文書ノ標示番号)」という説明がわざわざ付けられているように、この「標示番号」（＝一連番号）を「機密書類」の一連番号と誤解する者が多かったためであろう、「現行」規則では、この誤解を避けるために、一連番号を削除するとともに、軍事機密「文書」から軍事機密「書類」に変更し、(1b) の〈一連番号なしの軍事機密書類〉として新たに設定し直したのである[92]。

第二に、「現行」規則の「旧」規則からの継承関係を確認しよう。(2a)「秘第　号」は②「秘第二種第　号」を、(2b)「秘」は③「秘」を、(1b)「軍事機密」は⑤「軍事機密乙第　号（機密文書ノ標示番号)」を継承している。ただし (1a)「軍事機密第　号」は、①「秘第一種第　号」と④「軍事機密甲第　号」の 2 つを継承している。そこで、(1a) が①④の 2 つを継承することになった背景・理由を考えよう。なお、「現行」規則ではいずれも (1a) に該当する①と④が、同時に制定されるとは考え難いので、①が制定された時期と④が制定された時期は異なると推測される。

天第　号」と標記される。

[92] ⑤の「軍事機密乙」の「乙」は、既存の「機密書類」の部分改正を指示・命令する「文書」を意味する符号と考えられる。

さて、「旧」規則の欄の①②に注意すると、①「秘第一種第　号」と②「秘第二種第　号」という標記であり、機秘密度の差を「第一種」と「第二種」で区別している。そして「現行」規則では、①の「第一種」が（1a）「軍事機密第　号」になり、②の「第二種」が（2a）「秘第　号」（「秘」＝「秘密書類」）になっているから、「第一種」のほうが機秘密度の高いこと、そして配列順序では、機秘密度の高い①が先で、機秘密度の低い②が後になっている。同様に④⑤に注意すると、機秘密度の差を「甲」と「乙」で区別しており、前述したように、④は機密書類の本体で、一連番号付きの機密「書類」であるが、⑤は機密「書類」ではなく、機密「文書」である。そして⑤が「現行」規則では、一連番号なしの軍事機密「書類」になった点からも、機秘密度は④のほうが高い。また配列順序では、機秘密度の高い④が先で、⑤が後になっている。

そこで③の「秘」であるが、これは「現行」規則では機秘密度が一番低い（2b）「秘」（「秘密書類」）に該当する。また「旧」規則の①～④（⑤は「文書」なので除外しておく）のなかでも、たんに「秘」で、一連番号もないことから、①～④のなかで機秘密度が一番低い。そして配列順序は、同じグループ内では機秘密度の高いものを先に、低いものを後におくから、【①②③】が同じグループであれば、そのなかで機秘密度の一番低い③が最後におかれるのは理にかなっている。しかし逆に【③④⑤】が同じグループであれば、そのなかで一番機秘密度の低い③が最初におかれるのは理にかなっていない。すなわち③は①②とともに、【①②③】のグループであったと推測できる。

それでは、【①②③】グループと【④⑤】グループとで、制定時期が早いのはどちらであろうか。【④⑤】グループのほうが早いと仮定すると、⑤は部分改正伝達用であるから、機秘密書類本体としては④の一種類しかなかったことになる。つまり、②「秘第二種　第　号」と③「秘」に相当するものがなかった時期が存在することになる。逆に【①②③】グループのほうが早いと仮定すると、①「秘第一種第　号」がのちのある時点で④「軍事機密甲第号」に改訂され[93]、同時に既存の軍事機密「書類」の部分改正を伝達するために、⑤「軍事機密乙第　号」が新設されたと考えられる。なお、②③は廃止されずに存続するので、機秘密度の高い順に④⑤②③の 4 種類となり[94]、これらがのちに「現行」規則の 4 種類に改正される時に、⑤から「文書」の一連番号を除いて（1b）にしたと考えられる。

なお第 6 章で考察したように、昭和 8（1933）年改正によって、大正 6 年時の（1b）の

---

[93] ①「秘第一種第　号」の書類は、④が制定されることによって、「秘第一種」の文字を抹消し（「第　号」は残す）、代わりに「軍事機密甲」のスタンプを捺す修正作業が行われるのか、それとも抹消や修正の作業はせずに、「秘第一種第　号」のままなのか、この点は未詳である。

[94] 「旧」規則において、⑤の軍事機密「文書」と②の〈一連番号付きの秘密「書類」〉とで、機秘密度が高いのはどちらか。この点は実は未詳であるが、とりあえず「機密」の付く⑤が高いと考えておく。

一連番号をもたない軍事機密「書類」は、「軍事秘密書類（一連番号なし）」の扱いとなり[95]、陸軍の機秘密書類は「軍事機密書類（一連番号付き）」、「軍事極秘書類（一連番号付き）」、「軍事秘密書類（一連番号なし）」の 3 種類となる。そこで大正 6 年時の残りの 3 種類、すなわち（1a）（2a）（2b）について考えると、（1a）「軍事機密第　号」は昭和 8 年改正の「軍事機密書類（一連番号付き）」となり、（2b）「秘（一連番号なし）」は昭和 8 年改正の「軍事秘密書類（一連番号なし）」となったと推測できる。したがって、（2a）「秘第　号」が昭和 8 年改正の「軍事極秘書類（一連番号付き）」になったと考えられる。

付録 2　陸軍の機秘密書類に類似する書類

昭和 8 年「陸軍軍事秘密書類取扱規則」（以下、昭和 8 年「取扱規則」と略す）が規定する機秘密書類は「陸軍軍事機密書類」「陸軍軍事極秘書類」「陸軍軍事秘密書類」の 3 種類で、それらの書類上の符号は「軍事機密」「軍事極秘」「軍事秘密」であった。一方で、それら符号に類似するものとして、次のような事例が存在する。

総動員計画に関して、陸軍が調製する機秘密書類で、陸軍部外の官庁に配布するものには、「軍機取扱」と標記し、一連番号を付け、赤紙の表紙を用いる（昭和 8 年「取扱規則」第 65 条、アジ歴 Ref. C12120762100《1292》）。つまり、陸軍部外へ配布する機秘密書類には、「軍事機密」「軍事極秘」「軍事秘密」の符号は用いず、「軍機取扱」の符号を用いる。

その逆に、総動員計画に関して、陸軍部外の官庁が調製する機秘密書類のうち、赤紙の表紙に「軍機取扱」あるいは「機密取扱」と標記するものがある。これについては陸軍内では、陸軍軍事機密書類と同一の取扱いとする。同じく、桃色の表紙に「秘」と標記し、かつ一連番号を有するものがある。これについては陸軍内では、陸軍軍事極秘書類と同一の取扱いと

---

[95] この点については、昭和 8 年 2 月 18 日発出の史料のうち、(3)「陸普第八五一号／陸軍秘密書類取扱規則ノ説明配賦ノ件／陸軍一般へ通牒／昭和八年二月十八日、陸軍省副官飯田貞固」中の「第二　細説／其一　全般ニ就テ／二」（アジ歴 Ref. C12120762000《1227》）に、「機密書類に於ては、総て一連番号を附することに定めたのであります。之が為、第二条に「重要ナルモノ」の字句を加えたのであります。／現在の慣行では、「軍事機密」の標記をなし、而も一連番号なきものがあって、取扱上適当ならざるものがあったので、斯様に改めたのであります。従って機密書類に関する「中改正」（＜部分改正＞を伝達する書類を指す――引用者）等は第二十一条に定めました如く、之を秘密書類の取扱にしたのであります」とある。なお、この第 21 条（同《1252》）には、「前項（軍事機密書類を指す――引用者）の部分改正（正誤）に関する書類は、通常之を軍事秘密書類とし」とあり、また「附則」（アジ歴 Ref. C12120762100《1300》）に「本規則実施前に於て調製配布せられたる機（秘）密書類にして、一連番号を有せざるものの取扱に関しては、秘密書類中、軍事秘密書類に準ずるものとす」とある。

する。また同様に、桃色の表紙に「秘」と標記し、かつ一連番号を有せざるものがあり、これは陸軍軍事秘密書類と同一の取扱いとする（昭和 8 年「取扱規則」第 66 条、アジ歴 Ref. C12120762100《1293》）。つまり、「軍機取扱」は前述の如く陸軍も部外用に用いるが、「機密取扱」、「秘」（一連番号付きのものと一連番号なしの 2 種類がある）の書類は、一見すると、昭和 8 年「取扱規則」が規定する 3 種類の書類の符号に似ているが、しかし陸軍以外の官庁が用いる符号であるという説明である[96]。

また昭和 8 年「取扱規則」に対応する形で、たとえば関東軍は「関東軍陸軍秘密書類取扱細則」を制定している[97]。その第 25 条に、「取扱規則を適用せざる秘密書類は、表紙にマル極秘（「極秘」の 2 字を〇で囲んだもの）、マル秘（「秘」の 1 字を〇で囲んだもの）、（部外秘）、（演秘）等の標記を設け」とある（アジ歴 Ref. C12120762100《1299》）。つまり、陸軍内においても、各軍・各師団等がその内部で制定する個々の「細則」において、陸軍省が定める符号・標記以外のものを定めている。これも類似する符号・標記が出現する一因であった。

付録 3　昭和 8 年以前の機秘密書類の符号・標記の抹消・修正

昭和 12 年 8 月に「軍機保護法」が改正され、これに伴って陸軍省から「軍機保護法施行ニ準備ニ関スル件」が通牒され、この通牒にもとづき関東軍は「軍機保護法改正ニ伴フ図書標識改正ノ件」を通牒した（アジ歴 Ref. C12120762600《1381》）。そして表紙が「昭和十二年関副密六四五号／軍機保護法改正ニ伴フ図書標識改正ノ件通牒」（アジ歴 Ref. C12120762700《1382》）で始まる書類のなかに、「別紙（軍部内）／機秘密図書標識改正要領」の表がある（同《1383》）。なお、「図書」とは「地図」と「書類」の意味であり、ここで紹介する表は「書類」に関する改正要領である。この表によると、次のように整理できる。

・昭和 8 年改正前に「軍事機密」の指定であったもの（たとえば大正 6 年「現行」の（1a））については、抹消・修正せずそのままとする。
・昭和 8 年改正前に「秘」「一連番号」であったもの（たとえば大正 6 年「現行」の（2a））については、「秘」の字を抹消し、活字又はゴム印で「軍事極秘」に修正する。「一連番号」は残す。すなわち「秘」で「一連番号」のあるものは昭和 8 年改正の「陸軍軍事極秘書類」扱いとする。

---

[96] ただし、「秘」（一連番号付きのものと一連番号なしの 2 種類）の書類は、陸軍でも昭和 8 年以前は用いていた。

[97] その表紙には「昭和十三年関副密第三二七号／関東軍陸軍秘密書類取扱細則／（附　説明）／昭和十三年関副密第三九二号（中改正）」と記載されている（アジ歴 Ref. C12120762000《1215》）。

・昭和 8 年改正前に「秘」「規則適用」であったもの（おそらく大正 6 年「現行」の（2b））については、「秘」と「規則適用」（「規則」とは、昭和 8 年改正前なので「陸軍機密書類取扱規則」を指す）を抹消し、活字又はゴム印で「軍事秘密」に修正する。すなわち「秘」で「一連番号」がなく「規則適用」のあるものは昭和 8 年改正の「陸軍軍事秘密書類」扱いとする。
・昭和 8 年改正前に「規則適用なき」（「規則適用なき」とは、「陸軍機密書類取扱規則」の適用対象外であった書類を指す）「秘」「部外秘」であったものは、抹消・修正せずそのままとする。

少し説明を加えておこう。昭和 8 年改正前に「軍事機密」であったものは、昭和 8 年改正でも「陸軍軍事機密書類」の扱いとしたので、修正する必要はない。

他方、これまで「秘」の字が付くものは、(a)〈「秘」「一連番号」〉、(b)〈「秘」「規則適用」〉、(c)〈たんに「秘」〉、(d)〈「部外秘」〉の 4 種類があり、この間の区別が明瞭ではなかった。このうち(a)(b)は「陸軍機密書類取扱規則」の適用対象となっているものであり、(a)の場合はその目印として「一連番号」が付けられていた。また(b)の場合は「規則適用」の 4 文字が印刷されていた。そして「一連番号」が付いている(a)は、昭和 8 年の規則改正で「陸軍軍事極秘書類」の扱いとなったので、「軍事極秘」に修正する。(b)は「陸軍軍事秘密書類」扱いとなったので、「軍事秘密」に修正する。

これに対して、(c)〈たんに「秘」〉、(d)〈「部外秘」〉は、「陸軍機密書類取扱規則」の適用対象外のものであった。そして、(a)や(b)との違いを明瞭に区別にできる者は少なかった。とりわけ(b)〈「秘」「規則適用」〉と(c)〈たんに「秘」〉の違いは分かりにくい。区別するための目印は、(b)に「規則適用」の 4 文字があることだという[98]。このうち(a)と(b)は「陸軍機密書類取扱規則」の適用対象であったので、昭和 8 年「陸軍秘密書類取扱規則」にもとづいて抹消・修正作業を行う。しかし(c)と(d)では「陸軍機密書類取扱規則」の適用対象外であったので、抹消・修正作業は行わない。

付録 4　兵要地誌「概説」について

兵要地誌に「概説」の名が付いたものがある。管見では、「概説」に関するマニュアルは見つかっていない。いくつかの「概説」を実見した結果および「概説」の目次構成を紹介し

[98] なお、大正 6 年の「陸軍省発行機秘密書類番号標示ノ新旧対照」（表 4）には、「秘」の付く符号・標記としては、「秘第一種第　号」、「秘第二種第　号」、「秘第　号」、〈たんに「秘」〉しかあがっておらず、〈「秘」「規則適用」〉はあがっていない。しかし〈たんに「秘」〉も当時の「陸軍機密書類取扱規則」の対象であるので、他の対象外の書類と区別するために「規則適用」の 4 字が付加されていてもおかしくはない。

表5　兵要地誌の機秘密度と「用兵的観察」の位置

調製年月日 年	月	日	件名	所蔵	機秘密度	「用兵的観察」の位置
1929	3		浙江省兵要地誌	アジ歴	「秘」を抹消して「軍事秘密」	第一篇 総論、第2章 作戦上ニ於ケル浙江省ノ価値
1935	6	26	福建省兵要地誌	アジ歴	「秘」「規則適用」（「軍事秘密」に該当）	第四篇 用兵竝占領地統治的観察
1937	8	16	上海及南京附近兵要地誌概説	アジ歴	「軍事秘密」	第一章 用兵的観察
1937	8	20	平津地方（河北省北部）兵要地誌概説	※	「秘」「 第95号」（「軍事極秘」に該当）	第一章 用兵的観察
1938	9	30	広東省兵要地誌概説（第三版）	アジ歴	軍事秘密	第一章 用兵的観察
1940	7	20	雲南省兵要地誌概説（大本営陸軍部調製）	※	軍事極秘 第242号、参本機秘密室626号	第一章 用兵的観察
1943	4	15	雲南省兵要地誌概説	※	軍事秘密、参本機秘密室41号	第一章 用兵的観察
1943	12	8	江西省兵要地誌概説（大本営陸軍部調製）	※	軍事秘密、参本機秘密室34号のあ	第一章 用兵的観察
1944	2	1	広西省兵要地誌概説（大本営陸軍部調製）	※	軍事秘密、参本機秘密室376号	第一章 用兵的観察

・「所蔵」欄は資料所蔵機関等を示す。

「アジ歴」は、国立公文書館アジア歴史資料センターが提供するデジタルアーカイブを指す。

※は、古屋俊助氏寄贈兵要地誌等の調査［小林等（文責）2006：81-86］を示す。

た調査によれば、分量が少ないため、篇立てにはなっておらず、章立てに止まっている。たとえば 1937 年 8 月 16 日参謀本部 調製『上海及南京附近兵要地誌概説』の目次は、「第一章　用兵的観察／第二章　地形／第三章　交通、通信／第四章　気象／第五章　衛生／第六章　宿営、給養／第七章　航空／第八章　軍事施設」となっている（アジ歴 Ref. C13032679700《1812》）。すなわち、通常の「兵要地誌」の目次構成と比較すると、「第一篇 総則」「第三篇 国防用資源及経済状態」「第四篇 占領地統治資料」の内容に該当するものがなく、「第二篇 兵要地理」の内容に相当するもののみである。したがって本概説は、分量からみても、「第二篇 兵要地理」の簡易版といえよう。そして、通常の「兵要地誌」の第二篇第一章は「通則」であるが、本概説には「通則」はなく、第一章は「用兵的観察」となっている。次段では、他の「概説」を含めて検討しよう。

管見では、調製年月日が最も早い兵要地誌「概説」は、前述の『上海及南京附近兵要地誌概説』で、次いで 1937 年 8 月 20 日参謀本部 調製『平津地方（河北省北部）兵要地誌概説』で、そのあとに 1940 年以降調製の概説 4 種が続く（表 5）。これらはいずれも盧溝橋事件以降に調製されたものであり、参謀本部内の将校に限らず、動員されて中国大陸に派遣される部隊の司令官・参謀をはじめとする将校の閲読も想定されていると考えられる。すなわち、戦地で読まれることが多いことを考慮して、分量の少ないコンパクトなものとし、かつ要点を最初におくように構成した結果、「用兵的観察」を冒頭の第一章においたと考えられる。

「概説」ではない通常の兵要地誌において、第二篇兵要地理、第一章通則のあとの第二章に「用兵的観察」がおかれているのを、史料として実際に確認できるのは、源氏が見出した(オ)昭和 19（1944）年例規である。しかし兵要地誌「概説」において、1937 年 8 月から、「用兵的観察」が冒頭の第一章におかれていることからすれば、通常の兵要地誌においても(エ)の昭和 13（1938）年例規から、「用兵的観察」が第二篇の第二章におかれていた可能性は高いと思われる。

史料集

南京戦史編集委員会 編『南京戦史資料集 Ⅰ』偕行社、初版 1989 年、増補改訂版 1993 年。本稿では 1993 年の増補改訂版を用いる。

南京戦史編集委員会 編『南京戦史資料集 Ⅱ』偕行社、1993 年

「松井石根大将陣中日記」（南京戦史編集委員会 編『南京戦史資料集 Ⅱ』偕行社、1993 年、所収）松井日記と略称する。

「飯沼守日記」（南京戦史編集委員会 編『南京戦史資料集 Ⅰ』偕行社、初版 1989 年、増補改訂版 1993 年、所収）本稿では 1993 年の増補改訂版を用い、飯沼日記と略称する。

参考文献

江口圭一 1992「上海戦と南京進撃戦　――南京大虐殺の序章」, 洞富雄・藤原彰・本田勝一 編『南京大虐殺の研究』晩聲社, pp. 12-51.
影山好一郎 2019『第一次上海事変の研究　――軍事的勝利から外交破綻の序曲へ――』錦正社
笠原十九司 2017『日中戦争全史』〔上〕（株）高文研, 2017 年 7 月 20 日第一刷, 2018 年 1 月 20 日第五刷
小林茂・渡辺理絵・源昌久（文責）2006「古屋俊助氏寄贈『兵要地誌』類書所収の地図に関する目録」, 『外邦図研究ニューズレター』4, pp. 77-86.
小林茂 編 2009『近代日本の地図作製とアジア太平洋地域　「外邦図」へのアプローチ』大阪大学出版会
小林茂 2011『外邦図　帝国日本のアジア地図』中央公論新社（中公新書）
小林茂・渡辺理絵・山近久美子 2017「中国大陸における初期外邦測量の展開と日清戦争」, 小林茂 編『近代日本の海外地理情報収集と初期外邦図』大阪大学出版会, pp. 76-111.
櫻井良樹 2008「近代日中関係の担い手に関する研究（中清派遣隊）――漢口駐屯の日本陸軍派遣隊と国際政治」, 『麗澤大学経済社会総合研究センター Working Paper』29, pp. 1-41.
高遠拓児 2007「義和団事件後の参謀本部と南清官僚：一九〇一年における福島安正の南清旅行をめぐって」,『山根幸夫教授追悼記念論叢　明代中国の歴史的位相』汲古書院, pp. 213-238.
塚田建次郎・富澤章 2009「終戦直後の陸地測量部」, 小林茂 編『近代日本の地図作製とアジア太平洋地域　「外邦図」へのアプローチ』大阪大学出版会, pp. 306-325.
永井和 1997「日本陸軍の華北占領地統治計画について」（中国軍事史学会主催「盧溝橋事件 60 周年記念学術シンポジウム」1997 年 7 月、台北）の報告原稿
南京戦史編集委員会 編 1993『南京戦史』偕行社, 初版 1989 年, 増補改訂版 1993 年
二宮充史 2016「日本軍の渡洋上陸作戦　―水陸両用戦争の視点からの再評価―」, 『海幹校戦略研究』(6-1)
秦郁彦 編 2005『日本陸海軍総合辞典［第 2 版］』東京大学出版会
春名徹 1996「乍浦の海辺で」, 『本郷』7, 吉川弘文館, pp. 10-12.
藤原彰 1992「南京攻略戦の展開」、洞富雄・藤原彰・本田勝一 編『南京大虐殺の研究』晩聲社, pp. 52-94.
防衛庁防衛研修所戦史室著 1974『戦史叢書　中國方面海軍作戦〈1〉― 昭和十三年三月まで ―』（戦史叢書 72）朝雲新聞社。本稿では〈戦史叢書 72〉と略称する。
防衛庁防衛研修所戦史室著 1975『戦史叢書　支那事変陸軍作戦〈1〉― 昭和十三年一月まで ―』（戦史叢書 86）朝雲新聞社。本稿では〈戦史叢書 86〉と略称する。
源昌久 2005「兵要地誌類関係資料の解題」, 渡辺正氏所蔵資料集編集委員会 編『終戦前後の参謀本部と陸地測量部 ― 渡辺正氏所蔵資料集 ― 』大阪大学文学研究科人文地理

学教室, pp. 44-51.
源昌久 2009「日本の兵要地誌に関する一研究　―中国地域を中心に―」小林茂編『近代日本の地図作製とアジア太平洋地域　「外邦図」へのアプローチ』大阪大学出版会, pp. 256-298.
村上勝彦 1981「解説　隣邦軍事密偵と兵要地誌」陸軍参謀本部編『朝鮮地誌略 1』(復刻版) 龍溪書舎, pp. 1-48.
村上勝彦 2020「明治前期の陸軍インテリジェンス活動――隣邦での偵察活動と地図作製」『Intelligence インテリジェンス』Volume 20, 20 世紀メディア研究所発行, 文生書院, pp. 180-198.